

平成 20 年 12 月 19 日

退職給付会計に係る実務基準の改定について

(社)日本アクチュアリー会

(社)日本年金数理人会

日本アクチュアリー会及び日本年金数理人会（以下、「両会」という。）は、企業会計基準委員会から平成 20 年 7 月 31 日に公表された企業会計基準第 19 号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その 3）」をうけて、「退職給付会計に係る実務基準」（平成 11 年 9 月 2 日制定、平成 20 年 2 月 27 日最終改定）の改定を検討してまいりましたが、両会において実務基準の改定が承認されましたので、本日公表いたします。

実務基準の改定にあたり、平成 20 年 10 月 1 日に公開草案を公表し、平成 20 年 11 月 4 日までコメントの募集を行った後、両会に寄せられたコメントを検討し、公開草案の一部修正を行ったうえで公表するにいたったものです。

退職給付会計に係る実務基準の改定

退職給付会計に係る実務基準について、次のとおり下線部分を削除し、赤字部分を追加する。

なお、適用日については、次のとおりとする。

- ・ 2.2 項および付録 の改定については、企業会計基準第 19 号の第 3 項に定める適用時期に準じる。
- ・ 2.2 項および付録 以外の改定については、本改定の公表日とする。

2.2 割引率

割引率の基礎とする「安全性の高い長期の債券の利回り」のうち、「長期」とは退職給付の支払時までの平均残存期間を対象にする。なお、この「長期」に該当する債券が存在しない場合、もしくは流通量が少ない場合には、妥当性を考慮した上で、それに準ずる期間の債券の利回りを基礎とすることができるものとする。また、当該期間の金利水準の推計値を利用することも考えられるが、その場合にはその推計方法等の妥当性に十分留意する必要がある。

また、「一定期間の債券の利回り変動を考慮」して割引率を設定する場合には、特段の理由のない限り、当該債券の概ね 5 年以内の実績値のうち、その最大値から最小値の範囲内で合理的に定めることがその水準の妥当性を判断する一つの基準になるものと考えられる。

(注)会計上の割引率とは現価計算に用いる利率のことをいう。なお、日本公認会計士協会から公表された「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(以下、「日本公認会計士協会の実務指針」という。)によれば、割引率の基礎としては、退職給付の支払時までの平均残存期間を対象にすることを原則としているものの、実務上の観点から、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基にすることも認められている。

3.7 合理的な計算方法の採用

退職給付債務や勤務費用の計算において、計算結果に大きな差異が生じない場合には、**例えば以下に示すような**合理的な計算方法を用いることができるものとする。

- (1) 個々の従業員ごとに計算するのではなく、年齢、勤続年数などによりグループ分けし、いわゆる群団計算を行う。
- (2) 厚生年金基金制度および確定給付企業年金制度に含まれる役員部分を区分しないで計算する。
- (3) 退職予想日を年 1 回特定の日とみなして割引計算を行う。

- (4) 各期の昇給が年 1 回特定の日とみなして計算する。
- (5) 計算基準日時点における年齢や勤続年数に生じる 1 年未満の端数月を、全員一律の月数とみなして計算する。
- (6) 従業員全体の退職給付債務と比較して極めて少額となる特定の職種、あるいは特定の給付部分に対して、要支給額を補正するなどの簡便な方法で計算する。
- (7) 各期の年金の支払いが特定の日にまとめて支給されるものとみなして計算する。
- (8) 割引率（再評価率等）のみが異なる複数の計算結果の関係を用いて、信頼度に考慮した合理的な補正方法により、それら以外の割引率（再評価率等）による計算結果を求める。

（注）割引率に関する具体的な補正方法は付録に例示してある。

付録

・基礎率の算定方法

3 . 割引率について

割引率の決定までのプロセス例としては次のようなものがある。

(1)退職給付支払いまでの平均残存期間が 15 年である。国債を基準に割引率を設定することとしたが、該当する国債の流通量が少ないことから、十分な流通量のある残存期間 10 年の国債の利回り 2.425%を基準にして、割引率は 2.5%とした。

(2)退職給付支払いまでの平均残存期間が 21 年である。そこで 20 年国債の過去 5 年の利回りを調べると 2.3%～4.5%に分布しており、直近の利回りは 2.5%であった。今後の金利情勢を鑑みると直近値はボトムに近いと判断し、過去の変動も踏まえ近い将来には 4.0%水準まで上昇するものと考えて、これを割引率に用いた。

4 3 . 期待運用収益率について

5 4 . 予定一時金選択率について

・割引率に関する合理的な補正計算方法（例示）

実務基準 3.7 の(8)に記載されている「信頼度に考慮した合理的な補正方法」には、次のような方法が考えられる。

なお、いずれの方法においても、実際の計算結果と補正計算で得た結果の間に大きな差異が生じないように、補正元となる複数の割引率の計算を行う際には、当該割引率の幅（以下、「補正幅」という。）に留意する必要がある。（別表 2 を参照）

また、補正計算において外分補正を行うことがあるが、この場合には、補正值が実際数値を下回ること、及び、内分補正に比較して精度が低いことに留意する必要がある。（別表 3 を参照）

(1) 直線補間により補正計算する方法 (以下、「線形補間方式」という。)

割引率 $i\%$ の退職給付債務 (i) ・勤務費用 (i) は、割引率 $p\%$ と割引率 $q\%$ の退職給付債務 (p) , (q) ・勤務費用 (p) , (q) の計算結果を用いて以下の通り補正を行う。

[退職給付債務]

$$\begin{aligned} & \text{退職給付債務 (} i \text{)} \\ &= (\text{退職給付債務 (} q \text{)} - \text{退職給付債務 (} p \text{)}) \times (i-p) / (q-p) \\ & \quad + \text{退職給付債務 (} p \text{)} \end{aligned}$$

[勤務費用]

$$\begin{aligned} & \text{勤務費用 (} i \text{)} \\ &= (\text{勤務費用 (} q \text{)} - \text{勤務費用 (} p \text{)}) \times (i-p) / (q-p) \\ & \quad + \text{勤務費用 (} p \text{)} \end{aligned}$$

(2) 平均割引期間の概念を用いた近似式を使用する方法 (以下、「対数補間方式」という。)

割引率 $i\%$ の退職給付債務 (i) ・勤務費用 (i) は、割引率 $p\%$ と割引率 $q\%$ の退職給付債務 (p) , (q) ・勤務費用 (p) , (q) の計算結果を用いて以下の通り補正を行う。

[退職給付債務]

$$\begin{aligned} & \text{退職給付債務 (} i \text{)} = \text{退職給付債務 (} p \text{)} \times \left((1+p/100) \div (1+i/100) \right)^n \\ & \text{但し、} \\ & n = \log (\text{退職給付債務 (} p \text{)} \div \text{退職給付債務 (} q \text{)}) \\ & \quad \div \log \left((1+q/100) \div (1+p/100) \right) \end{aligned}$$

[勤務費用]

$$\begin{aligned} & \text{勤務費用 (} i \text{)} = \text{勤務費用 (} p \text{)} \times \left((1+p/100) \div (1+i/100) \right)^m \\ & \text{但し、} \\ & m = \log (\text{勤務費用 (} p \text{)} \div \text{勤務費用 (} q \text{)}) \div \log \left((1+q/100) \div (1+p/100) \right) \end{aligned}$$

別表1 期末において割引率の変更を必要としない範囲

別表2 補正幅の違いによる補正精度の比較

評価する企業の給付設計・計算基礎率・人員構成等により、補正精度は異なる。以下では参考のため、ある計算基礎率と人員構成を想定したうえで、2つの給付設計例に関する精度を示している。具体的な事例では必ずしも設例に示す精度とならないことに留意を要する。

【設例1】退職一時金制度

1. 制度内容

給付額（一時金） = 勤続年数 × 100,000 円

2. 計算基礎率

・ 予定退職率 : 次表の率

年齢（歳）	予定退職率（%）	年齢（歳）	予定退職率（%）	年齢（歳）	予定退職率（%）
15	9.834	31	3.027	47	0.246
16	9.933	32	2.582	48	0.212
17	9.974	33	2.219	49	0.197
18	10.089	34	1.920	50	0.206
19	10.166	35	1.664	51	0.247
20	10.108	36	1.440	52	0.316
21	9.950	37	1.245	53	0.419
22	9.680	38	1.074	54	0.560
23	9.232	39	0.931	55	0.720
24	8.595	40	0.806	56	0.885
25	7.802	41	0.696	57	1.077
26	6.896	42	0.598	58	1.293
27	5.961	43	0.509	59	1.498
28	5.060	44	0.427	60	1.662
29	4.256	45	0.357		
30	3.576	46	0.295		

・ 予定死亡率 : 平成 17 年 3 月 10 日付厚生労働省告示による確定給付企業年金に使用される率

3. 人員構成

上記計算基礎率に基づく定常人口（従業員数 2,000 人）

補正結果と実際の計算結果との乖離（退職給付債務）

(2.0%)

補正幅 (%)	補正計算の基礎 とした割引率 (%)		計算結果 (千円)	線形補間 方式 (千円)	乖離率 (%)	対数補間 方式 (千円)	乖離率 (%)
0.2	1.9	2.1	2,528,246	2,528,487	0.010	2,528,329	0.003
0.4	1.8	2.2	2,528,246	2,529,210	0.038	2,528,576	0.013
0.6	1.7	2.3	2,528,246	2,530,417	0.086	2,528,990	0.029
0.8	1.6	2.4	2,528,246	2,532,101	0.152	2,529,563	0.052
1.0	1.5	2.5	2,528,246	2,534,276	0.238	2,530,308	0.082
1.2	1.4	2.6	2,528,246	2,536,934	0.344	2,531,216	0.117
1.4	1.3	2.7	2,528,246	2,540,076	0.468	2,532,287	0.160
1.6	1.2	2.8	2,528,246	2,543,709	0.612	2,533,526	0.209
1.8	1.1	2.9	2,528,246	2,547,833	0.775	2,534,931	0.264
2.0	1.0	3.0	2,528,246	2,552,451	0.957	2,536,502	0.327
2.2	0.9	3.1	2,528,246	2,557,563	1.160	2,538,238	0.395
2.4	0.8	3.2	2,528,246	2,563,175	1.382	2,540,142	0.471
2.6	0.7	3.3	2,528,246	2,569,291	1.623	2,542,215	0.553
2.8	0.6	3.4	2,528,246	2,575,912	1.885	2,544,455	0.641
3.0	0.5	3.5	2,528,246	2,583,042	2.167	2,546,862	0.736

(3.0%)

補正幅 (%)	補正計算の基礎 とした割引率 (%)		計算結果 (千円)	線形補間 方式 (千円)	乖離率 (%)	対数補間 方式 (千円)	乖離率 (%)
0.2	2.9	3.1	2,279,700	2,279,893	0.008	2,279,768	0.003
0.4	2.8	3.2	2,279,700	2,280,470	0.034	2,279,970	0.012
0.6	2.7	3.3	2,279,700	2,281,436	0.076	2,280,312	0.027
0.8	2.6	3.4	2,279,700	2,282,790	0.136	2,280,791	0.048
1.0	2.5	3.5	2,279,700	2,284,528	0.212	2,281,403	0.075
1.2	2.4	3.6	2,279,700	2,286,655	0.305	2,282,151	0.108
1.4	2.3	3.7	2,279,700	2,289,174	0.416	2,283,039	0.146
1.6	2.2	3.8	2,279,700	2,292,083	0.543	2,284,062	0.191
1.8	2.1	3.9	2,279,700	2,295,386	0.688	2,285,224	0.242
2.0	2.0	4.0	2,279,700	2,299,083	0.850	2,286,523	0.299
2.2	1.9	4.1	2,279,700	2,303,175	1.030	2,287,958	0.362
2.4	1.8	4.2	2,279,700	2,307,668	1.227	2,289,533	0.431
2.6	1.7	4.3	2,279,700	2,312,560	1.441	2,291,243	0.506
2.8	1.6	4.4	2,279,700	2,317,858	1.674	2,293,095	0.588
3.0	1.5	4.5	2,279,700	2,323,564	1.924	2,295,086	0.675

【設例2】企業年金制度

1. 制度内容

・給付額（年金）

$$= \text{勤続年数} \times 100,000 \text{ 円} \div 143.94943 \text{ (利率 } 3.0\% \cdot 15 \text{ 年確定現価率)} \\ \times \text{脱退時年齢に応じた次の率}$$

脱退時 年齢（歳）	率	脱退時 年齢（歳）	率	脱退時 年齢（歳）	率
15	3.782	31	2.357	47	1.469
16	3.671	32	2.288	48	1.426
17	3.565	33	2.221	49	1.384
18	3.461	34	2.157	50	1.344
19	3.360	35	2.094	51	1.305
20	3.262	36	2.033	52	1.267
21	3.167	37	1.974	53	1.230
22	3.075	38	1.916	54	1.194
23	2.985	39	1.860	55	1.159
24	2.898	40	1.806	56	1.126
25	2.814	41	1.754	57	1.093
26	2.732	42	1.702	58	1.061
27	2.652	43	1.653	59	1.030
28	2.575	44	1.605	60	1.000
29	2.500	45	1.558		
30	2.427	46	1.513		

- ・ 60歳開始 15年保証期間付終身年金

2. 計算基礎率

- ・ 予定退職率 : 設例1と同じ
- ・ 予定死亡率 : 平成17年3月10日付厚生労働省告示による確定給付企業年金に使用される率
- ・ 予定一時金選択率 : 0.0% (全員が年金を全部選択する前提)

- ### 3. 人員構成
- 上記計算基礎率に基づく定常人口() (従業員数 2,000人)
年金者が存在しない定常人口を想定

補正結果と実際の計算結果との乖離（退職給付債務）

(2.0%)

補正幅 (%)	補正計算の基礎 とした割引率 (%)		計算結果 (千円)	線形補間 方式 (千円)	乖離率 (%)	対数補間 方式 (千円)	乖離率 (%)
0.2	1.9	2.1	3,990,571	3,992,086	0.038	3,990,874	0.008
0.4	1.8	2.2	3,990,571	3,996,633	0.152	3,991,783	0.030
0.6	1.7	2.3	3,990,571	4,004,223	0.342	3,993,301	0.068
0.8	1.6	2.4	3,990,571	4,014,856	0.609	3,995,418	0.121
1.0	1.5	2.5	3,990,571	4,028,566	0.952	3,998,154	0.190
1.2	1.4	2.6	3,990,571	4,045,363	1.373	4,001,495	0.274
1.4	1.3	2.7	3,990,571	4,065,272	1.872	4,005,443	0.373
1.6	1.2	2.8	3,990,571	4,088,330	2.450	4,010,006	0.487
1.8	1.1	2.9	3,990,571	4,114,576	3.107	4,015,189	0.617
2.0	1.0	3.0	3,990,571	4,144,047	3.846	4,020,986	0.762
2.2	0.9	3.1	3,990,571	4,176,786	4.666	4,027,400	0.923
2.4	0.8	3.2	3,990,571	4,212,850	5.570	4,034,438	1.099
2.6	0.7	3.3	3,990,571	4,252,298	6.559	4,042,106	1.291
2.8	0.6	3.4	3,990,571	4,295,190	7.633	4,050,402	1.499
3.0	0.5	3.5	3,990,571	4,341,595	8.796	4,059,330	1.723

(3.0%)

補正幅 (%)	補正計算の基礎 とした割引率 (%)		計算結果 (千円)	線形補間 方式 (千円)	乖離率 (%)	対数補間 方式 (千円)	乖離率 (%)
0.2	2.9	3.1	3,160,981	3,162,036	0.033	3,161,203	0.007
0.4	2.8	3.2	3,160,981	3,165,193	0.133	3,161,860	0.028
0.6	2.7	3.3	3,160,981	3,170,471	0.300	3,162,966	0.063
0.8	2.6	3.4	3,160,981	3,177,870	0.534	3,164,515	0.112
1.0	2.5	3.5	3,160,981	3,187,396	0.836	3,166,501	0.175
1.2	2.4	3.6	3,160,981	3,199,066	1.205	3,168,932	0.252
1.4	2.3	3.7	3,160,981	3,212,903	1.643	3,171,811	0.343
1.6	2.2	3.8	3,160,981	3,228,918	2.149	3,175,134	0.448
1.8	2.1	3.9	3,160,981	3,247,141	2.726	3,178,908	0.567
2.0	2.0	4.0	3,160,981	3,267,592	3.373	3,183,127	0.701
2.2	1.9	4.1	3,160,981	3,290,303	4.091	3,187,798	0.848
2.4	1.8	4.2	3,160,981	3,315,311	4.882	3,192,925	1.011
2.6	1.7	4.3	3,160,981	3,342,645	5.747	3,198,503	1.187
2.8	1.6	4.4	3,160,981	3,372,351	6.687	3,204,542	1.378
3.0	1.5	4.5	3,160,981	3,404,470	7.703	3,211,042	1.584

別表3 内分補正と外分補正の補正精度の比較

評価する企業の給付設計・計算基礎率・人員構成等により、補正精度は異なる。以下では参考のため、ある計算基礎率と人員構成を想定したうえで、2つの給付設計例に関する精度を示している。具体的な事例では必ずしも設例に示す精度とならないことに留意を要する。

【設例1】退職一時金制度（内容は別表2の設例1と同じ）

補正結果と実際の計算結果との乖離（退職給付債務）

割引率2.0%と2.5%の計算結果を使用して補正

割引率（%）	計算結果 （千円）	線形補間 方式（千円）	乖離率（%）	対数補間 方式（千円）	乖離率（%）
1.5	2,669,968	2,657,908	▲ 0.452	2,665,607	▲ 0.163
1.6	2,640,591	2,631,976	▲ 0.326	2,637,496	▲ 0.117
1.7	2,611,743	2,606,044	▲ 0.218	2,609,708	▲ 0.078
1.8	2,583,410	2,580,111	▲ 0.128	2,582,240	▲ 0.045
1.9	2,555,581	2,554,179	▲ 0.055	2,555,087	▲ 0.019
2.0	2,528,246	2,528,246	0.000	2,528,246	0.000
2.1	2,501,393	2,502,314	0.037	2,501,713	0.013
2.2	2,475,009	2,476,381	0.055	2,475,484	0.019
2.3	2,449,090	2,450,449	0.055	2,449,556	0.019
2.4	2,423,611	2,424,516	0.037	2,423,923	0.013
2.5	2,398,584	2,398,584	0.000	2,398,584	0.000
2.6	2,373,984	2,372,652	▲ 0.056	2,373,534	▲ 0.019
2.7	2,349,800	2,346,719	▲ 0.131	2,348,769	▲ 0.044
2.8	2,326,033	2,320,787	▲ 0.226	2,324,287	▲ 0.075
2.9	2,302,673	2,294,854	▲ 0.340	2,300,083	▲ 0.112
3.0	2,279,700	2,268,922	▲ 0.473	2,276,155	▲ 0.155

割引率2.0%と3.0%の計算結果を使用して補正

割引率（%）	計算結果 （千円）	線形補間 方式（千円）	乖離率（%）	対数補間 方式（千円）	乖離率（%）
1.0	2,825,203	2,776,793	▲ 1.714	2,806,751	▲ 0.653
1.2	2,761,384	2,727,084	▲ 1.242	2,748,471	▲ 0.468
1.4	2,699,883	2,677,374	▲ 0.834	2,691,512	▲ 0.310
1.6	2,640,591	2,627,665	▲ 0.490	2,635,843	▲ 0.180
1.8	2,583,410	2,577,956	▲ 0.211	2,581,431	▲ 0.077
2.0	2,528,246	2,528,246	0.000	2,528,246	0.000
2.2	2,475,009	2,476,537	0.143	2,476,258	0.050
2.4	2,423,611	2,428,828	0.215	2,425,437	0.075
2.6	2,373,984	2,379,118	0.216	2,375,755	0.075
2.8	2,326,033	2,329,409	0.145	2,327,185	0.050
3.0	2,279,700	2,279,700	0.000	2,279,700	0.000
3.2	2,234,906	2,229,990	▲ 0.220	2,233,272	▲ 0.073
3.4	2,191,596	2,180,281	▲ 0.516	2,187,877	▲ 0.170
3.6	2,149,699	2,130,572	▲ 0.890	2,143,490	▲ 0.289
3.8	2,109,157	2,080,862	▲ 1.342	2,100,087	▲ 0.430
4.0	2,069,919	2,031,153	▲ 1.873	2,057,643	▲ 0.593

【設例2】企業年金制度（内容は別表の設例2と同じ）

補正結果と実際の計算結果との乖離（退職給付債務）

割引率 2.0%と 2.5%の計算結果を使用して補正

割引率（%）	計算結果 （千円）	線形補間 方式（千円）	乖離率（%）	対数補間 方式（千円）	乖離率（%）
1.5	4,512,965	4,436,973	▲ 1.684	4,495,820	▲ 0.380
1.6	4,401,698	4,347,693	▲ 1.227	4,389,689	▲ 0.273
1.7	4,293,954	4,258,412	▲ 0.828	4,286,164	▲ 0.181
1.8	4,189,602	4,169,132	▲ 0.489	4,185,179	▲ 0.106
1.9	4,088,511	4,079,851	▲ 0.212	4,086,669	▲ 0.045
2.0	3,990,571	3,990,571	0.000	3,990,571	0.000
2.1	3,895,661	3,901,290	0.145	3,896,823	0.030
2.2	3,803,664	3,812,010	0.219	3,805,366	0.045
2.3	3,714,491	3,722,729	0.222	3,716,142	0.044
2.4	3,628,014	3,633,449	0.150	3,629,095	0.030
2.5	3,544,168	3,544,168	0.000	3,544,168	0.000
2.6	3,462,837	3,454,887	▲ 0.230	3,461,309	▲ 0.044
2.7	3,383,932	3,365,607	▲ 0.542	3,380,464	▲ 0.102
2.8	3,307,378	3,276,326	▲ 0.939	3,301,584	▲ 0.175
2.9	3,233,094	3,187,046	▲ 1.424	3,224,619	▲ 0.262
3.0	3,160,981	3,097,765	▲ 2.000	3,149,519	▲ 0.363

割引率 2.0%と 3.0%の計算結果を使用して補正

割引率（%）	計算結果 （千円）	線形補間 方式（千円）	乖離率（%）	対数補間 方式（千円）	乖離率（%）
1.0	5,127,113	4,820,161	▲ 5.987	5,049,465	▲ 1.514
1.2	4,869,283	4,654,243	▲ 4.416	4,816,400	▲ 1.086
1.4	4,627,888	4,488,325	▲ 3.016	4,594,522	▲ 0.721
1.6	4,401,698	4,322,407	▲ 1.801	4,383,272	▲ 0.419
1.8	4,189,602	4,156,489	▲ 0.790	4,182,122	▲ 0.179
2.0	3,990,571	3,990,571	0.000	3,990,571	0.000
2.2	3,803,664	3,824,653	0.552	3,808,143	0.118
2.4	3,628,014	3,658,735	0.847	3,634,387	0.176
2.6	3,462,837	3,492,817	0.866	3,468,875	0.174
2.8	3,307,378	3,326,899	0.590	3,311,202	0.116
3.0	3,160,981	3,160,981	0.000	3,160,981	0.000
3.2	3,023,009	2,995,063	▲ 0.924	3,017,847	▲ 0.171
3.4	2,892,902	2,829,145	▲ 2.204	2,881,452	▲ 0.396
3.6	2,770,118	2,663,227	▲ 3.859	2,751,469	▲ 0.673
3.8	2,654,171	2,497,309	▲ 5.910	2,627,582	▲ 1.002
4.0	2,544,613	2,331,391	▲ 8.379	2,509,497	▲ 1.380

以 上

退職給付会計に係る実務基準

制 定 日	平成 11 年 9 月 2 日
第 1 回改定日	平成 11 年 10 月 15 日
第 2 回改定日	平成 11 年 11 月 10 日
第 3 回改定日	平成 12 年 11 月 15 日
第 4 回改定日	平成 14 年 5 月 14 日
第 5 回改定日	平成 15 年 11 月 12 日
第 6 回改定日	平成 20 年 2 月 27 日
第 7 回改定日	平成 20 年 12 月 19 日

日本アクチュアリー会

日本年金数理人会

目 次

< 本文 >

第1節 一般的事項

1.1 会員の役割	1
1.2 誠実義務の遵守	1
1.3 業務責任の明示	1
1.4 守秘義務の遵守	2
1.5 本実務基準の位置付け	2

第2節 数理計算において用いる予測数値

2.1 基礎率の合理的な設定についての考え方	2
2.2 割引率	3
2.3 期待運用収益率	3
2.4 予定退職率	3
2.5 予定昇給率	4
2.6 予定死亡率	4
2.7 予定一時金選択率	4
2.8 キャッシュバランス制度の再評価および額の改定に用いる率	5
2.9 複数制度を採用している場合の合理的な基礎率の設定	5
2.10 複数事業主制度を採用している場合などの合理的な基礎率の設定	6
2.11 基礎率変更の重要性基準	6

第3節 退職給付債務および勤務費用等の計算手法

3.1 適用範囲	7
3.2 退職給付債務の計算手順	7
3.3 退職給付額の計算	7
3.4 期末までに発生していると認められる額の割合	8
3.5 勤務費用の計算方法	10
3.6 利息費用と期待運用収益の計算方法	10
3.7 合理的な計算方法の採用	11
3.8 退職給付債務および勤務費用の評価に用いるデータ等の基準日	11
3.9 平均残存勤務期間の計算方法	13

第4節 報告

4.1 報告に関する基本的な考え方	13
4.2 評価結果の報告	13
4.3 その他明示すべき事項	14

第5節 その他

5.1 確定拠出型の企業年金制度等との調整	14
5.2 過去勤務債務の計算方法	14
5.3 複数事業主制度における年金受給者等に係る退職給付債務の計算方法	15
5.4 厚生年金基金の代行部分に係る注記の取扱い	15
5.5 厚生年金基金の代行部分返上に関する取扱い	16
5.6 「併せ給付」等の退職給付債務の計算方法	16
5.7 退職給付制度の終了の会計処理適用時における退職給付債務等の算定	16

< 付録 >

・ 基礎率の算定方法

1. 予定退職率について	18
2. 予定昇給率について	19
3. 期待運用収益率について	20
4. 予定一時金選択率について	20

・ 退職給付債務等の計算式(例示)

1. 記号の定義	21
2. 計算式(例示)	21

・ 平均残存勤務期間の計算式(例示)

.....	23
-------	----

・ 定率法により費用処理を行う場合の下限の率

.....	24
-------	----

・ 報告書(例示)

.....	25
-------	----

・ 割引率に関する合理的な補正計算方法(例示)

.....	27
-------	----

別表 1	期末において割引率の変更を必要としない範囲	29
別表 2	補正幅の違いによる補正精度の比較	39
別表 3	内分補正と外分補正の補正精度の比較	43

退職給付会計に係る実務基準

この実務基準は、財務諸表への計上を目的として、企業会計審議会から公表されている「退職給付に係る会計基準」（企業会計基準委員会による改正を含む。以下、「会計基準」という。）に基づき、企業等からの依頼により退職給付に係る会計上の債務・費用の評価を行う場合や、会計監査人（以下、「監査人」という。）等からの依頼により評価結果の確認を行う場合に、社団法人日本アクチュアリー会の正会員および社団法人日本年金数理人会の正会員（以下、「会員」と総称する。）が準拠すべきものである。

第1節 一般的事項

1.1 会員の役割

会員の役割は、企業または監査人など（以下、「依頼者」という。）からの依頼に基づき、自らのアクチュアリー技術・知識をもって、退職給付に係る会計上の債務・費用の評価を行い、あるいは評価結果の確認を行うことである。特に、基礎率の設定等については、適切な情報提供を行うとともに、積極的に助言や意見を行い、依頼者の決定に資するものとする。

1.2 誠実義務の遵守

会員は、常に公正な立場を堅持し、評価すべき退職給付制度に関する諸規定に基づいて、専門家として求められる高度な水準の知識を基礎として十分な注意を払い、退職給付に係る会計上の債務・費用の評価や評価結果の確認を行うものとする。

1.3 業務責任の明示

会員は、評価や確認を行った結果を依頼者に報告する場合、あるいは基礎率の設定等について助言や意見を行う場合には、自己の氏名と資格を明示しなければならない。

また、会員は、報告書等を作成する場合には、専門家として負うべき責任の範囲を明らかにしなければならない。特に、評価を行うための情報や使用するデータの信頼性が不足していたり、依頼者が提示した前提条件に合理性が欠けるなど、本目的に即した適正な評価ができない虞れがある場合には、報告書にその旨を記載し、所見を付すものとする。

1.4 守秘義務の遵守

会員は、退職給付に係る会計上の債務・費用の評価や評価結果の確認を行う上で知り得た秘密を、正当な理由がなく他に漏らしたり、他の目的に利用してはならない。

1.5 本実務基準の位置付け

本実務基準は、専門家として評価業務を行うにあたっての実務内容を標準化したものであり、本実務基準に従って評価や確認を行うことは、「専門家として求められる高度な水準の知識を基礎として十分な注意を払った」ことになる。

なお、本実務基準に定めた方法以外の特例的な取扱いを行う場合には、その旨を明らかにした上で業務を行うものとする。

第2節 数理計算において用いる予測数値

2.1 基礎率の合理的な設定についての考え方

基礎率は退職給付に係る会計上の債務・費用の評価を行うにあたって極めて重要な要素となることから、その設定は合理的に行う必要がある。基礎率については経済変数的なものや人口統計的なものに分類することができる。

経済変数的な基礎率とは、割引率、期待運用収益率、予定昇給率のうちベースアップに相当する部分など、経済のインフレ率や成長率を反映するものである。当該基礎率の設定にあたっては、将来のインフレ率や成長率の前提のもとに、相互に矛盾のないものとする必要がある。例えば、低インフレ率や低成長率を前提に期待運用収益率を低く設定したにもかかわらず、ベースアップ率を高く見込むことは合理的でない場合がある。なお、これらの基礎率の設定にあたっては、現在および過去の実績データのみならず、市場関係者間で共有されている予測数値なども参考とすべきである。

人口統計的な基礎率とは、予定退職率、予定死亡率、予定昇給率のうち定期昇給に相当する部分、予定一時金選択率など、人員集団全体としての特性を反映するものである。それぞれの算出方法としては、その集団の現在および過去の実績データを用いて算定する企業年金の数理実務で行われている一般的な方法があり、これらを利用することは基本的には妥当であると考えられる。会員は、当該退職給付制度の特性や実績データなどに基づき、これらの合理的な方法を利用しつつ、将来の予測を行うという観点からの専門性をもって、適正な基礎率を算定することが必要である。

(注)基礎率の算定方法については付録に記載してある。

2.2 割引率

割引率の基礎とする「安全性の高い長期の債券の利回り」のうち、「長期」とは退職給付の支払時までの平均残存期間を対象にする。

(注)会計上の割引率とは現価計算に用いる利率のことをいう。なお、日本公認会計士協会から公表された「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(以下、「日本公認会計士協会の実務指針」という。)によれば、割引率の基礎としては、退職給付の支払時までの平均残存期間を対象にすることを原則としているものの、実務上の観点から、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基にすることも認められている。

2.3 期待運用収益率

期待運用収益率は、期首の年金資産に対して見込むことのできるその年度の運用収益率であり、時価ベースの実質運用収益率(運用報酬等控除後の運用収益率)に対応するものである。したがって、基本的にはその年度の年金資産のアセットミックスや運用方針に基づいて、当該年度の期待運用収益率を算定することになる。

なお、一般には、短期間の運用収益率を予測することは長期間の平均的なものを予測することよりも困難であると考えられているため、期待運用収益率としては、合理的な根拠に基づく市場や経済環境の予測等を基礎にした長期的なものを用いることができるものとする。

2.4 予定退職率

予定退職率については、企業年金の数理実務において一般に使用されている方法に準じて算定することは妥当であると考えられる。この場合、実績データを基礎に算定するものの、将来の退職率の変動が合理的に予見できる場合は、その見込みに基づいて補正を行うことが必要である。

なお、実績データが存在しなかったり、予定退職率算定の母集団が十分に大きくないなど、過去の実績に基づいて算定することが困難な場合には、業種・規模の類似する他企業(親会社等を含む。)の統計実績を用いるなどの方法もやむを得ないものと考えられる。

また、従業員全員の退職が見込まれる最終年齢については、通常は定年年齢とすることになる。

2.5 予定昇給率

予定昇給率のうち定期昇給に相当する部分(ベースアップ以外の昇給であり、勤務の継続に応じて昇給する部分などを指している。)の見込みについては、企業年金の数理実務として年齢別に算定する方法(静態的な見込み)が一般的に用いられており、これに準じて算定することは妥当であると考えられる。

また、毎年のベースアップについても、退職給付に反映させることが明確になっており、かつ今後のインフレ率等の見込みから合理的に予測できる場合には、予定昇給率の中に含めることが必要である。退職給付制度の中には、定期昇給とベースアップを分離して考えることが適当でない場合や、年俸制等のため、静態的な見込みを行うことが困難な場合があるが、このような場合には、過去の昇給実績や依頼企業の昇給に係る運営方針などを勘案して、定期昇給とベースアップを区別せずに一体として昇給を見込むこともできるものとする。

なお、依頼企業の給与体系の変更等により、実績データに依拠することが妥当でない場合は、依頼者より給与規定の変更内容や昇給モデルなど、十分な情報収集を行った上で算定することが必要である。

2.6 予定死亡率

予定死亡率については、個々の企業の実績よりも国民全体の生命表を基準にして設定する方法が一般的であり、合理性が高いと考えられる。したがって、予定死亡率は、原則として企業年金制度で使用されている死亡率や直近の国民生命表に基づく死亡率を使用するものとし、当該企業の過去の実績に基づく死亡率については、極めて大規模の企業で十分な実績値が利用できるなど、明らかにその方が合理的である場合に限りて使用することができるものとする。

なお、死亡率は通常、男女別に定められているが、退職給付債務や勤務費用の評価は必ずしも男女別に行う必要がない場合もある。例えば、退職給付債務に占める男子の割合が高い場合や死亡率の影響を余り受けない制度の場合には男子の死亡率を採用するなど、いずれか一方の死亡率を用いることも合理的であると考えられる。

2.7 予定一時金選択率

年金による退職給付で一時金選択が認められており、予定一時金選択率を過去の実績から合理的に算定できる場合には、当該率を計算の基礎として用いることが必要である。

なお、予定一時金選択率の算定が困難である場合には、退職給付見込額が最大となる受給方法を前提にして、退職給付債務や勤務費用の評価を行うことができるものとする。

(注) 予定一時金選択率を過去の実績から合理的に算定できる場合とは、過去の実績が安定的・継続的であり、今後も同じ傾向が続くものと想定できる場合である。

2.8 キャッシュバランス制度の再評価および額の改定に用いる率

キャッシュバランス制度における給付の額は、定額または給与の額などに一定の割合を乗ずる方法により算定したもの(以下、「拠出付与額」という。)を、定率や国債の利回り、あるいはそれらの組合せなどの指標によって再評価し、その累計額を規約で定める率(年金現価率)で除して決定されている。また、年金として支給する給付の額について、規約で定めるところにより、同様の指標によって額の改定を行っている制度もある。これらの制度の退職給付債務や勤務費用を評価する際には、将来の給付額を見積る上で、計算基礎の一つとして再評価や額の改定に用いる指標(以下、「再評価率等」という。)の予測を行う必要がある。本実務基準において、再評価率等の将来予測値は、経済変数的な基礎率に位置付けられる。

再評価率等の将来予測値の設定方法としては、評価時点での指標やその過去の平均値を用いる方法のほか、市場や経済環境の将来の見通しに基づいた予測値を用いる方法などが合理的なものと考えられる。

2.9 複数制度を採用している場合の合理的な基礎率の設定

複数制度を採用している場合、予定退職率については同一のものを使用することを原則とするが、例えば、厚生年金基金制度において基本部分と加算部分の対象とする従業員の範囲が大幅に異なるなど、別々に計算することに合理的な理由があると考えられる場合には、各制度ごとに算定することもできるものとする。また、予定死亡率についても、業務上死亡の発生の可能性が明らかに異なるなど合理的な理由がある場合を除いて、原則としては各制度に同一のものを使用する必要がある。

なお、企業年金制度と退職金制度で対象となる従業員の範囲が基本的に同一である場合(退職金制度を全部移行している企業年金制度の場合を含む。)には、企業年金制度の財政運営で使用している予定退職率を、両制度に係る会計上の債務・費用の評価にそのまま用いることができるものとする。その場合、当該予定退職率の中には、安全割掛け等の保守的な見込みを行っているものもあり、会計上の評価に用いることの妥当性については検証が必要である。

また、予定昇給率についても、企業年金制度と退職金制度で対象となる給与が同じである場合には、企業年金制度の財政運営で使用しているものを、両制度に係る会計上の債務・費用の評価にそのまま用いることができるものとする。

2.10 複数事業主制度を採用している場合などの合理的な基礎率の設定

予定退職率は個別企業ごとに算定することを原則とするが、連結決算対象等の企業集団において、企業間の人事交流があるために会社間異動の影響を排除する場合や各企業で同様の退職率を有すると考えられる場合など、企業集団全体で退職率を算定することが合理的であると考えられる場合には、当該取扱いによる予定退職率を用いることができるものとする。

なお、予定退職率が企業集団の主要な企業のみで算定されており、当該企業集団に属するが当該退職率の算定対象でない企業であっても、統計データ数が少なかったり、統計データの収集が困難である場合や人事交流が多いなどの理由により適正に算定できない場合には、当該予定退職率を使用することができるものとする。この場合、同様の退職率を有するとみなせるかどうかなど、この予定退職率を使用することについての妥当性の検証は必要である。

また、予定昇給率についても、企業間の給与水準等の格差を検証した上で、企業集団全体ないしは一部の企業集団で算出したものを使用しても合理的であると考えられる場合には、当該取扱いによる予定昇給率を用いることができるものとする。

2.11 基礎率変更の重要性基準

経済変数的な基礎率については、インフレ水準等の経済環境の変化に応じて、基本的には見直していくことが必要であるが、その変化が軽微であると考えられる場合には、重要性基準に従って見直しを行わないことができる。特に、割引率については、前期末に用いた割引率による退職給付債務と比較して、期末に算定した割引率によるものが10%以上変動することはないと推定される場合には、その見直しを行わないことができることになっている。

人口統計的な基礎率については、人員集団に大幅な変動がない限り、毎年度の変動は軽微であると考えられることから、企業年金制度における財政再計算と同様に、一定期間ごとに見直しを行う方法を採用していくことが妥当であると考えられる。

(注)前期末の割引率と退職給付支払時までの平均残存期間に応じて、期末に算定した割引率が付録の別表に示されている範囲内である場合には、割引率の変更を要しない場合の目安として利用することができる。

第3節 退職給付債務および勤務費用等の計算手法

3.1 適用範囲

会計上の債務・費用の評価を行う退職給付は、一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて退職以後に従業員に支給される給付であり、必ずしも成文化されていることを要しているわけではない。したがって、対象となる退職給付の範囲については、依頼者と十分に協議することが必要である。

3.2 退職給付債務の計算手順

退職給付債務の計算は、原則として個々の従業員ごとに次の手順で行う。

- (1) 現時点から最終年齢(一般には定年年齢)時点までの各年度ごとに、様々な退職事由で退職すると仮定した場合の退職給付額を算定する。
- (2) 各年度ごとに算定される退職事由別の退職給付額に、退職事由別の退職確率を乗じて、退職事由別の退職給付見込額を算定する。
- (3) 各年度ごとに算定される退職事由別の退職給付見込額に、期末までに発生していると認められる額の割合を乗じて、退職給付見込額のうち期末までの発生額を算定する。
- (4) 退職給付見込額のうち期末までの発生額に対して、各年度の退職時点から現時点までの期間の割引計算を行い、現在価値を算定する。
- (5) 各年度別、退職事由別に算定した現在価値をすべて合計する。

なお、加入資格要件や最低受給資格要件を満たさない従業員に対しても、基本的には当該退職給付制度に係る退職給付債務は計算する必要があることに留意する。

また、年金受給者等(年金受給待期者を含む。以下同じ。)に係る退職給付債務については、上記の従業員の計算に用いた基礎率と同一のものを使用して、原則として個人ごとに現時点における年金現価額(給付現価額)を計算することになる。

さらに、退職給付制度に係る未払給付がある場合には、基本的には当該金額を退職給付債務に含める処理を行うことが一般的であると考えられる。

(注)具体的な計算式については付録に記載してある。

3.3 退職給付額の計算

退職給付の算定式が退職時の給与や資格に基づいている場合には、各年度ごとの退

職時の当該要素を合理的に推定し、退職給付額の計算を行う必要がある。また、年金による退職給付の場合には、退職給付額として退職時における年金現価額を用いるものとし、さらに一時金選択が認められており、かつその選択の可能性を合理的に見積ることができる場合には、選択一時金額と年金現価額をその選択割合で加重計算したものを退職給付額として用いることになる。

なお、臨時に支給される退職給付等で退職前にその支給額の一部が予測できることとなった場合には、当該期末から計算に含めることが必要である。

3.4 期末までに発生していると認められる額の割合

期末までに発生していると認められる額の割合を計算する方法として、基本的には以下の4つの方法がある。

3.4.1 勤務期間を基準とする方法(期間定額基準)

期末までに発生していると認められる額の割合として、「退職時点までの勤務期間」に対する「現在時点までの勤務期間」の割合を用いるものであり、会計基準で原則としている方法である。

試用期間や他社勤務期間などを過去勤務年数とみなして退職給付額を決定している場合には、勤務期間にこれらの期間を含めることが必要である。

なお、加入期間に基づいて給付額を決定する退職給付制度で以下のような場合には、重要性基準を考慮した上で当該部分に限り、加入期間を用いて当該割合を算定することができるものとする。

(1) 加入資格は入社即時であるが、制度設立前の勤務期間を退職給付の算出基礎にしていない場合

(2) 加入資格に年齢条件がある場合

(3) 従業員の拠出部分がある場合

また、退職給付の打切り支給を行っている場合には、打切り支給後の期間は勤務期間に含めないことになる。

3.4.2 給与総額を基準とする方法(給与基準)

期末までに発生していると認められる額の割合として、「退職時点までの勤務期間にわたる総給与額」に対する「現在時点までの勤務期間にわたる総給与額」の割合を用いる方法である。

全勤務期間の給与額を体系的に定めており、退職給付の算定基礎となる各期の

給与額に各期の労働の対価が合理的に反映されていると認められる場合には、当該方法を用いることができるものとする。

なお、配分に用いる給与としては、退職給付の算定に使用されている給与と同じものを使用し、また、退職給付の算定に複数の給与を使用している制度の場合には、それぞれの給与を用いて配分することが必要である。

(注)全勤務期間の給与額を体系的に定めている給与の例としては、生涯給与を合理的に推定できる等級別の給与テーブルがあり、合理的で実現性の高いモデル給与ないしはモデル昇進体系が利用できる場合などがある。

3.4.3 支給倍率を基準とする方法(支給倍率基準)

期末までに発生していると認められる額の割合として、「退職時点における支給倍率」に対する「現在時点における支給倍率」の割合を用いる方法である。

退職事由や勤続年数による給付の増分の格差が僅少であったり、頭打ちを含め支給倍率が前加重となっている場合や、業務内容の専門性・複雑性を重視して支給倍率が設定されている場合などにあつて、支給倍率の増加が各期の労働の対価を合理的に反映していると認められる場合には、当該方法を用いることができるものとする。

なお、支給倍率が労働の対価を合理的に反映していない例としては以下のような場合があるが、(3)にあつては初めて給付が行われるまでの期間、(4)にあつては特定の勤続や年齢までの期間の支給倍率について適切な補正を行えば、当該方法を用いることもできるものとする。

- (1) 勤続年数の増加に伴い支給倍率が減少する場合
- (2) 支給倍率が明らかに後加重となっている場合
- (3) 短期勤続の退職者に対して給付がない場合
- (4) 特定の勤続や年齢の前後において支給倍率に大幅な格差がある場合

3.4.4 ポイント累計を基準とする方法(ポイント基準)

期末までに発生していると認められる額の割合として、「退職時点までの勤務期間にわたるポイント累計」に対する「現在時点までの勤務期間にわたるポイント累計」の割合を用いる方法である。

適格退職年金制度、厚生年金基金制度および確定給付企業年金制度で認められているポイント制の要件を満たしているなど、そのポイントの増加が各期の労働の対価を合理的に反映していると認められる場合には、当該方法を用いることが

できるものとする。

なお、キャッシュバランス制度の実態によっては、拠出付与額の再評価後の累計額を本節のポイント累計の一種とみなすことにより、当該方法を用いることもできるが、その場合には、ポイント相当額の増加が各期の労働の対価を合理的に反映していると認められることが必要である。

3.5 勤務費用の計算方法

勤務費用は、退職給付見込額のうち当期の発生額を算定して、3.2(退職給付債務の計算手順)と同様の手順によって行った計算結果に、期末までの利息を加味したものとする。

その場合、退職給付見込額のうち当期の発生額は、退職給付見込額に「当期に発生していると認められる額の割合」を乗じて算定することになるが、当該割合については退職給付債務の計算方法と連動して以下の4つの方法がある。

(1) 勤務期間を基準とする方法(期間定額基準)

当期に発生していると認められる額の割合として、「退職時点までの勤務期間」に対する「当期の勤務期間」の割合を用いる方法である。

(2) 給与総額を基準とする方法(給与基準)

当期に発生していると認められる額の割合として、「退職時点までの勤務期間にわたる総給与額」に対する「当期の総給与額」の割合を用いる方法である。

(3) 支給倍率を基準とする方法(支給倍率基準)

当期に発生していると認められる額の割合として、「退職時点における支給倍率」に対する「当期の支給倍率の増加分」の割合を用いる方法である。

(4) ポイント累計を基準とする方法(ポイント基準)

当期に発生していると認められる額の割合として、「退職時点までの勤務期間にわたるポイント累計」に対する「当期のポイント累計」の割合を用いる方法である。

なお、勤務費用の計算は、基本的には期首時点のデータと基礎率に基づいて行うことに留意する必要がある。

(注)具体的な計算式については付録に記載してある。

3.6 利息費用と期待運用収益の計算方法

利息費用は期首の退職給付債務に割引率を乗じ、期待運用収益は期首の年金資産に期待運用収益率を乗じて計算することになる。

3.7 合理的な計算方法の採用

退職給付債務や勤務費用の計算において、計算結果に大きな差異が生じない場合には、例えば以下に示すような合理的な計算方法を用いることができるものとする。

- (1) 個々の従業員ごとに計算するのではなく、年齢、勤続年数などによりグループ分けし、いわゆる群団計算を行う。
- (2) 厚生年金基金制度および確定給付企業年金制度に含まれる役員部分を区分しないで計算する。
- (3) 退職予想日を年1回特定の日とみなして割引計算を行う。
- (4) 各期の昇給が年1回特定の日とみなして計算する。
- (5) 計算基準日時点における年齢や勤続年数に生じる1年未満の端数月を、全員一律の月数とみなして計算する。
- (6) 従業員全体の退職給付債務と比較して極めて少額となる特定の職種、あるいは特定の給付部分に対して、要支給額を補正するなどの簡便な方法で計算する。
- (7) 各期の年金の支払いが特定の日にまとめて支給されるものとみなして計算する。
- (8) 割引率（再評価率等）が異なる複数の計算結果の関係をを用いて、信頼度に考慮した合理的な補正方法により、それら以外の割引率（再評価率等）による計算結果を求める。

（注）割引率に関する具体的な補正方法は付録に例示してある。

3.8 退職給付債務および勤務費用の評価に用いるデータ等の基準日

当期末の退職給付債務および翌期の勤務費用（以下、「退職給付債務等」という。）の評価に用いるデータ等の基準日については、每期継続して使用することを前提に、貸借対照表日の概ね1年前までの一定日とすることができるものとする。

この場合、データ等の基準日から貸借対照表日までの期間（以下、「調整期間」という。）における退職給付債務等の増減については、合理的な調整を行う必要がある。

調整方法としては、例えば、次のような方法が考えられるが、いずれにしても、一旦採用した方法は每期継続して使用する必要がある。

（注）データ等の基準日とは、計算対象となった従業員等のデータ基準日の他、調整前の退職給付債務等の評価基準日を含むものとする。また、合理的な調整には、データの補正の他、当年度の昇給の織込み等が含まれるので留意する必要がある。

- (1) データ等の基準日を貸借対照表日前の一定日としている場合

調整期間中に発生する勤務費用、利息費用および給付支払額を用いて、次の算式に基づき、調整前の退職給付債務等の評価基準日で算定された退職給付債務等から貸借対照表日の退職給付債務等を算出する。

貸借対照表日の退職給付債務

$$\begin{aligned} &= \text{調整前の退職給付債務} \times \left(1 + \text{割引率} \times \frac{n}{12} \right) \\ &\quad + \text{同上の評価基準日から翌1年間の勤務費用} \times \frac{n}{12} \times \frac{1}{1 + \text{割引率} \times \frac{12-n}{12}} \\ &\quad - \text{調整期間の給付支払額} \end{aligned}$$

貸借対照表日の翌期の勤務費用

$$= \text{評価基準日から翌1年間の勤務費用} \times \left(1 + \text{割引率} \times \frac{n}{12} \right)$$

(注) nは調整期間とし、また、調整期間中の給付支払額には予定の金額を用いることができるものとする。

(2) 計算対象となった従業員等のデータ基準日は貸借対照表日前の一定日とするが、退職給付債務等の評価基準日は貸借対照表日としている場合

この場合、既に退職給付債務等の評価が貸借対照表日で行われているため、調整期間中に異動したデータのみに係る退職給付債務等を補正することにより調整を行う。

貸借対照表日の退職給付債務

$$\begin{aligned} &= \text{データ基準日のデータによる貸借対照表日の退職給付債務} \\ &\quad \pm \text{異動データに係る退職給付債務} \end{aligned}$$

貸借対照表日の翌期の勤務費用

$$\begin{aligned} &= \text{データ基準日のデータによる貸借対照表日の翌期の勤務費用} \\ &\quad \pm \text{異動データに係る翌期の勤務費用} \end{aligned}$$

(注) 調整期間中の新入者に係る補正の影響が軽微であると考えられる場合は、退職者に係る異動データのみによって調整することができる。また、当該者に係る退職給付債務として給付支払額の実績を用いることができるものとする。さらに、調整期間中に予定されている定年退職者等については事前に除外し

ておく方法も考えられる。

なお、上記(1)および(2)において、調整期間中の異動データによる補正の影響が全体として軽微であると考えられる場合には、調整そのものを省略することもできるものとする。

また、調整期間中に発生した重要事項により、算出された退職給付債務等に反映されない額が大きいと予想される場合には、データ等の基準日または当該重要事項の調整方法について検討を行うものとする。

3.9 平均残存勤務期間の計算方法

従業員の平均残存勤務期間は、退職給付債務の評価に使用した予定退職率と予定死亡率を用いて、現役の従業員集団について算定するものとする。

また、平均残存勤務期間は原則として従業員全体に係るものを算定し、基礎率が複数ある場合には人数比等による加重平均を行って算出するものとする。

なお、平均残存勤務期間の算定にあたっては、3.8(退職給付債務および勤務費用の評価に用いるデータ等の基準日)を準用することができるものとする。

(注)具体的な計算式については付録に記載してある。なお、日本公認会計士協会の実務指針によれば、平均残存勤務期間の計算方法としては、予定退職率と予定死亡率を用いることを原則としているものの、実務上の観点から、定年年齢等の標準的な退職年齢から貸借対照表日現在の平均年齢を控除して算定する方法も認められている。

第4節 報告

4.1 報告に関する基本的な考え方

会員は、評価結果に対する依頼者の信頼に応えるため、評価結果に関する適切な報告を文書で行う必要がある。

4.2 評価結果の報告

依頼された内容と提出されたデータなどに基づいて評価を行った退職給付債務、勤務費用および平均残存勤務期間の評価結果を報告するとともに、対象とした退職給付

制度の種類、退職給付見込額の期間配分方法、ならびに使用したデータ(データ基準日、人数、給与等)と基礎率が依頼内容等に基づくものであることを明らかにする。

なお、使用データの報告形式としては、特に必要のある場合を除き、合計値や平均値等の代表的な数値を示すに留めることができるものとする。

4.3 その他明示すべき事項

退職給付債務等の評価や基礎率の算定を行うにあたり、特に留意すべき事項等がある場合には、評価結果の報告に加えてその旨を依頼者に明示するものとする。例えば、評価対象外とした退職給付がある場合や合理的な計算法を用いた場合、また異常データを除外して予定退職率を算定した場合などには、その旨を明らかにする必要がある。

また、評価を行うための情報や使用するデータの信頼性が不足していたり、依頼者が提示した前提条件に合理性が欠けるなど、適正な評価ができない虞れがある場合には、その旨を明らかにし、所見を付すものとする。

第5節 その他

5.1 中小企業退職金共済制度等との調整

退職金制度の内枠で中小企業退職金共済制度等(以下、「中退共等」という。)を採用しており、中退共等からの給付額を控除して退職金制度からの給付を行う場合、退職金制度のうち中退共等からの給付額を控除した部分に係る退職給付債務については、退職金制度の退職給付債務から中退共等における要支給額を控除した額とし、勤務費用については退職金制度の勤務費用から中退共等の要拠出額を控除した額とすることが考えられる。

5.2 過去勤務債務の計算方法

過去勤務債務は退職給付水準の改訂等により発生した退職給付債務の増加または減少部分であり、改訂前後の制度内容によるそれぞれの退職給付債務の差額として、制度改訂日時点で算定することになる。

なお、過去勤務債務の算定にあたっては、貸借対照表日を制度改訂日と読み替えて、第3節の3.8(退職給付債務および勤務費用の評価に用いるデータ等の基準日)を準用することができるものとする。

5.3 複数事業主制度における年金受給者等に係る退職給付債務の計算方法

各年金受給者等に係る退職給付債務については、原則として脱退時に属していた事業主の債務とみなすものとする。

ただし、脱退時の事業主に帰属させることが適当でなかったり、あるいは消滅等によって帰属させるべき事業主が存在しないなどの場合には、以下に例示する方法等により、各事業主に属する年金受給者等に係る退職給付債務とすることができるものとする。

- (1) 年金財政計算における数理債務から未償却過去勤務債務を控除した額のうち加入員に係る額について、制度全体の額と当該事業主の加入員に係る額との比率を計算し、当該比率により年金受給者等に係る退職給付債務の総額を按分して得られた額を、当該事業主の年金受給者等に係る退職給付債務とする。
- (2) 年金財政計算における数理債務のうち加入員に係る額について、制度全体の額と当該事業主の加入員に係る額との比率を計算し、当該比率により年金受給者等に係る退職給付債務の総額を按分して得られた額を、当該事業主の年金受給者等に係る退職給付債務とする。
- (3) 当該制度で定められている年金財政計算により発生した過去勤務債務の事業主の負担割合により、年金受給者等に係る退職給付債務の総額を按分して得られた額を、当該事業主の年金受給者等に係る退職給付債務とする。

なお、当該計算方法の設定にあたっては、その影響等について依頼者に十分な説明を行っておくことが必要である。

(注)「年金財政計算における数理債務」とは、年金制度における将来の給付現価から将来の標準掛金による収入現価を控除した額をいう。

5.4 厚生年金基金の代行部分に係る注記の取扱い

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(内閣府令)のガイドライン『「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について』により、厚生年金基金の代行部分について、「厚生年金基金制度における代行部分に係る退職給付債務及び年金資産又は責任準備金」を注記することができる」とされている。

「代行部分に係る退職給付債務」については、原則として貸借対照表日時点で施行されている法律に基づく代行給付(仮に厚生年金基金がなかったとしたら、国が老齢厚

生年金として追加して払わねばならない年金給付)を対象に算定するものとする。

「代行部分に係る年金資産」については、財政運営上も代行部分に係る責任準備金として確保することが要請されている最低責任準備金の額を用いることが望ましいものとする。

また、複数事業主制度において、加入する事業主ごとに年金資産を配分し会計処理を行う場合には、各事業主ごとの最低責任準備金の額の計算にあたっては、年金資産の配分方法との整合性に留意する必要がある。

なお、最低責任準備金の額の算定にあたっては、第3節の3.8(退職給付債務および勤務費用の評価に用いるデータ等の基準日)を規定した主旨と同様の理由により、貸借対照表日前に算定された額を用いる等合理的な方法による推定計算を行うことができるものとする。

5.5 厚生年金基金の代行部分返上に関する取扱い

代行部分返上に関する会計処理を行うために必要となる「代行部分に係る退職給付債務」等の算定方法については、以下のとおりとする。

- (1) 「代行部分に係る退職給付債務」については、「貸借対照表日時点」を「将来分返上認可の日」、「過去分返上認可の日」または「期末日」と読み替えて、5.4(厚生年金基金の代行部分に係る注記の取扱い)に規定されている内容に準じて取り扱うものとする。なお、将来分支給義務免除の認可を受けた場合には、当該認可の日より年金給付の支給に関する義務を免れている部分については、退職給付債務の算定の対象にならないことに留意する必要がある。
- (2) 「代行部分に係る年金資産の返還相当額」(最低責任準備金額)の算定方法については、5.4(厚生年金基金の代行部分に係る注記の取扱い)に規定されている内容に準じて取り扱うものとする。

5.6 「併せ給付」等の退職給付債務の計算方法

適格退職年金制度において給付減額が行われて「併せ給付」となる場合や退職一時金制度を廃止して過去勤務に係る部分を退職時に支払う場合などのように、給付額が過去勤務期間のみにより算定され、将来勤務期間による変動がなく(据置き中の付利は除く。)、支払時期のみが確定していない場合には、当該部分の退職給付債務として、給付現価額を用いることができるものとする。

5.7 退職給付制度の終了の会計処理適用時における退職給付債務等の算定

退職給付制度の終了の会計処理が適用される場合には、終了した部分に係る退職給付債務を、終了前の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務と終了後の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務との差額として、終了の時点で算定することとされている。

この算定にあたっては、貸借対照表日を終了の時点と読み替えて、第3節の3.8(退職給付債務および勤務費用の評価に用いるデータ等の基準日)を準用することができるものとする。また、大量退職によって退職給付制度の終了の会計処理が適用される場合には、終了前の退職給付債務については終了の時点において大量退職がなかったとして算定を行い、終了後については大量退職があったとして算定を行うものとする。

なお、大量退職のように人員集団に大幅な変動がある場合には、上記の準用規定を用いる退職給付債務の算定方法の妥当性や、基礎率の見直しの検討を要する必要があることに留意する必要がある。

付録

・基礎率の算定方法

1. 予定退職率について

予定退職率を算定するにあたっての基本的な考え方は次のとおりである。

(1) 予定退職率は原則として同一企業で一つとし、年齢別に定めること。

(注)明らかに性質の異なる集団が共存している場合などでは、これらを区分して、算定することができるものとする。また、年齢別に算定することを原則とするが、当該方法が適当でない場合には、勤続年数別など集団の特性に適合した方法も用いることができるものとする。

(2) 予定退職率は従業員の在職および退職の実績に基づいて算定された実績値またはこれを補整した数値とすること。

(注)統計資料の偶発的な要素や変動を排除して、実績値(=粗製退職率)を補整する方法としては、例えば、5点移動平均法やグレヴィルの補整式による方法などがある。

(3) 予定退職率は直近3年間以上の従業員の在職および退職の実績に基づいて算定すること。

(注)異常年度の退職実績を使用しない等の処理を行う場合には、必ずしも連続した3年間以上とは限らないことになる。なお、異常退職の実績が把握できる場合は、当該異常退職データのみを除外する取扱いもできるものとする。

(4) 補整する前の粗製退職率算定段階での死亡退職者の取扱いについては、次のいずれかの方法によること。

内枠方式

死亡退職者を含む退職者の実績に基づいて算定した総退職率から、別に定める予定死亡率を控除したものを生存退職率とする方法。

外枠方式

死亡退職者を除く退職者の実績に基づいて算定した退職率を生存退職率とする方法。

(注)内枠方式で予定死亡率を控除した結果が負になる年齢がある場合は、その年齢における退職率はゼロとする。

(5)実績退職率の水準、傾向、安定性または将来の動向(見込み)等を考慮して、必要と認める場合は、予定退職率の割(増)掛け等による補正を行うこともできること。

(6)予定退職率は、企業年金制度の財政再計算と同様に一定の期間、または従業員数の大幅な変動の場合など必要に応じて変更するまでの間、不変とできること。

2. 予定昇給率について

予定昇給率を算定するにあたっての基本的な考え方は次のとおりである。

なお、予定昇給率のうち将来の給与水準の変動を「ベースアップ」と呼び、ベースアップを見込まない場合の給与の年齢間推移を「静態的昇給率」と呼ぶことにする。

(1)静態的昇給率は原則として退職給付算定基礎となる給与別・年齢別に定めること。

(注)退職給付算定基礎となる給与が類似している場合などでは、これらを区別せずに、算定することができるものとする。また、年齢別に算定することを原則とするが、当該方法が適当でない場合には、勤続年数別など集団の特性に適合した方法も用いることができるものとする。

(2)静態的昇給率は、在職従業員の統計資料から抽出して得られる年齢別の粗平均給与に対して、補整を施したもの(=年齢別補整給与)を基礎に算定すること。

(注)統計資料の偶発的な要素や変動を排除して、実績値(=粗平均給与)を補整する方法としては、例えば、最小自乗法やグレヴィルの補整式による方法などがある。

(3)予定昇給率に将来のベースアップを反映させる場合には、企業の将来見通しに基礎を置くものとするが、その水準については長期的視点に立ったものであることに留意すること。

- (4)ベースアップに起因する数理計算上の差異の発生状況が退職給付債務の見込みに対して無視できないものと判断され、今後も同程度以上のベースアップの発生が見込まれる場合には、予定昇給率にベースアップを見込むことが望ましいこと。
- (5)ベースアップを見込んだ予定昇給率を算定する方法としては、静態的昇給率を予め算定し、これに純ベースアップ分を考慮する方法が一般的であるが、この方法の他、合理的にベースアップを直接織込む方法なども用いることができること。
- (6)予定昇給率は、企業年金制度の財政再計算と同様に一定の期間、または退職給付の基礎となる給与体系の大幅な変動の場合など必要に応じて変更するまでの間、不変とできること。

3. 期待運用収益率について

期待運用収益率の算定例としては次のようなものがある。

- (1)年金資産の運用方針を定めている場合、その運用方針において定める基本ポートフォリオの期待運用収益率を用いること。
- (2)保有する年金資産のアセットミックスに大幅な変動がない場合には、保有資産の過去の運用実績等に基づく期待運用収益率を用いること。

4. 予定一時金選択率について

予定一時金選択率の算定例としては次のようなものがある。

- (1)過去 3 年間に年金受給資格を得て退職した者に関する実際の一時金選択割合の単純平均を用いること。
- (2)過去 3 年間に年金受給資格を得て退職した者に関する実際の選択一時金取得総額の、全員が選択一時金を取得した場合の選択一時金総額に対する割合を用いること。

・退職給付債務等の計算式(例示)

1. 記号の定義

x	: 現在年齢
r	: 過去勤務期間(現在勤務期間)
f	: 将来勤務期間
j	: 退職事由
i	: 割引率
$\alpha_{r+f}^{(j)}$: $r+f$ 年勤務して、退職事由 j で退職した場合の支給倍率
$\bar{B}_{x+f,r+f}$: 現在 x 歳 r 年の者の f 年後の給付算定給与(定額式の場合1)
$\overline{RB}_{x+f,r+f}$: 現在 x 歳 r 年の者の f 年後の給付算定給与の累積額
${}_f q_x^{(j)}$: 現在 x 歳の者の f 年後から $f+1$ 年後までの退職事由 j による退職確率
$S(x,r,f,j)$: 現在 x 歳 r 年の者の f 年後に退職事由 j で退職した場合の退職給付見込額
$H(x,r,f,j)$: $S(x,r,f,j)$ のうち、翌期に発生していると認められる額の割合
$RH(x,r,f,j)$: $S(x,r,f,j)$ のうち、当期末までに発生していると認められる額の割合
PBO_t	: 当期末の退職給付債務
P_{t+1}^1	: 翌期の勤務費用
P_{t+1}^2	: 翌期の利息費用

2. 計算式(例示)

$$S(x,r,f,j) = \alpha_{r+f}^{(j)} \cdot \bar{B}_{x+f,r+f} \cdot {}_f|q_x^{(j)}$$

$$H(x,r,f,j) = \begin{cases} \frac{1}{r+f} & \text{: 勤務期間を基準とする方法} \\ \frac{\overline{RB}_{x+1,r+1} - \overline{RB}_{x,r}}{\overline{RB}_{x+f,r+f}} & \text{: 給与総額を基準とする方法} \\ \frac{\alpha_{r+1}^{(j)} - \alpha_r^{(j)}}{\alpha_{r+f}^{(j)}} & \text{: 支給倍率を基準とする方法} \end{cases}$$

$$RH(x,r,f,j) = \begin{cases} \frac{r}{r+f} & \text{: 勤務期間を基準とする方法} \\ \frac{\overline{RB}_{x,r}}{\overline{RB}_{x+f,r+f}} & \text{: 給与総額を基準とする方法} \\ \frac{\alpha_r^{(j)}}{\alpha_{r+f}^{(j)}} & \text{: 支給倍率を基準とする方法} \end{cases}$$

$$PBO_t = \sum_x \sum_r \sum_f \sum_j S(x, r, f, j) \cdot RH(x, r, f, j) \cdot \frac{1}{(1+i)^f}$$

$$P_{t+1}^1 = \sum_x \sum_r \sum_f \sum_j S(x, r, f, j) \cdot H(x, r, f, j) \cdot \frac{1}{(1+i)^f} \cdot (1+i)$$

$$P_{t+1}^2 = PBO_t \times i$$

ここで、 PBO_t 、 P_{t+1}^1 、 P_{t+1}^2 の間には、予定どおりに推移した場合、基本的に次の関係式が成り立っている。

$$PBO_{t+1} = PBO_t + P_{t+1}^1 + P_{t+1}^2 - \text{翌期の予定給付}$$

また、計算基数($\bar{C}_{x+f}^{(j)}, D_x$)を用いた場合には次のように表現することができる。

$$PBO_t = \sum_x \sum_r \sum_f \sum_j \alpha_{r+f}^{(j)} \cdot \bar{B}_{x+f, r+f} \cdot RH(x, r, f, j) \cdot \frac{\bar{C}_{x+f}^{(j)}}{D_x}$$

$$P_{t+1}^1 = \sum_x \sum_r \sum_f \sum_j \alpha_{r+f}^{(j)} \cdot \bar{B}_{x+f, r+f} \cdot H(x, r, f, j) \cdot \frac{\bar{C}_{x+f}^{(j)}}{D_x} \cdot (1+i)$$

なお、「ポイント累計を基準とする方法」については、退職給付見込額をポイント累計型給付に変更し、 $H(x, r, f, j)$ と $RH(x, r, f, j)$ にはポイント累計を用いて上記の「給与総額を基準とする方法」に準じて算定するものとする。

・平均残存勤務期間の計算式(例示)

平均残存勤務期間は、現役従業員集団に対して予定退職率と予定死亡率を用いて、次の計算式により算定する。

$$\text{平均残存勤務期間} = \frac{\sum_x L_x \cdot \left(\frac{1}{2} + \sum_i \frac{l_{x+i}}{l_x} \right)}{\sum_x L_x}$$

ここに、 L_x : 実際の x 歳の人数

l_x : 脱退残存表における x 歳の生存数

なお、割引率の決定の基礎に退職時と退職給付の支払時の差を反映させる場合には、平均残存勤務期間に次の平均支払期間を加えるものとする。

(1)年金の種類が確定年金の場合

$$\text{平均支払期間} = N(y, t) \times (1 - \tilde{k}) \times \left[\frac{l_y - l_z}{l_y} \times \left\{ \frac{1}{2} \cdot (z - y) + \frac{1}{2} \cdot m \right\} + \frac{l_z}{l_y} \times \left\{ (z - y) + \frac{1}{2} \cdot m \right\} \right]$$

(2)年金の種類が(保証期間付)終身年金の場合

$$\text{平均支払期間} = N(y, t) \times (1 - \tilde{k}) \times \left[\frac{l_y - l_z}{l_y} \times \left\{ \frac{1}{2} \cdot (z - y) + \frac{1}{2} \cdot m \right\} + \frac{l_z}{l_y} \times \left\{ (z - y) + \frac{1}{2} \cdot n \right\} \right]$$

ここに、 y : 平均年齢 + 平均残存勤務期間

t : 平均勤続年数 + 平均残存勤務期間

z : 年金支給開始年齢

m : 保証期間

n : z 歳時の平均余命

\tilde{k} : 予定一時金選択率

$N(y, t)$: $\begin{cases} 0 & y\text{歳}t\text{年での退職時に年金受給資格要件を満たさない場合} \\ 1 & y\text{歳}t\text{年での退職時に年金受給資格要件を満たす場合} \end{cases}$

・定率法により費用処理を行う場合の下限の率

(90%を費用処理する場合)

費用処理期間 (年)	率(下限)	費用処理期間 (年)	率(下限)
1	0.900	21	0.104
2	0.684	22	0.099
3	0.536	23	0.095
4	0.438	24	0.091
5	0.369	25	0.088
6	0.319	26	0.085
7	0.280	27	0.082
8	0.250	28	0.079
9	0.226	29	0.076
10	0.206	30	0.074
11	0.189	31	0.072
12	0.175	32	0.069
13	0.162	33	0.067
14	0.152	34	0.065
15	0.142	35	0.064
16	0.134	36	0.062
17	0.127	37	0.060
18	0.120	38	0.059
19	0.114	39	0.057
20	0.109	40	0.056

・報告書(例示)

評価結果報告書(報告項目の例示)

平成*年*月*日

****株式会社
****殿

社団法人**会正会員 ****(印)
(所属法人名：****株式会社)

ご依頼の内容に基づき、平成*年*月*日に貴社から提出された従業員データ等を用い、社団法人**会の定める「退職給付会計に係る実務基準」に則って評価した結果を以下のとおりご報告します。

記

1. 評価対象とした退職給付制度の種類
退職金制度および適格退職年金制度

2. 退職給付見込額の期間配分方法
勤務期間を基準とする方法

3. 評価基準日
平成*年*月*日

4. 評価基準日現在における評価結果

- (1)退職給付債務 : ****, ****, ****千円
(必要に応じて退職給付制度ごとの内訳)
- (2)翌期の勤務費用 : ****, ****, ****千円
(必要に応じて退職給付制度ごとの内訳)
- (3)平均残存勤務期間 : **年

5. 使用データ

- (1)データ基準日 : 平成*年*月*日
- (2)従業員 : 人数 ****, ****人
平均給与月額 ****, ****円

平均年齢 〇〇歳
平均勤務期間 〇〇年
(3)年金受給者 : 人数 〇〇〇, 〇〇〇人
平均年齢 〇〇歳
平均年金月額 〇〇〇, 〇〇〇円

6. 基礎率

- (1)割引率 : 年〇. 〇%
(2)計算上の最終年齢 : 〇〇歳
(3)予定死亡率 : (採用した予定死亡率の出所を記載)
(4)予定退職率 : 評価基準日現在における適格退職年金制度の予定退職率
平均退職率 年〇. 〇%
別添資料*参照(この例示では別添資料を省略している。)
(5)予定昇給率 : 定期昇給分
評価基準日現在における適格退職年金制度の予定昇給率
平均昇給率 年〇. 〇%
別添資料*参照(この例示では別添資料を省略している。)
ベースアップ分
年〇. 〇%
(6)予定一時金選択率 : 〇〇%

7. 留意事項

退職金規程*条に規定される退職給付は、合理的に予測することが困難なため、退職給付債務、勤務費用の評価を行うにあたり除外している。

・割引率に関する合理的な補正計算方法（例示）

実務基準 3.7 の（８）に記載されている「信頼度に考慮した合理的な補正方法」には、次のような方法が考えられる。

なお、いずれの方法においても、実際の計算結果と補正計算で得た結果の間に大きな差異が生じないように、補正元となる複数の割引率の計算を行う際には、当該割引率の幅（以下、「補正幅」という。）に留意する必要がある。（別表 2 を参照）

また、補正計算において外分補正を行うことがあるが、この場合には、補正值が実際数値を下回ること、及び、内分補正に比較して精度が低いことに留意する必要がある。（別表 3 を参照）

（１） 直線補間により補正計算する方法（以下、「線形補間方式」という。）

割引率 $i\%$ の退職給付債務（ i ）・勤務費用（ i ）は、割引率 $p\%$ と割引率 $q\%$ の退職給付債務（ p ）,（ q ）・勤務費用（ p ）,（ q ）の計算結果を用いて以下の通り補正を行う。

〔退職給付債務〕

$$\begin{aligned} & \text{退職給付債務（} i \text{）} \\ & = \left(\text{退職給付債務（} q \text{）} - \text{退職給付債務（} p \text{）} \right) \times \left(i - p \right) / \left(q - p \right) \\ & \quad + \text{退職給付債務（} p \text{）} \end{aligned}$$

〔勤務費用〕

$$\begin{aligned} & \text{勤務費用（} i \text{）} \\ & = \left(\text{勤務費用（} q \text{）} - \text{勤務費用（} p \text{）} \right) \times \left(i - p \right) / \left(q - p \right) \\ & \quad + \text{勤務費用（} p \text{）} \end{aligned}$$

（２） 平均割引期間の概念を用いた近似式を使用する方法（以下、「対数補間方式」という。）

割引率 $i\%$ の退職給付債務（ i ）・勤務費用（ i ）は、割引率 $p\%$ と割引率 $q\%$ の退職給付債務（ p ）,（ q ）・勤務費用（ p ）,（ q ）の計算結果を用いて以下の通り補正を行う。

〔退職給付債務〕

$$\text{退職給付債務（} i \text{）} = \text{退職給付債務（} p \text{）} \times \left(\left(1 + p / 100 \right) \div \left(1 + i / 100 \right) \right)^n$$

但し、

$$n = \log (\text{退職給付債務} (p) \div \text{退職給付債務} (q)) \\ \div \log ((1+q/100) \div (1+p/100))$$

〔勤務費用〕

$$\text{勤務費用} (i) = \text{勤務費用} (p) \times ((1+p/100) \div (1+i/100))^m$$

但し、

$$m = \log (\text{勤務費用} (p) \div \text{勤務費用} (q)) \div \log ((1+q/100) \div (1+p/100))$$

別表 1

期末において割引率の変更を必要としない範囲

		前 期 末 の 割 引 率										
		1.0%	1.1%	1.2%	1.3%	1.4%	1.5%	1.6%	1.7%	1.8%	1.9%	2.0%
退職給付 支払 時 ま で の 平 均 残 存 期 間	1年	～ 12.2	～ 12.3	～ 12.4	～ 12.5	～ 12.6	～ 12.7	～ 12.8	～ 13.0	～ 13.1	～ 13.2	～ 13.3
	2	～ 6.4	～ 6.5	～ 6.6	～ 6.7	～ 6.8	～ 6.9	～ 7.0	～ 7.2	～ 7.3	～ 7.4	～ 7.5
	3	～ 4.6	～ 4.7	～ 4.8	～ 4.9	～ 5.0	～ 5.1	～ 5.2	～ 5.3	～ 5.4	～ 5.5	～ 5.6
	4	～ 3.6	～ 3.7	～ 3.9	～ 4.0	～ 4.1	～ 4.2	～ 4.3	～ 4.4	～ 4.5	～ 4.6	～ 4.7
	5	～ 3.1	～ 3.2	～ 3.3	～ 3.4	～ 3.5	～ 3.6	～ 3.7	～ 3.8	～ 3.9	～ 4.0	0.1 ～ 4.1
	6	～ 2.7	～ 2.8	～ 2.9	～ 3.0	～ 3.1	～ 3.2	～ 3.3	0.1 ～ 3.5	0.2 ～ 3.6	0.3 ～ 3.7	0.4 ～ 3.8
	7	～ 2.5	～ 2.6	～ 2.7	～ 2.8	0.1 ～ 2.9	0.2 ～ 3.0	0.3 ～ 3.1	0.4 ～ 3.2	0.5 ～ 3.3	0.6 ～ 3.4	0.7 ～ 3.5
	8	～ 2.3	～ 2.4	0.1 ～ 2.5	0.2 ～ 2.6	0.2 ～ 2.7	0.3 ～ 2.8	0.4 ～ 2.9	0.5 ～ 3.0	0.6 ～ 3.1	0.7 ～ 3.2	0.8 ～ 3.3
	9	～ 2.1	0.1 ～ 2.2	0.2 ～ 2.3	0.3 ～ 2.4	0.4 ～ 2.5	0.5 ～ 2.6	0.6 ～ 2.7	0.7 ～ 2.8	0.8 ～ 2.9	0.9 ～ 3.0	1.0 ～ 3.2
	10	0.1 ～ 2.0	0.2 ～ 2.1	0.3 ～ 2.2	0.4 ～ 2.3	0.5 ～ 2.4	0.6 ～ 2.5	0.7 ～ 2.6	0.8 ～ 2.7	0.9 ～ 2.8	1.0 ～ 2.9	1.1 ～ 3.0
	11	0.2 ～ 1.9	0.3 ～ 2.0	0.4 ～ 2.1	0.5 ～ 2.2	0.6 ～ 2.3	0.7 ～ 2.4	0.8 ～ 2.5	0.9 ～ 2.6	1.0 ～ 2.7	1.1 ～ 2.8	1.2 ～ 2.9
	12	0.3 ～ 1.8	0.4 ～ 1.9	0.4 ～ 2.0	0.5 ～ 2.1	0.6 ～ 2.2	0.7 ～ 2.3	0.8 ～ 2.4	0.9 ～ 2.5	1.0 ～ 2.6	1.1 ～ 2.7	1.2 ～ 2.8
	13	0.3 ～ 1.8	0.4 ～ 1.9	0.5 ～ 2.0	0.6 ～ 2.1	0.7 ～ 2.2	0.8 ～ 2.3	0.9 ～ 2.4	1.0 ～ 2.5	1.1 ～ 2.6	1.2 ～ 2.7	1.3 ～ 2.8
	14	0.4 ～ 1.7	0.5 ～ 1.8	0.6 ～ 1.9	0.7 ～ 2.0	0.8 ～ 2.1	0.9 ～ 2.2	1.0 ～ 2.3	1.1 ～ 2.4	1.2 ～ 2.5	1.3 ～ 2.6	1.4 ～ 2.7
	15	0.4 ～ 1.7	0.5 ～ 1.8	0.6 ～ 1.9	0.7 ～ 2.0	0.8 ～ 2.1	0.9 ～ 2.2	1.0 ～ 2.3	1.1 ～ 2.4	1.2 ～ 2.5	1.3 ～ 2.6	1.4 ～ 2.7
	16	0.5 ～ 1.6	0.5 ～ 1.7	0.6 ～ 1.8	0.7 ～ 1.9	0.8 ～ 2.0	0.9 ～ 2.1	1.0 ～ 2.2	1.1 ～ 2.3	1.2 ～ 2.4	1.3 ～ 2.5	1.4 ～ 2.6
	17	0.5 ～ 1.6	0.6 ～ 1.7	0.7 ～ 1.8	0.8 ～ 1.9	0.9 ～ 2.0	1.0 ～ 2.1	1.1 ～ 2.2	1.2 ～ 2.3	1.3 ～ 2.4	1.4 ～ 2.5	1.5 ～ 2.6
	18	0.5 ～ 1.5	0.6 ～ 1.6	0.7 ～ 1.7	0.8 ～ 1.8	0.9 ～ 1.9	1.0 ～ 2.0	1.1 ～ 2.1	1.2 ～ 2.2	1.3 ～ 2.3	1.4 ～ 2.4	1.5 ～ 2.5
	19	0.5 ～ 1.5	0.6 ～ 1.6	0.7 ～ 1.7	0.8 ～ 1.8	0.9 ～ 1.9	1.0 ～ 2.0	1.1 ～ 2.1	1.2 ～ 2.2	1.3 ～ 2.3	1.4 ～ 2.4	1.5 ～ 2.5
	20	0.6 ～ 1.5	0.7 ～ 1.6	0.8 ～ 1.7	0.9 ～ 1.8	1.0 ～ 1.9	1.1 ～ 2.0	1.2 ～ 2.1	1.3 ～ 2.2	1.4 ～ 2.3	1.5 ～ 2.4	1.6 ～ 2.5
	21	0.6 ～ 1.5	0.7 ～ 1.6	0.8 ～ 1.7	0.9 ～ 1.8	1.0 ～ 1.9	1.1 ～ 2.0	1.2 ～ 2.1	1.3 ～ 2.2	1.4 ～ 2.3	1.5 ～ 2.4	1.6 ～ 2.5
	22	0.6 ～ 1.4	0.7 ～ 1.5	0.8 ～ 1.6	0.9 ～ 1.7	1.0 ～ 1.8	1.1 ～ 1.9	1.2 ～ 2.0	1.3 ～ 2.1	1.4 ～ 2.2	1.5 ～ 2.3	1.6 ～ 2.4
	23	0.6 ～ 1.4	0.7 ～ 1.5	0.8 ～ 1.6	0.9 ～ 1.7	1.0 ～ 1.8	1.1 ～ 1.9	1.2 ～ 2.0	1.3 ～ 2.1	1.4 ～ 2.2	1.5 ～ 2.3	1.6 ～ 2.4
	24	0.6 ～ 1.4	0.7 ～ 1.5	0.8 ～ 1.6	0.9 ～ 1.7	1.0 ～ 1.8	1.1 ～ 1.9	1.2 ～ 2.0	1.3 ～ 2.1	1.4 ～ 2.2	1.5 ～ 2.3	1.6 ～ 2.4
	25	0.7 ～ 1.4	0.8 ～ 1.5	0.9 ～ 1.6	1.0 ～ 1.7	1.1 ～ 1.8	1.2 ～ 1.9	1.3 ～ 2.0	1.4 ～ 2.1	1.5 ～ 2.2	1.6 ～ 2.3	1.7 ～ 2.4
	26	0.7 ～ 1.4	0.8 ～ 1.5	0.9 ～ 1.6	1.0 ～ 1.7	1.1 ～ 1.8	1.2 ～ 1.9	1.3 ～ 2.0	1.4 ～ 2.1	1.5 ～ 2.2	1.6 ～ 2.3	1.7 ～ 2.4
	27	0.7 ～ 1.3	0.8 ～ 1.4	0.9 ～ 1.5	1.0 ～ 1.6	1.1 ～ 1.7	1.2 ～ 1.8	1.3 ～ 1.9	1.4 ～ 2.0	1.5 ～ 2.1	1.6 ～ 2.2	1.7 ～ 2.3
	28	0.7 ～ 1.3	0.8 ～ 1.4	0.9 ～ 1.5	1.0 ～ 1.6	1.1 ～ 1.7	1.2 ～ 1.8	1.3 ～ 1.9	1.4 ～ 2.0	1.5 ～ 2.1	1.6 ～ 2.2	1.7 ～ 2.3
	29	0.7 ～ 1.3	0.8 ～ 1.4	0.9 ～ 1.5	1.0 ～ 1.6	1.1 ～ 1.7	1.2 ～ 1.8	1.3 ～ 1.9	1.4 ～ 2.0	1.5 ～ 2.1	1.6 ～ 2.2	1.7 ～ 2.3
	30	0.7 ～ 1.3	0.8 ～ 1.4	0.9 ～ 1.5	1.0 ～ 1.6	1.1 ～ 1.7	1.2 ～ 1.8	1.3 ～ 1.9	1.4 ～ 2.0	1.5 ～ 2.1	1.6 ～ 2.2	1.7 ～ 2.3
	31	0.7 ～ 1.3	0.8 ～ 1.4	0.9 ～ 1.5	1.0 ～ 1.6	1.1 ～ 1.7	1.2 ～ 1.8	1.3 ～ 1.9	1.4 ～ 2.0	1.5 ～ 2.1	1.6 ～ 2.2	1.7 ～ 2.3
	32	0.7 ～ 1.3	0.8 ～ 1.4	0.9 ～ 1.5	1.0 ～ 1.6	1.1 ～ 1.7	1.2 ～ 1.8	1.3 ～ 1.9	1.4 ～ 2.0	1.5 ～ 2.1	1.6 ～ 2.2	1.7 ～ 2.3
	33	0.8 ～ 1.3	0.9 ～ 1.4	1.0 ～ 1.5	1.1 ～ 1.6	1.2 ～ 1.7	1.3 ～ 1.8	1.4 ～ 1.9	1.5 ～ 2.0	1.6 ～ 2.1	1.7 ～ 2.2	1.8 ～ 2.3
	34	0.8 ～ 1.3	0.9 ～ 1.4	1.0 ～ 1.5	1.1 ～ 1.6	1.2 ～ 1.7	1.3 ～ 1.8	1.4 ～ 1.9	1.5 ～ 2.0	1.6 ～ 2.1	1.7 ～ 2.2	1.8 ～ 2.3
	35	0.8 ～ 1.3	0.9 ～ 1.4	1.0 ～ 1.5	1.1 ～ 1.6	1.2 ～ 1.7	1.3 ～ 1.8	1.4 ～ 1.9	1.5 ～ 2.0	1.6 ～ 2.1	1.7 ～ 2.2	1.8 ～ 2.3
	36	0.8 ～ 1.2	0.9 ～ 1.3	1.0 ～ 1.4	1.1 ～ 1.5	1.2 ～ 1.6	1.3 ～ 1.7	1.4 ～ 1.8	1.5 ～ 1.9	1.6 ～ 2.0	1.7 ～ 2.1	1.8 ～ 2.2
	37	0.8 ～ 1.2	0.9 ～ 1.3	1.0 ～ 1.4	1.1 ～ 1.5	1.2 ～ 1.6	1.3 ～ 1.7	1.4 ～ 1.8	1.5 ～ 1.9	1.6 ～ 2.0	1.7 ～ 2.1	1.8 ～ 2.2
	38	0.8 ～ 1.2	0.9 ～ 1.3	1.0 ～ 1.4	1.1 ～ 1.5	1.2 ～ 1.6	1.3 ～ 1.7	1.4 ～ 1.8	1.5 ～ 1.9	1.6 ～ 2.0	1.7 ～ 2.1	1.8 ～ 2.2
	39	0.8 ～ 1.2	0.9 ～ 1.3	1.0 ～ 1.4	1.1 ～ 1.5	1.2 ～ 1.6	1.3 ～ 1.7	1.4 ～ 1.8	1.5 ～ 1.9	1.6 ～ 2.0	1.7 ～ 2.1	1.8 ～ 2.2
	40	0.8 ～ 1.2	0.9 ～ 1.3	1.0 ～ 1.4	1.1 ～ 1.5	1.2 ～ 1.6	1.3 ～ 1.7	1.4 ～ 1.8	1.5 ～ 1.9	1.6 ～ 2.0	1.7 ～ 2.1	1.8 ～ 2.2

		前 期 末 の 割 引 率										
		2.0%	2.1%	2.2%	2.3%	2.4%	2.5%	2.6%	2.7%	2.8%	2.9%	3.0%
退 職 給 付 支 払 時 ま で の 平 均 残 存 期 間	1年	～ 13.3	～ 13.4	～ 13.5	～ 13.6	～ 13.7	～ 13.8	～ 14.0	～ 14.1	～ 14.2	～ 14.3	～ 14.4
	2	～ 7.5	～ 7.6	～ 7.7	～ 7.8	～ 7.9	～ 8.0	～ 8.1	～ 8.2	～ 8.3	～ 8.4	～ 8.5
	3	～ 5.6	～ 5.7	～ 5.8	～ 5.9	～ 6.0	～ 6.1	～ 6.2	～ 6.3	～ 6.4	～ 6.5	～ 6.6
	4	～ 4.7	～ 4.8	～ 4.9	～ 5.0	～ 5.1	0.1 ～ 5.2	0.2 ～ 5.3	0.3 ～ 5.4	0.4 ～ 5.5	0.5 ～ 5.6	0.6 ～ 5.7
	5	0.1 ～ 4.1	0.2 ～ 4.2	0.3 ～ 4.3	0.4 ～ 4.4	0.5 ～ 4.5	0.6 ～ 4.6	0.7 ～ 4.7	0.8 ～ 4.8	0.9 ～ 4.9	1.0 ～ 5.0	1.1 ～ 5.1
	6	0.4 ～ 3.8	0.5 ～ 3.9	0.6 ～ 4.0	0.7 ～ 4.1	0.8 ～ 4.2	0.9 ～ 4.3	1.0 ～ 4.4	1.1 ～ 4.5	1.2 ～ 4.6	1.3 ～ 4.7	1.4 ～ 4.8
	7	0.7 ～ 3.5	0.8 ～ 3.6	0.9 ～ 3.7	1.0 ～ 3.8	1.1 ～ 3.9	1.2 ～ 4.0	1.3 ～ 4.1	1.4 ～ 4.2	1.5 ～ 4.3	1.6 ～ 4.4	1.7 ～ 4.5
	8	0.8 ～ 3.3	0.9 ～ 3.4	1.0 ～ 3.5	1.1 ～ 3.6	1.2 ～ 3.7	1.3 ～ 3.8	1.4 ～ 3.9	1.5 ～ 4.0	1.6 ～ 4.1	1.7 ～ 4.2	1.8 ～ 4.3
	9	1.0 ～ 3.2	1.1 ～ 3.3	1.2 ～ 3.4	1.3 ～ 3.5	1.4 ～ 3.6	1.5 ～ 3.7	1.6 ～ 3.8	1.7 ～ 3.9	1.8 ～ 4.0	1.9 ～ 4.1	2.0 ～ 4.2
	10	1.1 ～ 3.0	1.2 ～ 3.1	1.3 ～ 3.2	1.4 ～ 3.3	1.5 ～ 3.4	1.6 ～ 3.5	1.7 ～ 3.6	1.8 ～ 3.7	1.9 ～ 3.8	2.0 ～ 3.9	2.1 ～ 4.0
	11	1.2 ～ 2.9	1.3 ～ 3.0	1.4 ～ 3.1	1.5 ～ 3.2	1.6 ～ 3.3	1.7 ～ 3.4	1.8 ～ 3.5	1.9 ～ 3.6	2.0 ～ 3.7	2.1 ～ 3.8	2.2 ～ 3.9
	12	1.2 ～ 2.8	1.3 ～ 3.0	1.4 ～ 3.1	1.5 ～ 3.2	1.6 ～ 3.3	1.7 ～ 3.4	1.8 ～ 3.5	1.9 ～ 3.6	2.0 ～ 3.7	2.1 ～ 3.8	2.2 ～ 3.9
	13	1.3 ～ 2.8	1.4 ～ 2.9	1.5 ～ 3.0	1.6 ～ 3.1	1.7 ～ 3.2	1.8 ～ 3.3	1.9 ～ 3.4	2.0 ～ 3.5	2.1 ～ 3.6	2.2 ～ 3.7	2.3 ～ 3.8
	14	1.4 ～ 2.7	1.5 ～ 2.8	1.6 ～ 2.9	1.7 ～ 3.0	1.8 ～ 3.1	1.9 ～ 3.2	2.0 ～ 3.3	2.1 ～ 3.4	2.2 ～ 3.5	2.3 ～ 3.6	2.4 ～ 3.7
	15	1.4 ～ 2.7	1.5 ～ 2.8	1.6 ～ 2.9	1.7 ～ 3.0	1.8 ～ 3.1	1.9 ～ 3.2	2.0 ～ 3.3	2.1 ～ 3.4	2.2 ～ 3.5	2.3 ～ 3.6	2.4 ～ 3.7
	16	1.4 ～ 2.6	1.5 ～ 2.7	1.6 ～ 2.8	1.7 ～ 2.9	1.8 ～ 3.0	1.9 ～ 3.1	2.0 ～ 3.2	2.1 ～ 3.3	2.2 ～ 3.4	2.3 ～ 3.5	2.4 ～ 3.6
	17	1.5 ～ 2.6	1.6 ～ 2.7	1.7 ～ 2.8	1.8 ～ 2.9	1.9 ～ 3.0	2.0 ～ 3.1	2.1 ～ 3.2	2.2 ～ 3.3	2.3 ～ 3.4	2.4 ～ 3.5	2.5 ～ 3.6
	18	1.5 ～ 2.5	1.6 ～ 2.6	1.7 ～ 2.7	1.8 ～ 2.9	1.9 ～ 3.0	2.0 ～ 3.1	2.1 ～ 3.2	2.2 ～ 3.3	2.3 ～ 3.4	2.4 ～ 3.5	2.5 ～ 3.6
	19	1.5 ～ 2.5	1.6 ～ 2.6	1.7 ～ 2.7	1.8 ～ 2.8	1.9 ～ 2.9	2.0 ～ 3.0	2.1 ～ 3.1	2.2 ～ 3.2	2.3 ～ 3.3	2.4 ～ 3.4	2.5 ～ 3.5
	20	1.6 ～ 2.5	1.7 ～ 2.6	1.8 ～ 2.7	1.9 ～ 2.8	2.0 ～ 2.9	2.1 ～ 3.0	2.2 ～ 3.1	2.3 ～ 3.2	2.4 ～ 3.3	2.5 ～ 3.4	2.6 ～ 3.5
	21	1.6 ～ 2.5	1.7 ～ 2.6	1.8 ～ 2.7	1.9 ～ 2.8	2.0 ～ 2.9	2.1 ～ 3.0	2.2 ～ 3.1	2.3 ～ 3.2	2.4 ～ 3.3	2.5 ～ 3.4	2.6 ～ 3.5
	22	1.6 ～ 2.4	1.7 ～ 2.5	1.8 ～ 2.6	1.9 ～ 2.7	2.0 ～ 2.8	2.1 ～ 2.9	2.2 ～ 3.0	2.3 ～ 3.1	2.4 ～ 3.2	2.5 ～ 3.3	2.6 ～ 3.4
	23	1.6 ～ 2.4	1.7 ～ 2.5	1.8 ～ 2.6	1.9 ～ 2.7	2.0 ～ 2.8	2.1 ～ 2.9	2.2 ～ 3.0	2.3 ～ 3.1	2.4 ～ 3.2	2.5 ～ 3.3	2.6 ～ 3.4
	24	1.6 ～ 2.4	1.7 ～ 2.5	1.8 ～ 2.6	1.9 ～ 2.7	2.0 ～ 2.8	2.1 ～ 2.9	2.2 ～ 3.0	2.3 ～ 3.1	2.4 ～ 3.2	2.5 ～ 3.3	2.6 ～ 3.4
	25	1.7 ～ 2.4	1.8 ～ 2.5	1.9 ～ 2.6	2.0 ～ 2.7	2.1 ～ 2.8	2.2 ～ 2.9	2.3 ～ 3.0	2.4 ～ 3.1	2.5 ～ 3.2	2.6 ～ 3.3	2.7 ～ 3.4
	26	1.7 ～ 2.4	1.8 ～ 2.5	1.9 ～ 2.6	2.0 ～ 2.7	2.1 ～ 2.8	2.2 ～ 2.9	2.3 ～ 3.0	2.4 ～ 3.1	2.5 ～ 3.2	2.6 ～ 3.3	2.7 ～ 3.4
	27	1.7 ～ 2.3	1.8 ～ 2.4	1.9 ～ 2.5	2.0 ～ 2.6	2.1 ～ 2.8	2.2 ～ 2.9	2.3 ～ 3.0	2.4 ～ 3.1	2.5 ～ 3.2	2.6 ～ 3.3	2.7 ～ 3.4
	28	1.7 ～ 2.3	1.8 ～ 2.4	1.9 ～ 2.5	2.0 ～ 2.6	2.1 ～ 2.7	2.2 ～ 2.8	2.3 ～ 2.9	2.4 ～ 3.0	2.5 ～ 3.1	2.6 ～ 3.2	2.7 ～ 3.3
	29	1.7 ～ 2.3	1.8 ～ 2.4	1.9 ～ 2.5	2.0 ～ 2.6	2.1 ～ 2.7	2.2 ～ 2.8	2.3 ～ 2.9	2.4 ～ 3.0	2.5 ～ 3.1	2.6 ～ 3.2	2.7 ～ 3.3
	30	1.7 ～ 2.3	1.8 ～ 2.4	1.9 ～ 2.5	2.0 ～ 2.6	2.1 ～ 2.7	2.2 ～ 2.8	2.3 ～ 2.9	2.4 ～ 3.0	2.5 ～ 3.1	2.6 ～ 3.2	2.7 ～ 3.3
	31	1.7 ～ 2.3	1.8 ～ 2.4	1.9 ～ 2.5	2.0 ～ 2.6	2.1 ～ 2.7	2.2 ～ 2.8	2.3 ～ 2.9	2.4 ～ 3.0	2.5 ～ 3.1	2.6 ～ 3.2	2.7 ～ 3.3
	32	1.7 ～ 2.3	1.8 ～ 2.4	1.9 ～ 2.5	2.0 ～ 2.6	2.1 ～ 2.7	2.2 ～ 2.8	2.3 ～ 2.9	2.4 ～ 3.0	2.5 ～ 3.1	2.6 ～ 3.2	2.7 ～ 3.3
	33	1.8 ～ 2.3	1.9 ～ 2.4	2.0 ～ 2.5	2.1 ～ 2.6	2.2 ～ 2.7	2.3 ～ 2.8	2.4 ～ 2.9	2.5 ～ 3.0	2.6 ～ 3.1	2.7 ～ 3.2	2.8 ～ 3.3
	34	1.8 ～ 2.3	1.9 ～ 2.4	2.0 ～ 2.5	2.1 ～ 2.6	2.2 ～ 2.7	2.3 ～ 2.8	2.4 ～ 2.9	2.5 ～ 3.0	2.6 ～ 3.1	2.7 ～ 3.2	2.8 ～ 3.3
	35	1.8 ～ 2.3	1.9 ～ 2.4	2.0 ～ 2.5	2.1 ～ 2.6	2.2 ～ 2.7	2.3 ～ 2.8	2.4 ～ 2.9	2.5 ～ 3.0	2.6 ～ 3.1	2.7 ～ 3.2	2.8 ～ 3.3
	36	1.8 ～ 2.2	1.9 ～ 2.3	2.0 ～ 2.4	2.1 ～ 2.5	2.2 ～ 2.7	2.3 ～ 2.8	2.4 ～ 2.9	2.5 ～ 3.0	2.6 ～ 3.1	2.7 ～ 3.2	2.8 ～ 3.3
	37	1.8 ～ 2.2	1.9 ～ 2.3	2.0 ～ 2.4	2.1 ～ 2.5	2.2 ～ 2.6	2.3 ～ 2.7	2.4 ～ 2.8	2.5 ～ 2.9	2.6 ～ 3.0	2.7 ～ 3.1	2.8 ～ 3.2
	38	1.8 ～ 2.2	1.9 ～ 2.3	2.0 ～ 2.4	2.1 ～ 2.5	2.2 ～ 2.6	2.3 ～ 2.7	2.4 ～ 2.8	2.5 ～ 2.9	2.6 ～ 3.0	2.7 ～ 3.1	2.8 ～ 3.2
	39	1.8 ～ 2.2	1.9 ～ 2.3	2.0 ～ 2.4	2.1 ～ 2.5	2.2 ～ 2.6	2.3 ～ 2.7	2.4 ～ 2.8	2.5 ～ 2.9	2.6 ～ 3.0	2.7 ～ 3.1	2.8 ～ 3.2
	40	1.8 ～ 2.2	1.9 ～ 2.3	2.0 ～ 2.4	2.1 ～ 2.5	2.2 ～ 2.6	2.3 ～ 2.7	2.4 ～ 2.8	2.5 ～ 2.9	2.6 ～ 3.0	2.7 ～ 3.1	2.8 ～ 3.2

		前 期 末 の 割 引 率										
		3.0%	3.1%	3.2%	3.3%	3.4%	3.5%	3.6%	3.7%	3.8%	3.9%	4.0%
退職給付 支払 時間の 平均 残存 期間	1年	～ 14.4	～ 14.5	～ 14.6	～ 14.7	～ 14.8	～ 15.0	～ 15.1	～ 15.2	～ 15.3	～ 15.4	～ 15.5
	2	～ 8.5	～ 8.6	～ 8.7	～ 8.8	～ 8.9	～ 9.0	～ 9.2	～ 9.3	～ 9.4	～ 9.5	～ 9.6
	3	～ 6.6	～ 6.7	～ 6.8	0.1 ～ 6.9	0.2 ～ 7.0	0.3 ～ 7.1	0.4 ～ 7.3	0.5 ～ 7.4	0.6 ～ 7.5	0.7 ～ 7.6	0.8 ～ 7.7
	4	0.6 ～ 5.7	0.7 ～ 5.8	0.8 ～ 5.9	0.9 ～ 6.0	1.0 ～ 6.1	1.1 ～ 6.2	1.2 ～ 6.3	1.3 ～ 6.4	1.4 ～ 6.5	1.5 ～ 6.6	1.6 ～ 6.7
	5	1.1 ～ 5.1	1.2 ～ 5.2	1.3 ～ 5.3	1.4 ～ 5.4	1.5 ～ 5.6	1.6 ～ 5.7	1.7 ～ 5.8	1.8 ～ 5.9	1.9 ～ 6.0	2.0 ～ 6.1	2.1 ～ 6.2
	6	1.4 ～ 4.8	1.5 ～ 4.9	1.6 ～ 5.0	1.7 ～ 5.1	1.8 ～ 5.2	1.9 ～ 5.3	2.0 ～ 5.4	2.1 ～ 5.5	2.2 ～ 5.6	2.3 ～ 5.7	2.4 ～ 5.8
	7	1.7 ～ 4.5	1.8 ～ 4.6	1.9 ～ 4.7	2.0 ～ 4.8	2.1 ～ 4.9	2.2 ～ 5.0	2.2 ～ 5.1	2.3 ～ 5.2	2.4 ～ 5.3	2.5 ～ 5.4	2.6 ～ 5.5
	8	1.8 ～ 4.3	1.9 ～ 4.4	2.0 ～ 4.5	2.1 ～ 4.6	2.2 ～ 4.7	2.3 ～ 4.8	2.4 ～ 4.9	2.5 ～ 5.0	2.6 ～ 5.1	2.7 ～ 5.2	2.8 ～ 5.3
	9	2.0 ～ 4.2	2.1 ～ 4.3	2.2 ～ 4.4	2.3 ～ 4.5	2.4 ～ 4.6	2.5 ～ 4.7	2.6 ～ 4.8	2.7 ～ 4.9	2.8 ～ 5.0	2.9 ～ 5.1	3.0 ～ 5.2
	10	2.1 ～ 4.0	2.2 ～ 4.1	2.3 ～ 4.2	2.4 ～ 4.3	2.5 ～ 4.4	2.6 ～ 4.5	2.7 ～ 4.6	2.8 ～ 4.7	2.9 ～ 4.8	3.0 ～ 5.0	3.1 ～ 5.1
	11	2.2 ～ 3.9	2.3 ～ 4.0	2.4 ～ 4.1	2.5 ～ 4.2	2.6 ～ 4.3	2.7 ～ 4.4	2.8 ～ 4.5	2.9 ～ 4.6	3.0 ～ 4.7	3.1 ～ 4.8	3.2 ～ 5.0
	12	2.2 ～ 3.9	2.3 ～ 4.0	2.4 ～ 4.1	2.5 ～ 4.2	2.6 ～ 4.3	2.7 ～ 4.4	2.8 ～ 4.5	2.9 ～ 4.6	3.0 ～ 4.7	3.1 ～ 4.8	3.2 ～ 4.9
	13	2.3 ～ 3.8	2.4 ～ 3.9	2.5 ～ 4.0	2.6 ～ 4.1	2.7 ～ 4.2	2.8 ～ 4.3	2.9 ～ 4.4	3.0 ～ 4.5	3.1 ～ 4.6	3.2 ～ 4.7	3.3 ～ 4.8
	14	2.4 ～ 3.7	2.5 ～ 3.8	2.5 ～ 3.9	2.6 ～ 4.0	2.7 ～ 4.1	2.8 ～ 4.2	2.9 ～ 4.3	3.0 ～ 4.4	3.1 ～ 4.5	3.2 ～ 4.6	3.3 ～ 4.7
	15	2.4 ～ 3.7	2.5 ～ 3.8	2.6 ～ 3.9	2.7 ～ 4.0	2.8 ～ 4.1	2.9 ～ 4.2	3.0 ～ 4.3	3.1 ～ 4.4	3.2 ～ 4.5	3.3 ～ 4.6	3.4 ～ 4.7
	16	2.4 ～ 3.6	2.5 ～ 3.7	2.6 ～ 3.8	2.7 ～ 3.9	2.8 ～ 4.0	2.9 ～ 4.1	3.0 ～ 4.2	3.1 ～ 4.3	3.2 ～ 4.4	3.3 ～ 4.5	3.4 ～ 4.6
	17	2.5 ～ 3.6	2.6 ～ 3.7	2.7 ～ 3.8	2.8 ～ 3.9	2.9 ～ 4.0	3.0 ～ 4.1	3.1 ～ 4.2	3.2 ～ 4.3	3.3 ～ 4.4	3.4 ～ 4.5	3.5 ～ 4.6
	18	2.5 ～ 3.6	2.6 ～ 3.7	2.7 ～ 3.8	2.8 ～ 3.9	2.9 ～ 4.0	3.0 ～ 4.1	3.1 ～ 4.2	3.2 ～ 4.3	3.3 ～ 4.4	3.4 ～ 4.5	3.5 ～ 4.6
	19	2.5 ～ 3.5	2.6 ～ 3.6	2.7 ～ 3.7	2.8 ～ 3.8	2.9 ～ 3.9	3.0 ～ 4.0	3.1 ～ 4.1	3.2 ～ 4.2	3.3 ～ 4.3	3.4 ～ 4.4	3.5 ～ 4.5
	20	2.6 ～ 3.5	2.7 ～ 3.6	2.8 ～ 3.7	2.9 ～ 3.8	3.0 ～ 3.9	3.1 ～ 4.0	3.2 ～ 4.1	3.3 ～ 4.2	3.4 ～ 4.3	3.5 ～ 4.4	3.6 ～ 4.5
	21	2.6 ～ 3.5	2.7 ～ 3.6	2.8 ～ 3.7	2.9 ～ 3.8	3.0 ～ 3.9	3.1 ～ 4.0	3.2 ～ 4.1	3.3 ～ 4.2	3.4 ～ 4.3	3.5 ～ 4.4	3.6 ～ 4.5
	22	2.6 ～ 3.4	2.7 ～ 3.5	2.8 ～ 3.6	2.9 ～ 3.7	3.0 ～ 3.8	3.1 ～ 3.9	3.2 ～ 4.0	3.3 ～ 4.1	3.4 ～ 4.2	3.5 ～ 4.3	3.6 ～ 4.4
	23	2.6 ～ 3.4	2.7 ～ 3.5	2.8 ～ 3.6	2.9 ～ 3.7	3.0 ～ 3.8	3.1 ～ 3.9	3.2 ～ 4.0	3.3 ～ 4.1	3.4 ～ 4.2	3.5 ～ 4.3	3.6 ～ 4.4
	24	2.6 ～ 3.4	2.7 ～ 3.5	2.8 ～ 3.6	2.9 ～ 3.7	3.0 ～ 3.8	3.1 ～ 3.9	3.2 ～ 4.0	3.3 ～ 4.1	3.4 ～ 4.2	3.5 ～ 4.3	3.6 ～ 4.4
	25	2.7 ～ 3.4	2.8 ～ 3.5	2.9 ～ 3.6	3.0 ～ 3.7	3.1 ～ 3.8	3.2 ～ 3.9	3.3 ～ 4.0	3.4 ～ 4.1	3.5 ～ 4.2	3.6 ～ 4.3	3.7 ～ 4.4
	26	2.7 ～ 3.4	2.8 ～ 3.5	2.9 ～ 3.6	3.0 ～ 3.7	3.1 ～ 3.8	3.2 ～ 3.9	3.3 ～ 4.0	3.4 ～ 4.1	3.5 ～ 4.2	3.6 ～ 4.3	3.7 ～ 4.4
	27	2.7 ～ 3.4	2.8 ～ 3.5	2.9 ～ 3.6	3.0 ～ 3.7	3.1 ～ 3.8	3.2 ～ 3.9	3.3 ～ 4.0	3.4 ～ 4.1	3.5 ～ 4.2	3.6 ～ 4.3	3.7 ～ 4.4
	28	2.7 ～ 3.3	2.8 ～ 3.4	2.9 ～ 3.5	3.0 ～ 3.6	3.1 ～ 3.7	3.2 ～ 3.8	3.3 ～ 3.9	3.4 ～ 4.0	3.5 ～ 4.1	3.6 ～ 4.2	3.7 ～ 4.3
	29	2.7 ～ 3.3	2.8 ～ 3.4	2.9 ～ 3.5	3.0 ～ 3.6	3.1 ～ 3.7	3.2 ～ 3.8	3.3 ～ 3.9	3.4 ～ 4.0	3.5 ～ 4.1	3.6 ～ 4.2	3.7 ～ 4.3
	30	2.7 ～ 3.3	2.8 ～ 3.4	2.9 ～ 3.5	3.0 ～ 3.6	3.1 ～ 3.7	3.2 ～ 3.8	3.3 ～ 3.9	3.4 ～ 4.0	3.5 ～ 4.1	3.6 ～ 4.2	3.7 ～ 4.3
	31	2.7 ～ 3.3	2.8 ～ 3.4	2.9 ～ 3.5	3.0 ～ 3.6	3.1 ～ 3.7	3.2 ～ 3.8	3.3 ～ 3.9	3.4 ～ 4.0	3.5 ～ 4.1	3.6 ～ 4.2	3.7 ～ 4.3
	32	2.7 ～ 3.3	2.8 ～ 3.4	2.9 ～ 3.5	3.0 ～ 3.6	3.1 ～ 3.7	3.2 ～ 3.8	3.3 ～ 3.9	3.4 ～ 4.0	3.5 ～ 4.1	3.6 ～ 4.2	3.7 ～ 4.3
	33	2.8 ～ 3.3	2.9 ～ 3.4	3.0 ～ 3.5	3.1 ～ 3.6	3.2 ～ 3.7	3.3 ～ 3.8	3.4 ～ 3.9	3.5 ～ 4.0	3.6 ～ 4.1	3.7 ～ 4.2	3.8 ～ 4.3
	34	2.8 ～ 3.3	2.9 ～ 3.4	3.0 ～ 3.5	3.1 ～ 3.6	3.2 ～ 3.7	3.3 ～ 3.8	3.4 ～ 3.9	3.5 ～ 4.0	3.6 ～ 4.1	3.7 ～ 4.2	3.8 ～ 4.3
	35	2.8 ～ 3.3	2.9 ～ 3.4	3.0 ～ 3.5	3.1 ～ 3.6	3.2 ～ 3.7	3.3 ～ 3.8	3.4 ～ 3.9	3.5 ～ 4.0	3.6 ～ 4.1	3.7 ～ 4.2	3.8 ～ 4.3
	36	2.8 ～ 3.3	2.9 ～ 3.4	3.0 ～ 3.5	3.1 ～ 3.6	3.2 ～ 3.7	3.3 ～ 3.8	3.4 ～ 3.9	3.5 ～ 4.0	3.6 ～ 4.1	3.7 ～ 4.2	3.8 ～ 4.3
	37	2.8 ～ 3.2	2.9 ～ 3.3	3.0 ～ 3.4	3.1 ～ 3.5	3.2 ～ 3.6	3.3 ～ 3.7	3.4 ～ 3.8	3.5 ～ 3.9	3.6 ～ 4.0	3.7 ～ 4.1	3.8 ～ 4.2
	38	2.8 ～ 3.2	2.9 ～ 3.3	3.0 ～ 3.4	3.1 ～ 3.5	3.2 ～ 3.6	3.3 ～ 3.7	3.4 ～ 3.8	3.5 ～ 3.9	3.6 ～ 4.0	3.7 ～ 4.1	3.8 ～ 4.2
	39	2.8 ～ 3.2	2.9 ～ 3.3	3.0 ～ 3.4	3.1 ～ 3.5	3.2 ～ 3.6	3.3 ～ 3.7	3.4 ～ 3.8	3.5 ～ 3.9	3.6 ～ 4.0	3.7 ～ 4.1	3.8 ～ 4.2
	40	2.8 ～ 3.2	2.9 ～ 3.3	3.0 ～ 3.4	3.1 ～ 3.5	3.2 ～ 3.6	3.3 ～ 3.7	3.4 ～ 3.8	3.5 ～ 3.9	3.6 ～ 4.0	3.7 ～ 4.1	3.8 ～ 4.2

		前 期 末 の 割 引 率										
		4.0%	4.1%	4.2%	4.3%	4.4%	4.5%	4.6%	4.7%	4.8%	4.9%	5.0%
退職給付 支払 時 ま で の 平 均 残 存 期 間	1年	～ 15.5	～ 15.6	～ 15.7	～ 15.8	～ 16.0	～ 16.1	～ 16.2	～ 16.3	～ 16.4	～ 16.5	～ 16.6
	2	～ 9.6	～ 9.7	～ 9.8	～ 9.9	～ 10.0	～ 10.1	～ 10.2	～ 10.3	～ 10.4	0.1 ～ 10.5	0.2 ～ 10.6
	3	0.8 ～ 7.7	0.9 ～ 7.8	1.0 ～ 7.9	1.1 ～ 8.0	1.2 ～ 8.1	1.3 ～ 8.2	1.4 ～ 8.3	1.5 ～ 8.4	1.6 ～ 8.5	1.7 ～ 8.6	1.8 ～ 8.7
	4	1.6 ～ 6.7	1.7 ～ 6.8	1.8 ～ 6.9	1.9 ～ 7.0	2.0 ～ 7.1	2.1 ～ 7.2	2.2 ～ 7.3	2.3 ～ 7.4	2.4 ～ 7.5	2.5 ～ 7.6	2.6 ～ 7.8
	5	2.1 ～ 6.2	2.2 ～ 6.3	2.3 ～ 6.4	2.4 ～ 6.5	2.5 ～ 6.6	2.6 ～ 6.7	2.7 ～ 6.8	2.8 ～ 6.9	2.9 ～ 7.0	3.0 ～ 7.1	3.1 ～ 7.2
	6	2.4 ～ 5.8	2.5 ～ 5.9	2.6 ～ 6.0	2.7 ～ 6.1	2.8 ～ 6.2	2.9 ～ 6.3	3.0 ～ 6.4	3.1 ～ 6.5	3.2 ～ 6.6	3.3 ～ 6.7	3.4 ～ 6.8
	7	2.6 ～ 5.5	2.7 ～ 5.6	2.8 ～ 5.7	2.9 ～ 5.8	3.0 ～ 5.9	3.1 ～ 6.0	3.2 ～ 6.1	3.3 ～ 6.2	3.4 ～ 6.3	3.5 ～ 6.4	3.6 ～ 6.5
	8	2.8 ～ 5.3	2.9 ～ 5.4	3.0 ～ 5.5	3.1 ～ 5.6	3.2 ～ 5.7	3.3 ～ 5.8	3.4 ～ 5.9	3.5 ～ 6.0	3.6 ～ 6.1	3.7 ～ 6.2	3.8 ～ 6.3
	9	3.0 ～ 5.2	3.1 ～ 5.3	3.2 ～ 5.4	3.3 ～ 5.5	3.4 ～ 5.6	3.4 ～ 5.7	3.5 ～ 5.8	3.6 ～ 5.9	3.7 ～ 6.0	3.8 ～ 6.1	3.9 ～ 6.2
	10	3.1 ～ 5.1	3.2 ～ 5.2	3.3 ～ 5.3	3.4 ～ 5.4	3.5 ～ 5.5	3.6 ～ 5.6	3.7 ～ 5.7	3.8 ～ 5.8	3.9 ～ 5.9	4.0 ～ 6.0	4.1 ～ 6.1
	11	3.2 ～ 5.0	3.3 ～ 5.1	3.4 ～ 5.2	3.5 ～ 5.3	3.5 ～ 5.4	3.6 ～ 5.5	3.7 ～ 5.6	3.8 ～ 5.7	3.9 ～ 5.8	4.0 ～ 5.9	4.1 ～ 6.0
	12	3.2 ～ 4.9	3.3 ～ 5.0	3.4 ～ 5.1	3.5 ～ 5.2	3.6 ～ 5.3	3.7 ～ 5.4	3.8 ～ 5.5	3.9 ～ 5.6	4.0 ～ 5.7	4.1 ～ 5.8	4.2 ～ 5.9
	13	3.3 ～ 4.8	3.4 ～ 4.9	3.5 ～ 5.0	3.6 ～ 5.1	3.7 ～ 5.2	3.8 ～ 5.3	3.9 ～ 5.4	4.0 ～ 5.5	4.1 ～ 5.6	4.2 ～ 5.7	4.3 ～ 5.8
	14	3.3 ～ 4.7	3.4 ～ 4.8	3.5 ～ 4.9	3.6 ～ 5.0	3.7 ～ 5.1	3.8 ～ 5.2	3.9 ～ 5.3	4.0 ～ 5.4	4.1 ～ 5.5	4.2 ～ 5.6	4.3 ～ 5.7
	15	3.4 ～ 4.7	3.5 ～ 4.8	3.6 ～ 4.9	3.7 ～ 5.0	3.8 ～ 5.1	3.9 ～ 5.2	4.0 ～ 5.3	4.1 ～ 5.4	4.2 ～ 5.5	4.3 ～ 5.6	4.4 ～ 5.7
	16	3.4 ～ 4.6	3.5 ～ 4.7	3.6 ～ 4.8	3.7 ～ 4.9	3.8 ～ 5.0	3.9 ～ 5.1	4.0 ～ 5.2	4.1 ～ 5.3	4.2 ～ 5.4	4.3 ～ 5.5	4.4 ～ 5.6
	17	3.5 ～ 4.6	3.6 ～ 4.7	3.7 ～ 4.8	3.8 ～ 4.9	3.9 ～ 5.0	4.0 ～ 5.1	4.1 ～ 5.2	4.2 ～ 5.3	4.3 ～ 5.4	4.4 ～ 5.5	4.5 ～ 5.6
	18	3.5 ～ 4.6	3.6 ～ 4.7	3.7 ～ 4.8	3.8 ～ 4.9	3.9 ～ 5.0	4.0 ～ 5.1	4.1 ～ 5.2	4.2 ～ 5.3	4.3 ～ 5.4	4.4 ～ 5.5	4.5 ～ 5.6
	19	3.5 ～ 4.5	3.6 ～ 4.6	3.7 ～ 4.7	3.8 ～ 4.8	3.9 ～ 4.9	4.0 ～ 5.0	4.1 ～ 5.1	4.2 ～ 5.2	4.3 ～ 5.3	4.4 ～ 5.4	4.5 ～ 5.5
	20	3.6 ～ 4.5	3.7 ～ 4.6	3.8 ～ 4.7	3.9 ～ 4.8	4.0 ～ 4.9	4.1 ～ 5.0	4.2 ～ 5.1	4.3 ～ 5.2	4.4 ～ 5.3	4.5 ～ 5.4	4.6 ～ 5.5
	21	3.6 ～ 4.5	3.7 ～ 4.6	3.8 ～ 4.7	3.9 ～ 4.8	4.0 ～ 4.9	4.1 ～ 5.0	4.2 ～ 5.1	4.3 ～ 5.2	4.4 ～ 5.3	4.5 ～ 5.4	4.6 ～ 5.5
	22	3.6 ～ 4.4	3.7 ～ 4.5	3.8 ～ 4.7	3.9 ～ 4.8	4.0 ～ 4.9	4.1 ～ 5.0	4.2 ～ 5.1	4.3 ～ 5.2	4.4 ～ 5.3	4.5 ～ 5.4	4.6 ～ 5.5
	23	3.6 ～ 4.4	3.7 ～ 4.5	3.8 ～ 4.6	3.9 ～ 4.7	4.0 ～ 4.8	4.1 ～ 4.9	4.2 ～ 5.0	4.3 ～ 5.1	4.4 ～ 5.2	4.5 ～ 5.3	4.6 ～ 5.4
	24	3.6 ～ 4.4	3.7 ～ 4.5	3.8 ～ 4.6	3.9 ～ 4.7	4.0 ～ 4.8	4.1 ～ 4.9	4.2 ～ 5.0	4.3 ～ 5.1	4.4 ～ 5.2	4.5 ～ 5.3	4.6 ～ 5.4
	25	3.7 ～ 4.4	3.8 ～ 4.5	3.9 ～ 4.6	4.0 ～ 4.7	4.1 ～ 4.8	4.2 ～ 4.9	4.3 ～ 5.0	4.4 ～ 5.1	4.5 ～ 5.2	4.6 ～ 5.3	4.7 ～ 5.4
	26	3.7 ～ 4.4	3.8 ～ 4.5	3.9 ～ 4.6	4.0 ～ 4.7	4.1 ～ 4.8	4.2 ～ 4.9	4.3 ～ 5.0	4.4 ～ 5.1	4.5 ～ 5.2	4.6 ～ 5.3	4.7 ～ 5.4
	27	3.7 ～ 4.4	3.8 ～ 4.5	3.9 ～ 4.6	4.0 ～ 4.7	4.1 ～ 4.8	4.2 ～ 4.9	4.3 ～ 5.0	4.4 ～ 5.1	4.5 ～ 5.2	4.6 ～ 5.3	4.7 ～ 5.4
	28	3.7 ～ 4.3	3.8 ～ 4.4	3.9 ～ 4.5	4.0 ～ 4.6	4.1 ～ 4.7	4.2 ～ 4.8	4.3 ～ 4.9	4.4 ～ 5.0	4.5 ～ 5.1	4.6 ～ 5.2	4.7 ～ 5.3
	29	3.7 ～ 4.3	3.8 ～ 4.4	3.9 ～ 4.5	4.0 ～ 4.6	4.1 ～ 4.7	4.2 ～ 4.8	4.3 ～ 4.9	4.4 ～ 5.0	4.5 ～ 5.1	4.6 ～ 5.2	4.7 ～ 5.3
	30	3.7 ～ 4.3	3.8 ～ 4.4	3.9 ～ 4.5	4.0 ～ 4.6	4.1 ～ 4.7	4.2 ～ 4.8	4.3 ～ 4.9	4.4 ～ 5.0	4.5 ～ 5.1	4.6 ～ 5.2	4.7 ～ 5.3
	31	3.7 ～ 4.3	3.8 ～ 4.4	3.9 ～ 4.5	4.0 ～ 4.6	4.1 ～ 4.7	4.2 ～ 4.8	4.3 ～ 4.9	4.4 ～ 5.0	4.5 ～ 5.1	4.6 ～ 5.2	4.7 ～ 5.3
	32	3.7 ～ 4.3	3.8 ～ 4.4	3.9 ～ 4.5	4.0 ～ 4.6	4.1 ～ 4.7	4.2 ～ 4.8	4.3 ～ 4.9	4.4 ～ 5.0	4.5 ～ 5.1	4.6 ～ 5.2	4.7 ～ 5.3
	33	3.8 ～ 4.3	3.8 ～ 4.4	3.9 ～ 4.5	4.0 ～ 4.6	4.1 ～ 4.7	4.2 ～ 4.8	4.3 ～ 4.9	4.4 ～ 5.0	4.5 ～ 5.1	4.6 ～ 5.2	4.7 ～ 5.3
	34	3.8 ～ 4.3	3.9 ～ 4.4	4.0 ～ 4.5	4.1 ～ 4.6	4.2 ～ 4.7	4.3 ～ 4.8	4.4 ～ 4.9	4.5 ～ 5.0	4.6 ～ 5.1	4.7 ～ 5.2	4.8 ～ 5.3
	35	3.8 ～ 4.3	3.9 ～ 4.4	4.0 ～ 4.5	4.1 ～ 4.6	4.2 ～ 4.7	4.3 ～ 4.8	4.4 ～ 4.9	4.5 ～ 5.0	4.6 ～ 5.1	4.7 ～ 5.2	4.8 ～ 5.3
	36	3.8 ～ 4.3	3.9 ～ 4.4	4.0 ～ 4.5	4.1 ～ 4.6	4.2 ～ 4.7	4.3 ～ 4.8	4.4 ～ 4.9	4.5 ～ 5.0	4.6 ～ 5.1	4.7 ～ 5.2	4.8 ～ 5.3
	37	3.8 ～ 4.2	3.9 ～ 4.3	4.0 ～ 4.4	4.1 ～ 4.5	4.2 ～ 4.6	4.3 ～ 4.7	4.4 ～ 4.8	4.5 ～ 4.9	4.6 ～ 5.0	4.7 ～ 5.1	4.8 ～ 5.2
	38	3.8 ～ 4.2	3.9 ～ 4.3	4.0 ～ 4.4	4.1 ～ 4.5	4.2 ～ 4.6	4.3 ～ 4.7	4.4 ～ 4.8	4.5 ～ 4.9	4.6 ～ 5.0	4.7 ～ 5.1	4.8 ～ 5.2
	39	3.8 ～ 4.2	3.9 ～ 4.3	4.0 ～ 4.4	4.1 ～ 4.5	4.2 ～ 4.6	4.3 ～ 4.7	4.4 ～ 4.8	4.5 ～ 4.9	4.6 ～ 5.0	4.7 ～ 5.1	4.8 ～ 5.2
	40	3.8 ～ 4.2	3.9 ～ 4.3	4.0 ～ 4.4	4.1 ～ 4.5	4.2 ～ 4.6	4.3 ～ 4.7	4.4 ～ 4.8	4.5 ～ 4.9	4.6 ～ 5.0	4.7 ～ 5.1	4.8 ～ 5.2

		前 期 末 の 割 引 率										
		5.0%	5.1%	5.2%	5.3%	5.4%	5.5%	5.6%	5.7%	5.8%	5.9%	6.0%
退職給付 支払 時 ま で の 平 均 残 存 期 間	1年	～ 16.6	～ 16.7	～ 16.8	～ 17.0	～ 17.1	～ 17.2	～ 17.3	～ 17.4	～ 17.5	～ 17.6	～ 17.7
	2	0.2 ～ 10.6	0.3 ～ 10.7	0.4 ～ 10.8	0.4 ～ 10.9	0.5 ～ 11.1	0.6 ～ 11.2	0.7 ～ 11.3	0.8 ～ 11.4	0.9 ～ 11.5	1.0 ～ 11.6	1.1 ～ 11.7
	3	1.8 ～ 8.7	1.9 ～ 8.8	2.0 ～ 8.9	2.1 ～ 9.0	2.2 ～ 9.1	2.3 ～ 9.2	2.3 ～ 9.3	2.4 ～ 9.4	2.5 ～ 9.5	2.6 ～ 9.6	2.7 ～ 9.7
	4	2.6 ～ 7.8	2.7 ～ 7.9	2.8 ～ 8.0	2.9 ～ 8.1	3.0 ～ 8.2	3.1 ～ 8.3	3.2 ～ 8.4	3.3 ～ 8.5	3.4 ～ 8.6	3.5 ～ 8.7	3.6 ～ 8.8
	5	3.1 ～ 7.2	3.2 ～ 7.3	3.3 ～ 7.4	3.4 ～ 7.5	3.5 ～ 7.6	3.6 ～ 7.7	3.7 ～ 7.8	3.8 ～ 7.9	3.9 ～ 8.0	4.0 ～ 8.1	4.0 ～ 8.2
	6	3.4 ～ 6.8	3.5 ～ 6.9	3.6 ～ 7.0	3.7 ～ 7.1	3.8 ～ 7.2	3.9 ～ 7.3	4.0 ～ 7.4	4.1 ～ 7.5	4.2 ～ 7.6	4.3 ～ 7.7	4.4 ～ 7.8
	7	3.6 ～ 6.5	3.7 ～ 6.6	3.8 ～ 6.7	3.9 ～ 6.8	4.0 ～ 6.9	4.1 ～ 7.0	4.2 ～ 7.2	4.3 ～ 7.3	4.4 ～ 7.4	4.5 ～ 7.5	4.6 ～ 7.6
	8	3.8 ～ 6.3	3.9 ～ 6.4	4.0 ～ 6.5	4.1 ～ 6.6	4.2 ～ 6.7	4.3 ～ 6.8	4.4 ～ 6.9	4.5 ～ 7.1	4.6 ～ 7.2	4.7 ～ 7.3	4.8 ～ 7.4
	9	3.9 ～ 6.2	4.0 ～ 6.3	4.1 ～ 6.4	4.2 ～ 6.5	4.3 ～ 6.6	4.4 ～ 6.7	4.5 ～ 6.8	4.6 ～ 6.9	4.7 ～ 7.0	4.8 ～ 7.1	4.9 ～ 7.2
	10	4.1 ～ 6.1	4.2 ～ 6.2	4.3 ～ 6.3	4.4 ～ 6.4	4.5 ～ 6.5	4.5 ～ 6.6	4.6 ～ 6.7	4.7 ～ 6.8	4.8 ～ 6.9	4.9 ～ 7.0	5.0 ～ 7.1
	11	4.1 ～ 6.0	4.2 ～ 6.1	4.3 ～ 6.2	4.4 ～ 6.3	4.5 ～ 6.4	4.6 ～ 6.5	4.7 ～ 6.6	4.8 ～ 6.7	4.9 ～ 6.8	5.0 ～ 6.9	5.1 ～ 7.0
	12	4.2 ～ 5.9	4.3 ～ 6.0	4.4 ～ 6.1	4.5 ～ 6.2	4.6 ～ 6.3	4.7 ～ 6.4	4.8 ～ 6.5	4.9 ～ 6.6	5.0 ～ 6.7	5.1 ～ 6.8	5.2 ～ 6.9
	13	4.3 ～ 5.8	4.4 ～ 5.9	4.5 ～ 6.0	4.6 ～ 6.1	4.7 ～ 6.2	4.8 ～ 6.3	4.9 ～ 6.4	5.0 ～ 6.5	5.1 ～ 6.6	5.2 ～ 6.7	5.3 ～ 6.8
	14	4.3 ～ 5.7	4.4 ～ 5.8	4.5 ～ 5.9	4.6 ～ 6.0	4.7 ～ 6.1	4.8 ～ 6.2	4.9 ～ 6.3	5.0 ～ 6.4	5.1 ～ 6.5	5.2 ～ 6.6	5.3 ～ 6.8
	15	4.4 ～ 5.7	4.5 ～ 5.8	4.6 ～ 5.9	4.7 ～ 6.0	4.8 ～ 6.1	4.9 ～ 6.2	5.0 ～ 6.3	5.1 ～ 6.4	5.2 ～ 6.5	5.3 ～ 6.6	5.4 ～ 6.7
	16	4.4 ～ 5.6	4.5 ～ 5.7	4.6 ～ 5.8	4.7 ～ 5.9	4.8 ～ 6.0	4.9 ～ 6.1	5.0 ～ 6.2	5.1 ～ 6.3	5.2 ～ 6.4	5.3 ～ 6.5	5.4 ～ 6.7
	17	4.5 ～ 5.6	4.6 ～ 5.7	4.7 ～ 5.8	4.8 ～ 5.9	4.9 ～ 6.0	5.0 ～ 6.1	5.1 ～ 6.2	5.2 ～ 6.3	5.3 ～ 6.4	5.4 ～ 6.5	5.5 ～ 6.6
	18	4.5 ～ 5.6	4.6 ～ 5.7	4.7 ～ 5.8	4.8 ～ 5.9	4.9 ～ 6.0	5.0 ～ 6.1	5.1 ～ 6.2	5.2 ～ 6.3	5.3 ～ 6.4	5.4 ～ 6.5	5.5 ～ 6.6
	19	4.5 ～ 5.5	4.6 ～ 5.6	4.7 ～ 5.7	4.8 ～ 5.8	4.9 ～ 5.9	5.0 ～ 6.0	5.1 ～ 6.1	5.2 ～ 6.2	5.3 ～ 6.3	5.4 ～ 6.4	5.5 ～ 6.5
	20	4.6 ～ 5.5	4.7 ～ 5.6	4.7 ～ 5.7	4.8 ～ 5.8	4.9 ～ 5.9	5.0 ～ 6.0	5.1 ～ 6.1	5.2 ～ 6.2	5.3 ～ 6.3	5.4 ～ 6.4	5.5 ～ 6.5
	21	4.6 ～ 5.5	4.7 ～ 5.6	4.8 ～ 5.7	4.9 ～ 5.8	5.0 ～ 5.9	5.1 ～ 6.0	5.2 ～ 6.1	5.3 ～ 6.2	5.4 ～ 6.3	5.5 ～ 6.4	5.6 ～ 6.5
	22	4.6 ～ 5.5	4.7 ～ 5.6	4.8 ～ 5.7	4.9 ～ 5.8	5.0 ～ 5.9	5.1 ～ 6.0	5.2 ～ 6.1	5.3 ～ 6.2	5.4 ～ 6.3	5.5 ～ 6.4	5.6 ～ 6.5
	23	4.6 ～ 5.4	4.7 ～ 5.5	4.8 ～ 5.6	4.9 ～ 5.7	5.0 ～ 5.8	5.1 ～ 5.9	5.2 ～ 6.0	5.3 ～ 6.1	5.4 ～ 6.2	5.5 ～ 6.3	5.6 ～ 6.4
	24	4.6 ～ 5.4	4.7 ～ 5.5	4.8 ～ 5.6	4.9 ～ 5.7	5.0 ～ 5.8	5.1 ～ 5.9	5.2 ～ 6.0	5.3 ～ 6.1	5.4 ～ 6.2	5.5 ～ 6.3	5.6 ～ 6.4
	25	4.7 ～ 5.4	4.8 ～ 5.5	4.8 ～ 5.6	4.9 ～ 5.7	5.0 ～ 5.8	5.1 ～ 5.9	5.2 ～ 6.0	5.3 ～ 6.1	5.4 ～ 6.2	5.5 ～ 6.3	5.6 ～ 6.4
	26	4.7 ～ 5.4	4.8 ～ 5.5	4.9 ～ 5.6	5.0 ～ 5.7	5.1 ～ 5.8	5.2 ～ 5.9	5.3 ～ 6.0	5.4 ～ 6.1	5.5 ～ 6.2	5.6 ～ 6.3	5.7 ～ 6.4
	27	4.7 ～ 5.4	4.8 ～ 5.5	4.9 ～ 5.6	5.0 ～ 5.7	5.1 ～ 5.8	5.2 ～ 5.9	5.3 ～ 6.0	5.4 ～ 6.1	5.5 ～ 6.2	5.6 ～ 6.3	5.7 ～ 6.4
	28	4.7 ～ 5.3	4.8 ～ 5.4	4.9 ～ 5.5	5.0 ～ 5.6	5.1 ～ 5.7	5.2 ～ 5.8	5.3 ～ 5.9	5.4 ～ 6.0	5.5 ～ 6.1	5.6 ～ 6.2	5.7 ～ 6.3
	29	4.7 ～ 5.3	4.8 ～ 5.4	4.9 ～ 5.5	5.0 ～ 5.6	5.1 ～ 5.7	5.2 ～ 5.8	5.3 ～ 5.9	5.4 ～ 6.0	5.5 ～ 6.1	5.6 ～ 6.2	5.7 ～ 6.3
	30	4.7 ～ 5.3	4.8 ～ 5.4	4.9 ～ 5.5	5.0 ～ 5.6	5.1 ～ 5.7	5.2 ～ 5.8	5.3 ～ 5.9	5.4 ～ 6.0	5.5 ～ 6.1	5.6 ～ 6.2	5.7 ～ 6.3
	31	4.7 ～ 5.3	4.8 ～ 5.4	4.9 ～ 5.5	5.0 ～ 5.6	5.1 ～ 5.7	5.2 ～ 5.8	5.3 ～ 5.9	5.4 ～ 6.0	5.5 ～ 6.1	5.6 ～ 6.2	5.7 ～ 6.3
	32	4.7 ～ 5.3	4.8 ～ 5.4	4.9 ～ 5.5	5.0 ～ 5.6	5.1 ～ 5.7	5.2 ～ 5.8	5.3 ～ 5.9	5.4 ～ 6.0	5.5 ～ 6.1	5.6 ～ 6.2	5.7 ～ 6.3
	33	4.7 ～ 5.3	4.8 ～ 5.4	4.9 ～ 5.5	5.0 ～ 5.6	5.1 ～ 5.7	5.2 ～ 5.8	5.3 ～ 5.9	5.4 ～ 6.0	5.5 ～ 6.1	5.6 ～ 6.2	5.7 ～ 6.3
	34	4.8 ～ 5.3	4.9 ～ 5.4	5.0 ～ 5.5	5.1 ～ 5.6	5.2 ～ 5.7	5.3 ～ 5.8	5.4 ～ 5.9	5.5 ～ 6.0	5.6 ～ 6.1	5.7 ～ 6.2	5.8 ～ 6.3
	35	4.8 ～ 5.3	4.9 ～ 5.4	5.0 ～ 5.5	5.1 ～ 5.6	5.2 ～ 5.7	5.3 ～ 5.8	5.4 ～ 5.9	5.5 ～ 6.0	5.6 ～ 6.1	5.7 ～ 6.2	5.8 ～ 6.3
	36	4.8 ～ 5.3	4.9 ～ 5.4	5.0 ～ 5.5	5.1 ～ 5.6	5.2 ～ 5.7	5.3 ～ 5.8	5.4 ～ 5.9	5.5 ～ 6.0	5.6 ～ 6.1	5.7 ～ 6.2	5.8 ～ 6.3
	37	4.8 ～ 5.2	4.9 ～ 5.3	5.0 ～ 5.4	5.1 ～ 5.6	5.2 ～ 5.7	5.3 ～ 5.8	5.4 ～ 5.9	5.5 ～ 6.0	5.6 ～ 6.1	5.7 ～ 6.2	5.8 ～ 6.3
	38	4.8 ～ 5.2	4.9 ～ 5.3	5.0 ～ 5.4	5.1 ～ 5.5	5.2 ～ 5.6	5.3 ～ 5.7	5.4 ～ 5.8	5.5 ～ 5.9	5.6 ～ 6.0	5.7 ～ 6.1	5.8 ～ 6.2
	39	4.8 ～ 5.2	4.9 ～ 5.3	5.0 ～ 5.4	5.1 ～ 5.5	5.2 ～ 5.6	5.3 ～ 5.7	5.4 ～ 5.8	5.5 ～ 5.9	5.6 ～ 6.0	5.7 ～ 6.1	5.8 ～ 6.2
	40	4.8 ～ 5.2	4.9 ～ 5.3	5.0 ～ 5.4	5.1 ～ 5.5	5.2 ～ 5.6	5.3 ～ 5.7	5.4 ～ 5.8	5.5 ～ 5.9	5.6 ～ 6.0	5.7 ～ 6.1	5.8 ～ 6.2

		前 期 末 の 割 引 率										
		6.0%	6.1%	6.2%	6.3%	6.4%	6.5%	6.6%	6.7%	6.8%	6.9%	7.0%
退 職 給 付 支 払 時 ま で の 平 均 残 存 期 間	1年	～ 17.7	～ 17.8	～ 18.0	～ 18.1	～ 18.2	～ 18.3	～ 18.4	～ 18.5	～ 18.6	～ 18.7	～ 18.8
	2	1.1 ～ 11.7	1.2 ～ 11.8	1.3 ～ 11.9	1.4 ～ 12.0	1.5 ～ 12.1	1.6 ～ 12.2	1.7 ～ 12.3	1.8 ～ 12.4	1.9 ～ 12.5	2.0 ～ 12.6	2.1 ～ 12.7
	3	2.7 ～ 9.7	2.8 ～ 9.8	2.9 ～ 9.9	3.0 ～ 10.0	3.1 ～ 10.2	3.2 ～ 10.3	3.3 ～ 10.4	3.4 ～ 10.5	3.5 ～ 10.6	3.6 ～ 10.7	3.7 ～ 10.8
	4	3.6 ～ 8.8	3.7 ～ 8.9	3.7 ～ 9.0	3.8 ～ 9.1	3.9 ～ 9.2	4.0 ～ 9.3	4.1 ～ 9.4	4.2 ～ 9.5	4.3 ～ 9.6	4.4 ～ 9.7	4.5 ～ 9.8
	5	4.0 ～ 8.2	4.1 ～ 8.3	4.2 ～ 8.4	4.3 ～ 8.5	4.4 ～ 8.6	4.5 ～ 8.7	4.6 ～ 8.8	4.7 ～ 8.9	4.8 ～ 9.0	4.9 ～ 9.1	5.0 ～ 9.2
	6	4.4 ～ 7.8	4.5 ～ 7.9	4.6 ～ 8.0	4.7 ～ 8.1	4.8 ～ 8.2	4.9 ～ 8.3	5.0 ～ 8.4	5.1 ～ 8.5	5.2 ～ 8.6	5.3 ～ 8.7	5.4 ～ 8.8
	7	4.6 ～ 7.6	4.7 ～ 7.7	4.8 ～ 7.8	4.9 ～ 7.9	5.0 ～ 8.0	5.1 ～ 8.1	5.2 ～ 8.2	5.3 ～ 8.3	5.4 ～ 8.4	5.5 ～ 8.5	5.6 ～ 8.6
	8	4.8 ～ 7.4	4.9 ～ 7.5	5.0 ～ 7.6	5.1 ～ 7.7	5.2 ～ 7.8	5.3 ～ 7.9	5.4 ～ 8.0	5.5 ～ 8.1	5.6 ～ 8.2	5.7 ～ 8.3	5.8 ～ 8.4
	9	4.9 ～ 7.2	5.0 ～ 7.3	5.1 ～ 7.4	5.2 ～ 7.5	5.3 ～ 7.6	5.4 ～ 7.7	5.5 ～ 7.8	5.6 ～ 7.9	5.7 ～ 8.0	5.8 ～ 8.1	5.9 ～ 8.2
	10	5.0 ～ 7.1	5.1 ～ 7.2	5.2 ～ 7.3	5.3 ～ 7.4	5.4 ～ 7.5	5.5 ～ 7.6	5.6 ～ 7.7	5.7 ～ 7.8	5.8 ～ 7.9	5.9 ～ 8.0	6.0 ～ 8.1
	11	5.1 ～ 7.0	5.2 ～ 7.1	5.3 ～ 7.2	5.4 ～ 7.3	5.5 ～ 7.4	5.6 ～ 7.5	5.7 ～ 7.6	5.8 ～ 7.7	5.9 ～ 7.8	6.0 ～ 7.9	6.1 ～ 8.0
	12	5.2 ～ 6.9	5.3 ～ 7.0	5.4 ～ 7.1	5.5 ～ 7.2	5.6 ～ 7.3	5.7 ～ 7.4	5.8 ～ 7.5	5.9 ～ 7.6	6.0 ～ 7.7	6.1 ～ 7.8	6.2 ～ 7.9
	13	5.3 ～ 6.8	5.4 ～ 6.9	5.5 ～ 7.0	5.6 ～ 7.1	5.7 ～ 7.2	5.8 ～ 7.3	5.9 ～ 7.4	6.0 ～ 7.5	6.1 ～ 7.6	6.2 ～ 7.7	6.3 ～ 7.8
	14	5.3 ～ 6.8	5.4 ～ 6.9	5.5 ～ 7.0	5.6 ～ 7.1	5.7 ～ 7.2	5.8 ～ 7.3	5.9 ～ 7.4	6.0 ～ 7.5	6.1 ～ 7.6	6.2 ～ 7.7	6.3 ～ 7.8
	15	5.4 ～ 6.7	5.5 ～ 6.8	5.6 ～ 6.9	5.7 ～ 7.0	5.8 ～ 7.1	5.9 ～ 7.2	6.0 ～ 7.3	6.1 ～ 7.4	6.2 ～ 7.5	6.3 ～ 7.6	6.4 ～ 7.7
	16	5.4 ～ 6.7	5.5 ～ 6.8	5.6 ～ 6.9	5.7 ～ 7.0	5.8 ～ 7.1	5.9 ～ 7.2	6.0 ～ 7.3	6.1 ～ 7.4	6.2 ～ 7.5	6.3 ～ 7.6	6.4 ～ 7.7
	17	5.5 ～ 6.6	5.6 ～ 6.7	5.7 ～ 6.8	5.8 ～ 6.9	5.9 ～ 7.0	6.0 ～ 7.1	6.1 ～ 7.2	6.2 ～ 7.3	6.3 ～ 7.4	6.4 ～ 7.5	6.5 ～ 7.6
	18	5.5 ～ 6.6	5.6 ～ 6.7	5.7 ～ 6.8	5.8 ～ 6.9	5.9 ～ 7.0	6.0 ～ 7.1	6.1 ～ 7.2	6.2 ～ 7.3	6.3 ～ 7.4	6.4 ～ 7.5	6.5 ～ 7.6
	19	5.5 ～ 6.5	5.6 ～ 6.6	5.7 ～ 6.7	5.8 ～ 6.8	5.9 ～ 6.9	6.0 ～ 7.0	6.1 ～ 7.1	6.2 ～ 7.2	6.3 ～ 7.3	6.4 ～ 7.4	6.5 ～ 7.5
	20	5.5 ～ 6.5	5.6 ～ 6.6	5.7 ～ 6.7	5.8 ～ 6.8	5.9 ～ 6.9	6.0 ～ 7.0	6.1 ～ 7.1	6.2 ～ 7.2	6.3 ～ 7.3	6.4 ～ 7.4	6.5 ～ 7.5
	21	5.6 ～ 6.5	5.7 ～ 6.6	5.8 ～ 6.7	5.9 ～ 6.8	6.0 ～ 6.9	6.1 ～ 7.0	6.2 ～ 7.1	6.3 ～ 7.2	6.4 ～ 7.3	6.5 ～ 7.4	6.6 ～ 7.5
	22	5.6 ～ 6.5	5.7 ～ 6.6	5.8 ～ 6.7	5.9 ～ 6.8	6.0 ～ 6.9	6.1 ～ 7.0	6.2 ～ 7.1	6.3 ～ 7.2	6.4 ～ 7.3	6.5 ～ 7.4	6.6 ～ 7.5
	23	5.6 ～ 6.4	5.7 ～ 6.5	5.8 ～ 6.6	5.9 ～ 6.7	6.0 ～ 6.8	6.1 ～ 6.9	6.2 ～ 7.0	6.3 ～ 7.1	6.4 ～ 7.2	6.5 ～ 7.3	6.6 ～ 7.4
	24	5.6 ～ 6.4	5.7 ～ 6.5	5.8 ～ 6.6	5.9 ～ 6.7	6.0 ～ 6.8	6.1 ～ 6.9	6.2 ～ 7.0	6.3 ～ 7.1	6.4 ～ 7.2	6.5 ～ 7.3	6.6 ～ 7.4
	25	5.6 ～ 6.4	5.7 ～ 6.5	5.8 ～ 6.6	5.9 ～ 6.7	6.0 ～ 6.8	6.1 ～ 6.9	6.2 ～ 7.0	6.3 ～ 7.1	6.4 ～ 7.2	6.5 ～ 7.3	6.6 ～ 7.4
	26	5.7 ～ 6.4	5.8 ～ 6.5	5.9 ～ 6.6	6.0 ～ 6.7	6.1 ～ 6.8	6.2 ～ 6.9	6.3 ～ 7.0	6.4 ～ 7.1	6.5 ～ 7.2	6.6 ～ 7.3	6.7 ～ 7.4
	27	5.7 ～ 6.4	5.8 ～ 6.5	5.9 ～ 6.6	6.0 ～ 6.7	6.1 ～ 6.8	6.2 ～ 6.9	6.3 ～ 7.0	6.4 ～ 7.1	6.5 ～ 7.2	6.6 ～ 7.3	6.7 ～ 7.4
	28	5.7 ～ 6.3	5.8 ～ 6.4	5.9 ～ 6.6	6.0 ～ 6.7	6.1 ～ 6.8	6.2 ～ 6.9	6.3 ～ 7.0	6.4 ～ 7.1	6.5 ～ 7.2	6.6 ～ 7.3	6.7 ～ 7.4
	29	5.7 ～ 6.3	5.8 ～ 6.4	5.9 ～ 6.5	6.0 ～ 6.6	6.1 ～ 6.7	6.2 ～ 6.8	6.3 ～ 6.9	6.4 ～ 7.0	6.5 ～ 7.1	6.6 ～ 7.2	6.7 ～ 7.3
	30	5.7 ～ 6.3	5.8 ～ 6.4	5.9 ～ 6.5	6.0 ～ 6.6	6.1 ～ 6.7	6.2 ～ 6.8	6.3 ～ 6.9	6.4 ～ 7.0	6.5 ～ 7.1	6.6 ～ 7.2	6.7 ～ 7.3
	31	5.7 ～ 6.3	5.8 ～ 6.4	5.9 ～ 6.5	6.0 ～ 6.6	6.1 ～ 6.7	6.2 ～ 6.8	6.3 ～ 6.9	6.4 ～ 7.0	6.5 ～ 7.1	6.6 ～ 7.2	6.7 ～ 7.3
	32	5.7 ～ 6.3	5.8 ～ 6.4	5.9 ～ 6.5	6.0 ～ 6.6	6.1 ～ 6.7	6.2 ～ 6.8	6.3 ～ 6.9	6.4 ～ 7.0	6.5 ～ 7.1	6.6 ～ 7.2	6.7 ～ 7.3
	33	5.7 ～ 6.3	5.8 ～ 6.4	5.9 ～ 6.5	6.0 ～ 6.6	6.1 ～ 6.7	6.2 ～ 6.8	6.3 ～ 6.9	6.4 ～ 7.0	6.5 ～ 7.1	6.6 ～ 7.2	6.7 ～ 7.3
	34	5.8 ～ 6.3	5.9 ～ 6.4	6.0 ～ 6.5	6.1 ～ 6.6	6.2 ～ 6.7	6.3 ～ 6.8	6.4 ～ 6.9	6.5 ～ 7.0	6.6 ～ 7.1	6.7 ～ 7.2	6.8 ～ 7.3
	35	5.8 ～ 6.3	5.9 ～ 6.4	6.0 ～ 6.5	6.1 ～ 6.6	6.2 ～ 6.7	6.3 ～ 6.8	6.4 ～ 6.9	6.5 ～ 7.0	6.6 ～ 7.1	6.7 ～ 7.2	6.8 ～ 7.3
	36	5.8 ～ 6.3	5.9 ～ 6.4	6.0 ～ 6.5	6.1 ～ 6.6	6.2 ～ 6.7	6.3 ～ 6.8	6.4 ～ 6.9	6.5 ～ 7.0	6.6 ～ 7.1	6.7 ～ 7.2	6.8 ～ 7.3
	37	5.8 ～ 6.3	5.9 ～ 6.4	6.0 ～ 6.5	6.1 ～ 6.6	6.2 ～ 6.7	6.3 ～ 6.8	6.4 ～ 6.9	6.5 ～ 7.0	6.6 ～ 7.1	6.7 ～ 7.2	6.8 ～ 7.3
	38	5.8 ～ 6.2	5.9 ～ 6.3	6.0 ～ 6.4	6.1 ～ 6.5	6.2 ～ 6.6	6.3 ～ 6.7	6.4 ～ 6.8	6.5 ～ 6.9	6.6 ～ 7.0	6.7 ～ 7.1	6.8 ～ 7.2
	39	5.8 ～ 6.2	5.9 ～ 6.3	6.0 ～ 6.4	6.1 ～ 6.5	6.2 ～ 6.6	6.3 ～ 6.7	6.4 ～ 6.8	6.5 ～ 6.9	6.6 ～ 7.0	6.7 ～ 7.1	6.8 ～ 7.2
	40	5.8 ～ 6.2	5.9 ～ 6.3	6.0 ～ 6.4	6.1 ～ 6.5	6.2 ～ 6.6	6.3 ～ 6.7	6.4 ～ 6.8	6.5 ～ 6.9	6.6 ～ 7.0	6.7 ～ 7.1	6.8 ～ 7.2

		前 期 末 の 割 引 率										
		7.0%	7.1%	7.2%	7.3%	7.4%	7.5%	7.6%	7.7%	7.8%	7.9%	8.0%
退 職 給 付 支 払 時 ま で の 平 均 残 存 期 間	1年	～ 18.8	～ 19.0	～ 19.1	～ 19.2	～ 19.3	～ 19.4	～ 19.5	～ 19.6	～ 19.7	～ 19.8	～ 20.0
	2	2.1 ～ 12.7	2.2 ～ 12.8	2.3 ～ 12.9	2.4 ～ 13.1	2.5 ～ 13.2	2.5 ～ 13.3	2.6 ～ 13.4	2.7 ～ 13.5	2.8 ～ 13.6	2.9 ～ 13.7	3.0 ～ 13.8
	3	3.7 ～ 10.8	3.8 ～ 10.9	3.9 ～ 11.0	4.0 ～ 11.1	4.1 ～ 11.2	4.2 ～ 11.3	4.3 ～ 11.4	4.4 ～ 11.5	4.5 ～ 11.6	4.6 ～ 11.7	4.7 ～ 11.8
	4	4.5 ～ 9.8	4.6 ～ 9.9	4.7 ～ 10.0	4.8 ～ 10.1	4.9 ～ 10.2	5.0 ～ 10.3	5.1 ～ 10.4	5.2 ～ 10.5	5.3 ～ 10.6	5.4 ～ 10.7	5.5 ～ 10.8
	5	5.0 ～ 9.2	5.1 ～ 9.3	5.2 ～ 9.4	5.3 ～ 9.5	5.4 ～ 9.6	5.5 ～ 9.7	5.6 ～ 9.8	5.7 ～ 9.9	5.8 ～ 10.0	5.9 ～ 10.1	6.0 ～ 10.2
	6	5.4 ～ 8.8	5.5 ～ 8.9	5.6 ～ 9.0	5.7 ～ 9.2	5.8 ～ 9.3	5.9 ～ 9.4	6.0 ～ 9.5	6.1 ～ 9.6	6.2 ～ 9.7	6.2 ～ 9.8	6.3 ～ 9.9
	7	5.6 ～ 8.6	5.7 ～ 8.7	5.8 ～ 8.8	5.9 ～ 8.9	6.0 ～ 9.0	6.1 ～ 9.1	6.2 ～ 9.2	6.3 ～ 9.3	6.4 ～ 9.4	6.5 ～ 9.5	6.6 ～ 9.6
	8	5.8 ～ 8.4	5.9 ～ 8.5	6.0 ～ 8.6	6.1 ～ 8.7	6.2 ～ 8.8	6.3 ～ 8.9	6.4 ～ 9.0	6.5 ～ 9.1	6.6 ～ 9.2	6.7 ～ 9.3	6.8 ～ 9.4
	9	5.9 ～ 8.2	6.0 ～ 8.3	6.1 ～ 8.4	6.2 ～ 8.5	6.3 ～ 8.6	6.4 ～ 8.7	6.5 ～ 8.8	6.6 ～ 8.9	6.7 ～ 9.0	6.8 ～ 9.1	6.9 ～ 9.2
	10	6.0 ～ 8.1	6.1 ～ 8.2	6.2 ～ 8.3	6.3 ～ 8.4	6.4 ～ 8.5	6.5 ～ 8.6	6.6 ～ 8.7	6.7 ～ 8.8	6.8 ～ 8.9	6.9 ～ 9.0	7.0 ～ 9.1
	11	6.1 ～ 8.0	6.2 ～ 8.1	6.3 ～ 8.2	6.4 ～ 8.3	6.5 ～ 8.4	6.6 ～ 8.5	6.7 ～ 8.6	6.8 ～ 8.7	6.9 ～ 8.8	7.0 ～ 8.9	7.1 ～ 9.0
	12	6.2 ～ 7.9	6.3 ～ 8.0	6.4 ～ 8.1	6.5 ～ 8.2	6.6 ～ 8.3	6.7 ～ 8.4	6.8 ～ 8.5	6.9 ～ 8.6	7.0 ～ 8.7	7.1 ～ 8.8	7.2 ～ 8.9
	13	6.3 ～ 7.8	6.4 ～ 7.9	6.5 ～ 8.0	6.6 ～ 8.1	6.7 ～ 8.2	6.8 ～ 8.3	6.9 ～ 8.4	7.0 ～ 8.5	7.1 ～ 8.6	7.2 ～ 8.7	7.3 ～ 8.8
	14	6.3 ～ 7.8	6.4 ～ 7.9	6.5 ～ 8.0	6.6 ～ 8.1	6.7 ～ 8.2	6.8 ～ 8.3	6.9 ～ 8.4	7.0 ～ 8.5	7.1 ～ 8.6	7.2 ～ 8.7	7.3 ～ 8.8
	15	6.4 ～ 7.7	6.5 ～ 7.8	6.6 ～ 7.9	6.7 ～ 8.0	6.8 ～ 8.1	6.9 ～ 8.2	7.0 ～ 8.3	7.1 ～ 8.4	7.2 ～ 8.5	7.3 ～ 8.6	7.4 ～ 8.7
	16	6.4 ～ 7.7	6.5 ～ 7.8	6.6 ～ 7.9	6.7 ～ 8.0	6.8 ～ 8.1	6.9 ～ 8.2	7.0 ～ 8.3	7.1 ～ 8.4	7.2 ～ 8.5	7.3 ～ 8.6	7.4 ～ 8.7
	17	6.5 ～ 7.6	6.6 ～ 7.7	6.7 ～ 7.8	6.8 ～ 7.9	6.8 ～ 8.0	6.9 ～ 8.1	7.0 ～ 8.2	7.1 ～ 8.3	7.2 ～ 8.4	7.3 ～ 8.5	7.4 ～ 8.6
	18	6.5 ～ 7.6	6.6 ～ 7.7	6.7 ～ 7.8	6.8 ～ 7.9	6.9 ～ 8.0	7.0 ～ 8.1	7.1 ～ 8.2	7.2 ～ 8.3	7.3 ～ 8.4	7.4 ～ 8.5	7.5 ～ 8.6
	19	6.5 ～ 7.5	6.6 ～ 7.6	6.7 ～ 7.7	6.8 ～ 7.8	6.9 ～ 7.9	7.0 ～ 8.0	7.1 ～ 8.1	7.2 ～ 8.2	7.3 ～ 8.3	7.4 ～ 8.4	7.5 ～ 8.6
	20	6.5 ～ 7.5	6.6 ～ 7.6	6.7 ～ 7.7	6.8 ～ 7.8	6.9 ～ 7.9	7.0 ～ 8.0	7.1 ～ 8.1	7.2 ～ 8.2	7.3 ～ 8.3	7.4 ～ 8.4	7.5 ～ 8.5
	21	6.6 ～ 7.5	6.7 ～ 7.6	6.8 ～ 7.7	6.9 ～ 7.8	7.0 ～ 7.9	7.1 ～ 8.0	7.2 ～ 8.1	7.3 ～ 8.2	7.4 ～ 8.3	7.5 ～ 8.4	7.6 ～ 8.5
	22	6.6 ～ 7.5	6.7 ～ 7.6	6.8 ～ 7.7	6.9 ～ 7.8	7.0 ～ 7.9	7.1 ～ 8.0	7.2 ～ 8.1	7.3 ～ 8.2	7.4 ～ 8.3	7.5 ～ 8.4	7.6 ～ 8.5
	23	6.6 ～ 7.4	6.7 ～ 7.5	6.8 ～ 7.6	6.9 ～ 7.7	7.0 ～ 7.8	7.1 ～ 7.9	7.2 ～ 8.0	7.3 ～ 8.1	7.4 ～ 8.2	7.5 ～ 8.3	7.6 ～ 8.4
	24	6.6 ～ 7.4	6.7 ～ 7.5	6.8 ～ 7.6	6.9 ～ 7.7	7.0 ～ 7.8	7.1 ～ 7.9	7.2 ～ 8.0	7.3 ～ 8.1	7.4 ～ 8.2	7.5 ～ 8.3	7.6 ～ 8.4
	25	6.6 ～ 7.4	6.7 ～ 7.5	6.8 ～ 7.6	6.9 ～ 7.7	7.0 ～ 7.8	7.1 ～ 7.9	7.2 ～ 8.0	7.3 ～ 8.1	7.4 ～ 8.2	7.5 ～ 8.3	7.6 ～ 8.4
	26	6.7 ～ 7.4	6.8 ～ 7.5	6.9 ～ 7.6	7.0 ～ 7.7	7.1 ～ 7.8	7.2 ～ 7.9	7.3 ～ 8.0	7.4 ～ 8.1	7.5 ～ 8.2	7.6 ～ 8.3	7.7 ～ 8.4
	27	6.7 ～ 7.4	6.8 ～ 7.5	6.9 ～ 7.6	7.0 ～ 7.7	7.1 ～ 7.8	7.2 ～ 7.9	7.3 ～ 8.0	7.4 ～ 8.1	7.5 ～ 8.2	7.6 ～ 8.3	7.7 ～ 8.4
	28	6.7 ～ 7.4	6.8 ～ 7.5	6.9 ～ 7.6	7.0 ～ 7.7	7.1 ～ 7.8	7.2 ～ 7.9	7.3 ～ 8.0	7.4 ～ 8.1	7.5 ～ 8.2	7.6 ～ 8.3	7.7 ～ 8.4
	29	6.7 ～ 7.3	6.8 ～ 7.4	6.9 ～ 7.5	7.0 ～ 7.6	7.1 ～ 7.7	7.2 ～ 7.8	7.3 ～ 7.9	7.4 ～ 8.0	7.5 ～ 8.1	7.6 ～ 8.2	7.7 ～ 8.3
	30	6.7 ～ 7.3	6.8 ～ 7.4	6.9 ～ 7.5	7.0 ～ 7.6	7.1 ～ 7.7	7.2 ～ 7.8	7.3 ～ 7.9	7.4 ～ 8.0	7.5 ～ 8.1	7.6 ～ 8.2	7.7 ～ 8.3
	31	6.7 ～ 7.3	6.8 ～ 7.4	6.9 ～ 7.5	7.0 ～ 7.6	7.1 ～ 7.7	7.2 ～ 7.8	7.3 ～ 7.9	7.4 ～ 8.0	7.5 ～ 8.1	7.6 ～ 8.2	7.7 ～ 8.3
	32	6.7 ～ 7.3	6.8 ～ 7.4	6.9 ～ 7.5	7.0 ～ 7.6	7.1 ～ 7.7	7.2 ～ 7.8	7.3 ～ 7.9	7.4 ～ 8.0	7.5 ～ 8.1	7.6 ～ 8.2	7.7 ～ 8.3
	33	6.7 ～ 7.3	6.8 ～ 7.4	6.9 ～ 7.5	7.0 ～ 7.6	7.1 ～ 7.7	7.2 ～ 7.8	7.3 ～ 7.9	7.4 ～ 8.0	7.5 ～ 8.1	7.6 ～ 8.2	7.7 ～ 8.3
	34	6.8 ～ 7.3	6.9 ～ 7.4	6.9 ～ 7.5	7.0 ～ 7.6	7.1 ～ 7.7	7.2 ～ 7.8	7.3 ～ 7.9	7.4 ～ 8.0	7.5 ～ 8.1	7.6 ～ 8.2	7.7 ～ 8.3
	35	6.8 ～ 7.3	6.9 ～ 7.4	7.0 ～ 7.5	7.1 ～ 7.6	7.2 ～ 7.7	7.3 ～ 7.8	7.4 ～ 7.9	7.5 ～ 8.0	7.6 ～ 8.1	7.7 ～ 8.2	7.8 ～ 8.3
	36	6.8 ～ 7.3	6.9 ～ 7.4	7.0 ～ 7.5	7.1 ～ 7.6	7.2 ～ 7.7	7.3 ～ 7.8	7.4 ～ 7.9	7.5 ～ 8.0	7.6 ～ 8.1	7.7 ～ 8.2	7.8 ～ 8.3
	37	6.8 ～ 7.3	6.9 ～ 7.4	7.0 ～ 7.5	7.1 ～ 7.6	7.2 ～ 7.7	7.3 ～ 7.8	7.4 ～ 7.9	7.5 ～ 8.0	7.6 ～ 8.1	7.7 ～ 8.2	7.8 ～ 8.3
	38	6.8 ～ 7.2	6.9 ～ 7.3	7.0 ～ 7.4	7.1 ～ 7.5	7.2 ～ 7.6	7.3 ～ 7.7	7.4 ～ 7.8	7.5 ～ 7.9	7.6 ～ 8.0	7.7 ～ 8.1	7.8 ～ 8.2
	39	6.8 ～ 7.2	6.9 ～ 7.3	7.0 ～ 7.4	7.1 ～ 7.5	7.2 ～ 7.6	7.3 ～ 7.7	7.4 ～ 7.8	7.5 ～ 7.9	7.6 ～ 8.0	7.7 ～ 8.1	7.8 ～ 8.2
	40	6.8 ～ 7.2	6.9 ～ 7.3	7.0 ～ 7.4	7.1 ～ 7.5	7.2 ～ 7.6	7.3 ～ 7.7	7.4 ～ 7.8	7.5 ～ 7.9	7.6 ～ 8.0	7.7 ～ 8.1	7.8 ～ 8.2

		前 期 末 の 割 引 率										
		8.0%	8.1%	8.2%	8.3%	8.4%	8.5%	8.6%	8.7%	8.8%	8.9%	9.0%
退職給付 の 平 均 残 存 期 間	1年	～ 20.0	～ 20.1	～ 20.2	～ 20.3	～ 20.4	～ 20.5	～ 20.6	～ 20.7	～ 20.8	～ 21.0	～ 21.1
	2	3.0 ～ 13.8	3.1 ～ 13.9	3.2 ～ 14.0	3.3 ～ 14.1	3.4 ～ 14.2	3.5 ～ 14.3	3.6 ～ 14.4	3.7 ～ 14.5	3.8 ～ 14.6	3.9 ～ 14.7	4.0 ～ 14.8
	3	4.7 ～ 11.8	4.8 ～ 11.9	4.9 ～ 12.0	5.0 ～ 12.1	5.1 ～ 12.2	5.2 ～ 12.3	5.3 ～ 12.4	5.4 ～ 12.5	5.4 ～ 12.6	5.5 ～ 12.7	5.6 ～ 12.8
	4	5.5 ～ 10.8	5.6 ～ 10.9	5.7 ～ 11.0	5.8 ～ 11.1	5.9 ～ 11.2	6.0 ～ 11.3	6.1 ～ 11.4	6.2 ～ 11.6	6.3 ～ 11.7	6.4 ～ 11.8	6.5 ～ 11.9
	5	6.0 ～ 10.2	6.1 ～ 10.4	6.2 ～ 10.5	6.3 ～ 10.6	6.4 ～ 10.7	6.5 ～ 10.8	6.6 ～ 10.9	6.7 ～ 11.0	6.8 ～ 11.1	6.9 ～ 11.2	7.0 ～ 11.3
	6	6.3 ～ 9.9	6.4 ～ 10.0	6.5 ～ 10.1	6.6 ～ 10.2	6.7 ～ 10.3	6.8 ～ 10.4	6.9 ～ 10.5	7.0 ～ 10.6	7.1 ～ 10.7	7.2 ～ 10.8	7.3 ～ 10.9
	7	6.6 ～ 9.6	6.7 ～ 9.7	6.8 ～ 9.8	6.9 ～ 9.9	7.0 ～ 10.0	7.1 ～ 10.1	7.2 ～ 10.2	7.3 ～ 10.3	7.4 ～ 10.4	7.5 ～ 10.5	7.6 ～ 10.6
	8	6.8 ～ 9.4	6.9 ～ 9.5	7.0 ～ 9.6	7.1 ～ 9.7	7.2 ～ 9.8	7.3 ～ 9.9	7.4 ～ 10.0	7.5 ～ 10.1	7.6 ～ 10.2	7.7 ～ 10.3	7.8 ～ 10.4
	9	6.9 ～ 9.2	7.0 ～ 9.3	7.1 ～ 9.4	7.2 ～ 9.5	7.3 ～ 9.6	7.4 ～ 9.7	7.5 ～ 9.8	7.6 ～ 9.9	7.7 ～ 10.0	7.8 ～ 10.1	7.9 ～ 10.2
	10	7.0 ～ 9.1	7.1 ～ 9.2	7.2 ～ 9.3	7.3 ～ 9.4	7.4 ～ 9.5	7.5 ～ 9.6	7.6 ～ 9.7	7.7 ～ 9.8	7.8 ～ 9.9	7.9 ～ 10.0	8.0 ～ 10.1
	11	7.1 ～ 9.0	7.2 ～ 9.1	7.3 ～ 9.2	7.4 ～ 9.3	7.5 ～ 9.4	7.6 ～ 9.5	7.7 ～ 9.6	7.8 ～ 9.7	7.9 ～ 9.8	8.0 ～ 9.9	8.1 ～ 10.0
	12	7.2 ～ 8.9	7.3 ～ 9.0	7.4 ～ 9.1	7.5 ～ 9.2	7.6 ～ 9.3	7.7 ～ 9.4	7.8 ～ 9.5	7.9 ～ 9.6	8.0 ～ 9.7	8.1 ～ 9.8	8.2 ～ 9.9
	13	7.3 ～ 8.8	7.4 ～ 8.9	7.5 ～ 9.0	7.6 ～ 9.1	7.7 ～ 9.2	7.8 ～ 9.3	7.9 ～ 9.4	8.0 ～ 9.5	8.1 ～ 9.6	8.2 ～ 9.7	8.3 ～ 9.8
	14	7.3 ～ 8.8	7.4 ～ 8.9	7.5 ～ 9.0	7.6 ～ 9.1	7.7 ～ 9.2	7.8 ～ 9.3	7.9 ～ 9.4	8.0 ～ 9.5	8.1 ～ 9.6	8.2 ～ 9.7	8.3 ～ 9.8
	15	7.4 ～ 8.7	7.5 ～ 8.8	7.6 ～ 8.9	7.7 ～ 9.0	7.8 ～ 9.1	7.9 ～ 9.2	8.0 ～ 9.3	8.1 ～ 9.4	8.2 ～ 9.5	8.3 ～ 9.6	8.4 ～ 9.7
	16	7.4 ～ 8.7	7.5 ～ 8.8	7.6 ～ 8.9	7.7 ～ 9.0	7.8 ～ 9.1	7.9 ～ 9.2	8.0 ～ 9.3	8.1 ～ 9.4	8.2 ～ 9.5	8.3 ～ 9.6	8.4 ～ 9.7
	17	7.4 ～ 8.6	7.5 ～ 8.7	7.6 ～ 8.8	7.7 ～ 8.9	7.8 ～ 9.0	7.9 ～ 9.1	8.0 ～ 9.2	8.1 ～ 9.3	8.2 ～ 9.4	8.3 ～ 9.5	8.4 ～ 9.6
	18	7.5 ～ 8.6	7.6 ～ 8.7	7.7 ～ 8.8	7.8 ～ 8.9	7.9 ～ 9.0	8.0 ～ 9.1	8.1 ～ 9.2	8.2 ～ 9.3	8.3 ～ 9.4	8.4 ～ 9.5	8.5 ～ 9.6
	19	7.5 ～ 8.6	7.6 ～ 8.7	7.7 ～ 8.8	7.8 ～ 8.9	7.9 ～ 9.0	8.0 ～ 9.1	8.1 ～ 9.2	8.2 ～ 9.3	8.3 ～ 9.4	8.4 ～ 9.5	8.5 ～ 9.6
	20	7.5 ～ 8.5	7.6 ～ 8.6	7.7 ～ 8.7	7.8 ～ 8.8	7.9 ～ 8.9	8.0 ～ 9.0	8.1 ～ 9.1	8.2 ～ 9.2	8.3 ～ 9.3	8.4 ～ 9.4	8.5 ～ 9.5
	21	7.6 ～ 8.5	7.7 ～ 8.6	7.8 ～ 8.7	7.9 ～ 8.8	8.0 ～ 8.9	8.1 ～ 9.0	8.2 ～ 9.1	8.3 ～ 9.2	8.4 ～ 9.3	8.5 ～ 9.4	8.6 ～ 9.5
	22	7.6 ～ 8.5	7.7 ～ 8.6	7.8 ～ 8.7	7.9 ～ 8.8	8.0 ～ 8.9	8.1 ～ 9.0	8.2 ～ 9.1	8.3 ～ 9.2	8.4 ～ 9.3	8.5 ～ 9.4	8.6 ～ 9.5
	23	7.6 ～ 8.4	7.7 ～ 8.5	7.8 ～ 8.6	7.9 ～ 8.7	8.0 ～ 8.8	8.1 ～ 8.9	8.2 ～ 9.0	8.3 ～ 9.1	8.4 ～ 9.2	8.5 ～ 9.4	8.6 ～ 9.5
	24	7.6 ～ 8.4	7.7 ～ 8.5	7.8 ～ 8.6	7.9 ～ 8.7	8.0 ～ 8.8	8.1 ～ 8.9	8.2 ～ 9.0	8.3 ～ 9.1	8.4 ～ 9.2	8.5 ～ 9.3	8.6 ～ 9.4
	25	7.6 ～ 8.4	7.7 ～ 8.5	7.8 ～ 8.6	7.9 ～ 8.7	8.0 ～ 8.8	8.1 ～ 8.9	8.2 ～ 9.0	8.3 ～ 9.1	8.4 ～ 9.2	8.5 ～ 9.3	8.6 ～ 9.4
	26	7.7 ～ 8.4	7.8 ～ 8.5	7.9 ～ 8.6	8.0 ～ 8.7	8.1 ～ 8.8	8.2 ～ 8.9	8.3 ～ 9.0	8.4 ～ 9.1	8.5 ～ 9.2	8.6 ～ 9.3	8.7 ～ 9.4
	27	7.7 ～ 8.4	7.8 ～ 8.5	7.9 ～ 8.6	8.0 ～ 8.7	8.1 ～ 8.8	8.2 ～ 8.9	8.3 ～ 9.0	8.4 ～ 9.1	8.5 ～ 9.2	8.6 ～ 9.3	8.7 ～ 9.4
	28	7.7 ～ 8.4	7.8 ～ 8.5	7.9 ～ 8.6	8.0 ～ 8.7	8.1 ～ 8.8	8.2 ～ 8.9	8.3 ～ 9.0	8.4 ～ 9.1	8.5 ～ 9.2	8.6 ～ 9.3	8.7 ～ 9.4
	29	7.7 ～ 8.3	7.8 ～ 8.4	7.9 ～ 8.5	8.0 ～ 8.6	8.1 ～ 8.7	8.2 ～ 8.8	8.3 ～ 8.9	8.4 ～ 9.0	8.5 ～ 9.1	8.6 ～ 9.2	8.7 ～ 9.3
	30	7.7 ～ 8.3	7.8 ～ 8.4	7.9 ～ 8.5	8.0 ～ 8.6	8.1 ～ 8.7	8.2 ～ 8.8	8.3 ～ 8.9	8.4 ～ 9.0	8.5 ～ 9.1	8.6 ～ 9.2	8.7 ～ 9.3
	31	7.7 ～ 8.3	7.8 ～ 8.4	7.9 ～ 8.5	8.0 ～ 8.6	8.1 ～ 8.7	8.2 ～ 8.8	8.3 ～ 8.9	8.4 ～ 9.0	8.5 ～ 9.1	8.6 ～ 9.2	8.7 ～ 9.3
	32	7.7 ～ 8.3	7.8 ～ 8.4	7.9 ～ 8.5	8.0 ～ 8.6	8.1 ～ 8.7	8.2 ～ 8.8	8.3 ～ 8.9	8.4 ～ 9.0	8.5 ～ 9.1	8.6 ～ 9.2	8.7 ～ 9.3
	33	7.7 ～ 8.3	7.8 ～ 8.4	7.9 ～ 8.5	8.0 ～ 8.6	8.1 ～ 8.7	8.2 ～ 8.8	8.3 ～ 8.9	8.4 ～ 9.0	8.5 ～ 9.1	8.6 ～ 9.2	8.7 ～ 9.3
	34	7.7 ～ 8.3	7.8 ～ 8.4	7.9 ～ 8.5	8.0 ～ 8.6	8.1 ～ 8.7	8.2 ～ 8.8	8.3 ～ 8.9	8.4 ～ 9.0	8.5 ～ 9.1	8.6 ～ 9.2	8.7 ～ 9.3
	35	7.8 ～ 8.3	7.9 ～ 8.4	8.0 ～ 8.5	8.1 ～ 8.6	8.2 ～ 8.7	8.3 ～ 8.8	8.4 ～ 8.9	8.5 ～ 9.0	8.6 ～ 9.1	8.7 ～ 9.2	8.8 ～ 9.3
	36	7.8 ～ 8.3	7.9 ～ 8.4	8.0 ～ 8.5	8.1 ～ 8.6	8.2 ～ 8.7	8.3 ～ 8.8	8.4 ～ 8.9	8.5 ～ 9.0	8.6 ～ 9.1	8.7 ～ 9.2	8.8 ～ 9.3
	37	7.8 ～ 8.3	7.9 ～ 8.4	8.0 ～ 8.5	8.1 ～ 8.6	8.2 ～ 8.7	8.3 ～ 8.8	8.4 ～ 8.9	8.5 ～ 9.0	8.6 ～ 9.1	8.7 ～ 9.2	8.8 ～ 9.3
	38	7.8 ～ 8.2	7.9 ～ 8.4	8.0 ～ 8.5	8.1 ～ 8.6	8.2 ～ 8.7	8.3 ～ 8.8	8.4 ～ 8.9	8.5 ～ 9.0	8.6 ～ 9.1	8.7 ～ 9.2	8.8 ～ 9.3
	39	7.8 ～ 8.2	7.9 ～ 8.3	8.0 ～ 8.4	8.1 ～ 8.5	8.2 ～ 8.6	8.3 ～ 8.7	8.4 ～ 8.8	8.5 ～ 8.9	8.6 ～ 9.0	8.7 ～ 9.1	8.8 ～ 9.2
	40	7.8 ～ 8.2	7.9 ～ 8.3	8.0 ～ 8.4	8.1 ～ 8.5	8.2 ～ 8.6	8.3 ～ 8.7	8.4 ～ 8.8	8.5 ～ 8.9	8.6 ～ 9.0	8.7 ～ 9.1	8.8 ～ 9.2

		前 期 末 の 割 引 率										
		9.0%	9.1%	9.2%	9.3%	9.4%	9.5%	9.6%	9.7%	9.8%	9.9%	10.0%
退職給付 の平均 残存 期間	1年	～ 21.1	～ 21.2	～ 21.3	～ 21.4	～ 21.5	～ 21.6	～ 21.7	～ 21.8	～ 22.0	～ 22.1	0.0 ～ 22.2
	2	4.0 ～ 14.8	4.1 ～ 15.0	4.2 ～ 15.1	4.3 ～ 15.2	4.4 ～ 15.3	4.5 ～ 15.4	4.5 ～ 15.5	4.6 ～ 15.6	4.7 ～ 15.7	4.8 ～ 15.8	4.9 ～ 15.9
	3	5.6 ～ 12.8	5.7 ～ 12.9	5.8 ～ 13.1	5.9 ～ 13.2	6.0 ～ 13.3	6.1 ～ 13.4	6.2 ～ 13.5	6.3 ～ 13.6	6.4 ～ 13.7	6.5 ～ 13.8	6.6 ～ 13.9
	4	6.5 ～ 11.9	6.6 ～ 12.0	6.7 ～ 12.1	6.8 ～ 12.2	6.9 ～ 12.3	7.0 ～ 12.4	7.1 ～ 12.5	7.2 ～ 12.6	7.3 ～ 12.7	7.4 ～ 12.8	7.5 ～ 12.9
	5	7.0 ～ 11.3	7.1 ～ 11.4	7.2 ～ 11.5	7.3 ～ 11.6	7.4 ～ 11.7	7.5 ～ 11.8	7.6 ～ 11.9	7.7 ～ 12.0	7.8 ～ 12.1	7.9 ～ 12.2	8.0 ～ 12.3
	6	7.3 ～ 10.9	7.4 ～ 11.0	7.5 ～ 11.1	7.6 ～ 11.2	7.7 ～ 11.3	7.8 ～ 11.4	7.9 ～ 11.5	8.0 ～ 11.6	8.1 ～ 11.7	8.2 ～ 11.8	8.3 ～ 11.9
	7	7.6 ～ 10.6	7.7 ～ 10.7	7.8 ～ 10.8	7.9 ～ 10.9	8.0 ～ 11.0	8.1 ～ 11.1	8.2 ～ 11.2	8.3 ～ 11.3	8.4 ～ 11.4	8.5 ～ 11.5	8.6 ～ 11.6
	8	7.8 ～ 10.4	7.9 ～ 10.5	8.0 ～ 10.6	8.1 ～ 10.7	8.2 ～ 10.8	8.3 ～ 10.9	8.4 ～ 11.0	8.5 ～ 11.1	8.5 ～ 11.2	8.6 ～ 11.3	8.7 ～ 11.4
	9	7.9 ～ 10.2	8.0 ～ 10.3	8.1 ～ 10.4	8.2 ～ 10.5	8.3 ～ 10.6	8.4 ～ 10.7	8.5 ～ 10.8	8.6 ～ 10.9	8.7 ～ 11.0	8.8 ～ 11.1	8.9 ～ 11.2
	10	8.0 ～ 10.1	8.1 ～ 10.2	8.2 ～ 10.3	8.3 ～ 10.4	8.4 ～ 10.5	8.5 ～ 10.6	8.6 ～ 10.7	8.7 ～ 10.8	8.8 ～ 10.9	8.9 ～ 11.0	9.0 ～ 11.1
	11	8.1 ～ 10.0	8.2 ～ 10.1	8.3 ～ 10.2	8.4 ～ 10.3	8.5 ～ 10.4	8.6 ～ 10.5	8.7 ～ 10.6	8.8 ～ 10.7	8.9 ～ 10.8	9.0 ～ 10.9	9.1 ～ 11.0
	12	8.2 ～ 9.9	8.3 ～ 10.0	8.4 ～ 10.1	8.5 ～ 10.2	8.6 ～ 10.3	8.7 ～ 10.4	8.8 ～ 10.5	8.9 ～ 10.6	9.0 ～ 10.7	9.1 ～ 10.8	9.2 ～ 10.9
	13	8.3 ～ 9.8	8.4 ～ 9.9	8.5 ～ 10.0	8.6 ～ 10.1	8.7 ～ 10.2	8.8 ～ 10.3	8.8 ～ 10.4	8.9 ～ 10.5	9.0 ～ 10.6	9.1 ～ 10.7	9.2 ～ 10.8
	14	8.3 ～ 9.8	8.4 ～ 9.9	8.5 ～ 10.0	8.6 ～ 10.1	8.7 ～ 10.2	8.8 ～ 10.3	8.9 ～ 10.4	9.0 ～ 10.5	9.1 ～ 10.6	9.2 ～ 10.7	9.3 ～ 10.8
	15	8.4 ～ 9.7	8.5 ～ 9.8	8.6 ～ 9.9	8.7 ～ 10.0	8.8 ～ 10.1	8.9 ～ 10.2	9.0 ～ 10.3	9.1 ～ 10.4	9.2 ～ 10.5	9.3 ～ 10.6	9.4 ～ 10.7
	16	8.4 ～ 9.7	8.5 ～ 9.8	8.6 ～ 9.9	8.7 ～ 10.0	8.8 ～ 10.1	8.9 ～ 10.2	9.0 ～ 10.3	9.1 ～ 10.4	9.2 ～ 10.5	9.3 ～ 10.6	9.4 ～ 10.7
	17	8.4 ～ 9.6	8.5 ～ 9.7	8.6 ～ 9.8	8.7 ～ 9.9	8.8 ～ 10.0	8.9 ～ 10.1	9.0 ～ 10.2	9.1 ～ 10.3	9.2 ～ 10.4	9.3 ～ 10.5	9.4 ～ 10.6
	18	8.5 ～ 9.6	8.6 ～ 9.7	8.7 ～ 9.8	8.8 ～ 9.9	8.9 ～ 10.0	9.0 ～ 10.1	9.1 ～ 10.2	9.2 ～ 10.3	9.3 ～ 10.4	9.4 ～ 10.5	9.5 ～ 10.6
	19	8.5 ～ 9.6	8.6 ～ 9.7	8.7 ～ 9.8	8.8 ～ 9.9	8.9 ～ 10.0	9.0 ～ 10.1	9.1 ～ 10.2	9.2 ～ 10.3	9.3 ～ 10.4	9.4 ～ 10.5	9.5 ～ 10.6
	20	8.5 ～ 9.5	8.6 ～ 9.6	8.7 ～ 9.7	8.8 ～ 9.8	8.9 ～ 9.9	9.0 ～ 10.0	9.1 ～ 10.1	9.2 ～ 10.2	9.3 ～ 10.3	9.4 ～ 10.4	9.5 ～ 10.5
	21	8.6 ～ 9.5	8.7 ～ 9.6	8.8 ～ 9.7	8.9 ～ 9.8	9.0 ～ 9.9	9.1 ～ 10.0	9.2 ～ 10.1	9.3 ～ 10.2	9.4 ～ 10.3	9.5 ～ 10.4	9.6 ～ 10.5
	22	8.6 ～ 9.5	8.7 ～ 9.6	8.8 ～ 9.7	8.9 ～ 9.8	9.0 ～ 9.9	9.1 ～ 10.0	9.2 ～ 10.1	9.3 ～ 10.2	9.4 ～ 10.3	9.5 ～ 10.4	9.6 ～ 10.5
	23	8.6 ～ 9.5	8.7 ～ 9.6	8.8 ～ 9.7	8.9 ～ 9.8	9.0 ～ 9.9	9.1 ～ 10.0	9.2 ～ 10.1	9.3 ～ 10.2	9.4 ～ 10.3	9.5 ～ 10.4	9.6 ～ 10.5
	24	8.6 ～ 9.4	8.7 ～ 9.5	8.8 ～ 9.6	8.9 ～ 9.7	9.0 ～ 9.8	9.1 ～ 9.9	9.2 ～ 10.0	9.3 ～ 10.1	9.4 ～ 10.2	9.5 ～ 10.3	9.6 ～ 10.4
	25	8.6 ～ 9.4	8.7 ～ 9.5	8.8 ～ 9.6	8.9 ～ 9.7	9.0 ～ 9.8	9.1 ～ 9.9	9.2 ～ 10.0	9.3 ～ 10.1	9.4 ～ 10.2	9.5 ～ 10.3	9.6 ～ 10.4
	26	8.7 ～ 9.4	8.8 ～ 9.5	8.9 ～ 9.6	9.0 ～ 9.7	9.0 ～ 9.8	9.1 ～ 9.9	9.2 ～ 10.0	9.3 ～ 10.1	9.4 ～ 10.2	9.5 ～ 10.3	9.6 ～ 10.4
	27	8.7 ～ 9.4	8.8 ～ 9.5	8.9 ～ 9.6	9.0 ～ 9.7	9.1 ～ 9.8	9.2 ～ 9.9	9.3 ～ 10.0	9.4 ～ 10.1	9.5 ～ 10.2	9.6 ～ 10.3	9.7 ～ 10.4
	28	8.7 ～ 9.4	8.8 ～ 9.5	8.9 ～ 9.6	9.0 ～ 9.7	9.1 ～ 9.8	9.2 ～ 9.9	9.3 ～ 10.0	9.4 ～ 10.1	9.5 ～ 10.2	9.6 ～ 10.3	9.7 ～ 10.4
	29	8.7 ～ 9.3	8.8 ～ 9.4	8.9 ～ 9.5	9.0 ～ 9.6	9.1 ～ 9.7	9.2 ～ 9.8	9.3 ～ 9.9	9.4 ～ 10.0	9.5 ～ 10.1	9.6 ～ 10.3	9.7 ～ 10.4
	30	8.7 ～ 9.3	8.8 ～ 9.4	8.9 ～ 9.5	9.0 ～ 9.6	9.1 ～ 9.7	9.2 ～ 9.8	9.3 ～ 9.9	9.4 ～ 10.0	9.5 ～ 10.1	9.6 ～ 10.2	9.7 ～ 10.3
	31	8.7 ～ 9.3	8.8 ～ 9.4	8.9 ～ 9.5	9.0 ～ 9.6	9.1 ～ 9.7	9.2 ～ 9.8	9.3 ～ 9.9	9.4 ～ 10.0	9.5 ～ 10.1	9.6 ～ 10.2	9.7 ～ 10.3
	32	8.7 ～ 9.3	8.8 ～ 9.4	8.9 ～ 9.5	9.0 ～ 9.6	9.1 ～ 9.7	9.2 ～ 9.8	9.3 ～ 9.9	9.4 ～ 10.0	9.5 ～ 10.1	9.6 ～ 10.2	9.7 ～ 10.3
	33	8.7 ～ 9.3	8.8 ～ 9.4	8.9 ～ 9.5	9.0 ～ 9.6	9.1 ～ 9.7	9.2 ～ 9.8	9.3 ～ 9.9	9.4 ～ 10.0	9.5 ～ 10.1	9.6 ～ 10.2	9.7 ～ 10.3
	34	8.7 ～ 9.3	8.8 ～ 9.4	8.9 ～ 9.5	9.0 ～ 9.6	9.1 ～ 9.7	9.2 ～ 9.8	9.3 ～ 9.9	9.4 ～ 10.0	9.5 ～ 10.1	9.6 ～ 10.2	9.7 ～ 10.3
	35	8.8 ～ 9.3	8.9 ～ 9.4	9.0 ～ 9.5	9.1 ～ 9.6	9.2 ～ 9.7	9.3 ～ 9.8	9.4 ～ 9.9	9.5 ～ 10.0	9.6 ～ 10.1	9.7 ～ 10.2	9.8 ～ 10.3
	36	8.8 ～ 9.3	8.9 ～ 9.4	9.0 ～ 9.5	9.1 ～ 9.6	9.2 ～ 9.7	9.3 ～ 9.8	9.4 ～ 9.9	9.5 ～ 10.0	9.6 ～ 10.1	9.7 ～ 10.2	9.8 ～ 10.3
	37	8.8 ～ 9.3	8.9 ～ 9.4	9.0 ～ 9.5	9.1 ～ 9.6	9.2 ～ 9.7	9.3 ～ 9.8	9.4 ～ 9.9	9.5 ～ 10.0	9.6 ～ 10.1	9.7 ～ 10.2	9.8 ～ 10.3
	38	8.8 ～ 9.3	8.9 ～ 9.4	9.0 ～ 9.5	9.1 ～ 9.6	9.2 ～ 9.7	9.3 ～ 9.8	9.4 ～ 9.9	9.5 ～ 10.0	9.6 ～ 10.1	9.7 ～ 10.2	9.8 ～ 10.3
	39	8.8 ～ 9.2	8.9 ～ 9.3	9.0 ～ 9.4	9.1 ～ 9.5	9.2 ～ 9.6	9.3 ～ 9.7	9.4 ～ 9.8	9.5 ～ 9.9	9.6 ～ 10.0	9.7 ～ 10.1	9.8 ～ 10.2
	40	8.8 ～ 9.2	8.9 ～ 9.3	9.0 ～ 9.4	9.1 ～ 9.5	9.2 ～ 9.6	9.3 ～ 9.7	9.4 ～ 9.8	9.5 ～ 9.9	9.6 ～ 10.0	9.7 ～ 10.1	9.8 ～ 10.2

		前 期 末 の 割 引 率										
		10.0%	10.1%	10.2%	10.3%	10.4%	10.5%	10.6%	10.7%	10.8%	10.9%	11.0%
退職給付 支払 時 ま で の 平 均 残 存 期 間	1年	0.0 ~ 22.2	0.1 ~ 22.3	0.2 ~ 22.4	0.3 ~ 22.5	0.4 ~ 22.6	0.5 ~ 22.7	0.6 ~ 22.8	0.7 ~ 23.0	0.8 ~ 23.1	0.9 ~ 23.2	1.0 ~ 23.3
	2	4.9 ~ 15.9	5.0 ~ 16.0	5.1 ~ 16.1	5.2 ~ 16.2	5.3 ~ 16.3	5.4 ~ 16.4	5.5 ~ 16.5	5.6 ~ 16.6	5.7 ~ 16.7	5.8 ~ 16.8	5.9 ~ 17.0
	3	6.6 ~ 13.9	6.7 ~ 14.0	6.8 ~ 14.1	6.9 ~ 14.2	7.0 ~ 14.3	7.1 ~ 14.4	7.2 ~ 14.5	7.3 ~ 14.6	7.4 ~ 14.7	7.5 ~ 14.8	7.6 ~ 14.9
	4	7.5 ~ 12.9	7.6 ~ 13.0	7.7 ~ 13.1	7.8 ~ 13.2	7.9 ~ 13.3	7.9 ~ 13.4	8.0 ~ 13.5	8.1 ~ 13.6	8.2 ~ 13.7	8.3 ~ 13.8	8.4 ~ 13.9
	5	8.0 ~ 12.3	8.1 ~ 12.4	8.2 ~ 12.5	8.3 ~ 12.6	8.4 ~ 12.7	8.5 ~ 12.8	8.6 ~ 12.9	8.7 ~ 13.0	8.8 ~ 13.1	8.9 ~ 13.2	9.0 ~ 13.3
	6	8.3 ~ 11.9	8.4 ~ 12.0	8.5 ~ 12.1	8.6 ~ 12.2	8.7 ~ 12.3	8.8 ~ 12.4	8.9 ~ 12.5	9.0 ~ 12.6	9.1 ~ 12.7	9.2 ~ 12.8	9.3 ~ 12.9
	7	8.6 ~ 11.6	8.7 ~ 11.7	8.8 ~ 11.8	8.9 ~ 11.9	9.0 ~ 12.0	9.1 ~ 12.1	9.2 ~ 12.2	9.3 ~ 12.3	9.4 ~ 12.4	9.5 ~ 12.5	9.5 ~ 12.6
	8	8.7 ~ 11.4	8.8 ~ 11.5	8.9 ~ 11.6	9.0 ~ 11.7	9.1 ~ 11.8	9.2 ~ 11.9	9.3 ~ 12.0	9.4 ~ 12.1	9.5 ~ 12.2	9.6 ~ 12.3	9.7 ~ 12.4
	9	8.9 ~ 11.2	9.0 ~ 11.3	9.1 ~ 11.4	9.2 ~ 11.5	9.3 ~ 11.7	9.4 ~ 11.8	9.5 ~ 11.9	9.6 ~ 12.0	9.7 ~ 12.1	9.8 ~ 12.2	9.9 ~ 12.3
	10	9.0 ~ 11.1	9.1 ~ 11.2	9.2 ~ 11.3	9.3 ~ 11.4	9.4 ~ 11.5	9.5 ~ 11.6	9.6 ~ 11.7	9.7 ~ 11.8	9.8 ~ 11.9	9.9 ~ 12.0	10.0 ~ 12.1
	11	9.1 ~ 11.0	9.2 ~ 11.1	9.3 ~ 11.2	9.4 ~ 11.3	9.5 ~ 11.4	9.6 ~ 11.5	9.7 ~ 11.6	9.8 ~ 11.7	9.9 ~ 11.8	10.0 ~ 11.9	10.1 ~ 12.0
	12	9.2 ~ 10.9	9.3 ~ 11.0	9.4 ~ 11.1	9.5 ~ 11.2	9.6 ~ 11.3	9.7 ~ 11.4	9.8 ~ 11.5	9.9 ~ 11.6	10.0 ~ 11.7	10.1 ~ 11.8	10.2 ~ 11.9
	13	9.2 ~ 10.8	9.3 ~ 10.9	9.4 ~ 11.0	9.5 ~ 11.1	9.6 ~ 11.2	9.7 ~ 11.3	9.8 ~ 11.5	9.9 ~ 11.6	10.0 ~ 11.7	10.1 ~ 11.8	10.2 ~ 11.9
	14	9.3 ~ 10.8	9.4 ~ 10.9	9.5 ~ 11.0	9.6 ~ 11.1	9.7 ~ 11.2	9.8 ~ 11.3	9.9 ~ 11.4	10.0 ~ 11.5	10.1 ~ 11.6	10.2 ~ 11.7	10.3 ~ 11.8
	15	9.4 ~ 10.7	9.5 ~ 10.8	9.6 ~ 10.9	9.7 ~ 11.0	9.8 ~ 11.1	9.9 ~ 11.2	9.9 ~ 11.3	10.0 ~ 11.4	10.1 ~ 11.5	10.2 ~ 11.6	10.3 ~ 11.7
	16	9.4 ~ 10.7	9.5 ~ 10.8	9.6 ~ 10.9	9.7 ~ 11.0	9.8 ~ 11.1	9.9 ~ 11.2	10.0 ~ 11.3	10.1 ~ 11.4	10.2 ~ 11.5	10.3 ~ 11.6	10.4 ~ 11.7
	17	9.4 ~ 10.6	9.5 ~ 10.7	9.6 ~ 10.8	9.7 ~ 10.9	9.8 ~ 11.0	9.9 ~ 11.1	10.0 ~ 11.2	10.1 ~ 11.3	10.2 ~ 11.4	10.3 ~ 11.5	10.4 ~ 11.6
	18	9.5 ~ 10.6	9.6 ~ 10.7	9.7 ~ 10.8	9.8 ~ 10.9	9.9 ~ 11.0	10.0 ~ 11.1	10.1 ~ 11.2	10.2 ~ 11.3	10.3 ~ 11.4	10.4 ~ 11.5	10.5 ~ 11.6
	19	9.5 ~ 10.6	9.6 ~ 10.7	9.7 ~ 10.8	9.8 ~ 10.9	9.9 ~ 11.0	10.0 ~ 11.1	10.1 ~ 11.2	10.2 ~ 11.3	10.3 ~ 11.4	10.4 ~ 11.5	10.5 ~ 11.6
	20	9.5 ~ 10.5	9.6 ~ 10.6	9.7 ~ 10.7	9.8 ~ 10.8	9.9 ~ 10.9	10.0 ~ 11.0	10.1 ~ 11.1	10.2 ~ 11.2	10.3 ~ 11.3	10.4 ~ 11.4	10.5 ~ 11.5
	21	9.6 ~ 10.5	9.7 ~ 10.6	9.8 ~ 10.7	9.9 ~ 10.8	10.0 ~ 10.9	10.0 ~ 11.0	10.1 ~ 11.1	10.2 ~ 11.2	10.3 ~ 11.3	10.4 ~ 11.4	10.5 ~ 11.5
	22	9.6 ~ 10.5	9.7 ~ 10.6	9.8 ~ 10.7	9.9 ~ 10.8	10.0 ~ 10.9	10.1 ~ 11.0	10.2 ~ 11.1	10.3 ~ 11.2	10.4 ~ 11.3	10.5 ~ 11.4	10.6 ~ 11.5
	23	9.6 ~ 10.5	9.7 ~ 10.6	9.8 ~ 10.7	9.9 ~ 10.8	10.0 ~ 10.9	10.1 ~ 11.0	10.2 ~ 11.1	10.3 ~ 11.2	10.4 ~ 11.3	10.5 ~ 11.4	10.6 ~ 11.5
	24	9.6 ~ 10.4	9.7 ~ 10.5	9.8 ~ 10.6	9.9 ~ 10.7	10.0 ~ 10.8	10.1 ~ 10.9	10.2 ~ 11.0	10.3 ~ 11.1	10.4 ~ 11.2	10.5 ~ 11.3	10.6 ~ 11.4
	25	9.6 ~ 10.4	9.7 ~ 10.5	9.8 ~ 10.6	9.9 ~ 10.7	10.0 ~ 10.8	10.1 ~ 10.9	10.2 ~ 11.0	10.3 ~ 11.1	10.4 ~ 11.2	10.5 ~ 11.3	10.6 ~ 11.4
	26	9.6 ~ 10.4	9.7 ~ 10.5	9.8 ~ 10.6	9.9 ~ 10.7	10.0 ~ 10.8	10.1 ~ 10.9	10.2 ~ 11.0	10.3 ~ 11.1	10.4 ~ 11.2	10.5 ~ 11.3	10.6 ~ 11.4
	27	9.7 ~ 10.4	9.8 ~ 10.5	9.9 ~ 10.6	10.0 ~ 10.7	10.1 ~ 10.8	10.2 ~ 10.9	10.3 ~ 11.0	10.4 ~ 11.1	10.5 ~ 11.2	10.6 ~ 11.3	10.7 ~ 11.4
	28	9.7 ~ 10.4	9.8 ~ 10.5	9.9 ~ 10.6	10.0 ~ 10.7	10.1 ~ 10.8	10.2 ~ 10.9	10.3 ~ 11.0	10.4 ~ 11.1	10.5 ~ 11.2	10.6 ~ 11.3	10.7 ~ 11.4
	29	9.7 ~ 10.4	9.8 ~ 10.5	9.9 ~ 10.6	10.0 ~ 10.7	10.1 ~ 10.8	10.2 ~ 10.9	10.3 ~ 11.0	10.4 ~ 11.1	10.5 ~ 11.2	10.6 ~ 11.3	10.7 ~ 11.4
	30	9.7 ~ 10.3	9.8 ~ 10.4	9.9 ~ 10.5	10.0 ~ 10.6	10.1 ~ 10.7	10.2 ~ 10.8	10.3 ~ 10.9	10.4 ~ 11.0	10.5 ~ 11.1	10.6 ~ 11.2	10.7 ~ 11.3
	31	9.7 ~ 10.3	9.8 ~ 10.4	9.9 ~ 10.5	10.0 ~ 10.6	10.1 ~ 10.7	10.2 ~ 10.8	10.3 ~ 10.9	10.4 ~ 11.0	10.5 ~ 11.1	10.6 ~ 11.2	10.7 ~ 11.3
	32	9.7 ~ 10.3	9.8 ~ 10.4	9.9 ~ 10.5	10.0 ~ 10.6	10.1 ~ 10.7	10.2 ~ 10.8	10.3 ~ 10.9	10.4 ~ 11.0	10.5 ~ 11.1	10.6 ~ 11.2	10.7 ~ 11.3
	33	9.7 ~ 10.3	9.8 ~ 10.4	9.9 ~ 10.5	10.0 ~ 10.6	10.1 ~ 10.7	10.2 ~ 10.8	10.3 ~ 10.9	10.4 ~ 11.0	10.5 ~ 11.1	10.6 ~ 11.2	10.7 ~ 11.3
	34	9.7 ~ 10.3	9.8 ~ 10.4	9.9 ~ 10.5	10.0 ~ 10.6	10.1 ~ 10.7	10.2 ~ 10.8	10.3 ~ 10.9	10.4 ~ 11.0	10.5 ~ 11.1	10.6 ~ 11.2	10.7 ~ 11.3
	35	9.8 ~ 10.3	9.9 ~ 10.4	10.0 ~ 10.5	10.1 ~ 10.6	10.1 ~ 10.7	10.2 ~ 10.8	10.3 ~ 10.9	10.4 ~ 11.0	10.5 ~ 11.1	10.6 ~ 11.2	10.7 ~ 11.3
	36	9.8 ~ 10.3	9.9 ~ 10.4	10.0 ~ 10.5	10.1 ~ 10.6	10.2 ~ 10.7	10.3 ~ 10.8	10.4 ~ 10.9	10.5 ~ 11.0	10.6 ~ 11.1	10.7 ~ 11.2	10.8 ~ 11.3
	37	9.8 ~ 10.3	9.9 ~ 10.4	10.0 ~ 10.5	10.1 ~ 10.6	10.2 ~ 10.7	10.3 ~ 10.8	10.4 ~ 10.9	10.5 ~ 11.0	10.6 ~ 11.1	10.7 ~ 11.2	10.8 ~ 11.3
	38	9.8 ~ 10.3	9.9 ~ 10.4	10.0 ~ 10.5	10.1 ~ 10.6	10.2 ~ 10.7	10.3 ~ 10.8	10.4 ~ 10.9	10.5 ~ 11.0	10.6 ~ 11.1	10.7 ~ 11.2	10.8 ~ 11.3
	39	9.8 ~ 10.2	9.9 ~ 10.3	10.0 ~ 10.4	10.1 ~ 10.5	10.2 ~ 10.6	10.3 ~ 10.7	10.4 ~ 10.8	10.5 ~ 10.9	10.6 ~ 11.0	10.7 ~ 11.2	10.8 ~ 11.3
	40	9.8 ~ 10.2	9.9 ~ 10.3	10.0 ~ 10.4	10.1 ~ 10.5	10.2 ~ 10.6	10.3 ~ 10.7	10.4 ~ 10.8	10.5 ~ 10.9	10.6 ~ 11.0	10.7 ~ 11.1	10.8 ~ 11.2

別表2 補正幅の違いによる補正精度の比較

評価する企業の給付設計・計算基礎率・人員構成等により、補正精度は異なる。以下では参考のため、ある計算基礎率と人員構成を想定したうえで、2つの給付設計例に関する精度を示している。具体的な事例では必ずしも設例に示す精度とならないことに留意を要する。

【設例1】退職一時金制度

1. 制度内容

給付額（一時金）＝ 勤続年数 × 100,000 円

2. 計算基礎率

・ 予定退職率：次表の率

年齢（歳）	予定退職率（％）	年齢（歳）	予定退職率（％）	年齢（歳）	予定退職率（％）
15	9.834	31	3.027	47	0.246
16	9.933	32	2.582	48	0.212
17	9.974	33	2.219	49	0.197
18	10.089	34	1.920	50	0.206
19	10.166	35	1.664	51	0.247
20	10.108	36	1.440	52	0.316
21	9.950	37	1.245	53	0.419
22	9.680	38	1.074	54	0.560
23	9.232	39	0.931	55	0.720
24	8.595	40	0.806	56	0.885
25	7.802	41	0.696	57	1.077
26	6.896	42	0.598	58	1.293
27	5.961	43	0.509	59	1.498
28	5.060	44	0.427	60	1.662
29	4.256	45	0.357		
30	3.576	46	0.295		

・ 予定死亡率：平成17年3月10日付厚生労働省告示による確定給付企業年金に使用される率

3. 人員構成

上記計算基礎率に基づく定常人口（従業員数2,000人）

補正結果と実際の計算結果との乖離（退職給付債務）

(2 . 0 %)

補正幅 (%)	補正計算の基礎 とした割引率 (%)		計算結果 (千円)	線形補間 方式(千円)	乖離率 (%)	対数補間 方式(千円)	乖離率 (%)
0.2	1.9	2.1	2,528,246	2,528,487	0.010	2,528,329	0.003
0.4	1.8	2.2	2,528,246	2,529,210	0.038	2,528,576	0.013
0.6	1.7	2.3	2,528,246	2,530,417	0.086	2,528,990	0.029
0.8	1.6	2.4	2,528,246	2,532,101	0.152	2,529,563	0.052
1.0	1.5	2.5	2,528,246	2,534,276	0.238	2,530,308	0.082
1.2	1.4	2.6	2,528,246	2,536,934	0.344	2,531,216	0.117
1.4	1.3	2.7	2,528,246	2,540,076	0.468	2,532,287	0.160
1.6	1.2	2.8	2,528,246	2,543,709	0.612	2,533,526	0.209
1.8	1.1	2.9	2,528,246	2,547,833	0.775	2,534,931	0.264
2.0	1.0	3.0	2,528,246	2,552,451	0.957	2,536,502	0.327
2.2	0.9	3.1	2,528,246	2,557,563	1.160	2,538,238	0.395
2.4	0.8	3.2	2,528,246	2,563,175	1.382	2,540,142	0.471
2.6	0.7	3.3	2,528,246	2,569,291	1.623	2,542,215	0.553
2.8	0.6	3.4	2,528,246	2,575,912	1.885	2,544,455	0.641
3.0	0.5	3.5	2,528,246	2,583,042	2.167	2,546,862	0.736

(3 . 0 %)

補正幅 (%)	補正計算の基礎 とした割引率 (%)		計算結果 (千円)	線形補間 方式(千円)	乖離率 (%)	対数補間 方式(千円)	乖離率 (%)
0.2	2.9	3.1	2,279,700	2,279,893	0.008	2,279,768	0.003
0.4	2.8	3.2	2,279,700	2,280,470	0.034	2,279,970	0.012
0.6	2.7	3.3	2,279,700	2,281,436	0.076	2,280,312	0.027
0.8	2.6	3.4	2,279,700	2,282,790	0.136	2,280,791	0.048
1.0	2.5	3.5	2,279,700	2,284,528	0.212	2,281,403	0.075
1.2	2.4	3.6	2,279,700	2,286,655	0.305	2,282,151	0.108
1.4	2.3	3.7	2,279,700	2,289,174	0.416	2,283,039	0.146
1.6	2.2	3.8	2,279,700	2,292,083	0.543	2,284,062	0.191
1.8	2.1	3.9	2,279,700	2,295,386	0.688	2,285,224	0.242
2.0	2.0	4.0	2,279,700	2,299,083	0.850	2,286,523	0.299
2.2	1.9	4.1	2,279,700	2,303,175	1.030	2,287,958	0.362
2.4	1.8	4.2	2,279,700	2,307,668	1.227	2,289,533	0.431
2.6	1.7	4.3	2,279,700	2,312,560	1.441	2,291,243	0.506
2.8	1.6	4.4	2,279,700	2,317,858	1.674	2,293,095	0.588
3.0	1.5	4.5	2,279,700	2,323,564	1.924	2,295,086	0.675

【設例 2】企業年金制度

1. 制度内容

・給付額（年金）

$$= \text{勤続年数} \times 100,000 \text{ 円} \div 143.94943 \text{ (利率 3.0\% \cdot 15 年確定現価率)}$$

$$\times \text{脱退時年齢に応じた次の率}$$

脱退時 年齢（歳）	率	脱退時 年齢（歳）	率	脱退時 年齢（歳）	率
15	3.782	31	2.357	47	1.469
16	3.671	32	2.288	48	1.426
17	3.565	33	2.221	49	1.384
18	3.461	34	2.157	50	1.344
19	3.360	35	2.094	51	1.305
20	3.262	36	2.033	52	1.267
21	3.167	37	1.974	53	1.230
22	3.075	38	1.916	54	1.194
23	2.985	39	1.860	55	1.159
24	2.898	40	1.806	56	1.126
25	2.814	41	1.754	57	1.093
26	2.732	42	1.702	58	1.061
27	2.652	43	1.653	59	1.030
28	2.575	44	1.605	60	1.000
29	2.500	45	1.558		
30	2.427	46	1.513		

- ・60歳開始 15年保証期間付終身年金

2. 計算基礎率

- ・予定退職率 : 設例 1 と同じ
- ・予定死亡率 : 平成 17 年 3 月 10 日付厚生労働省告示による確定給付企業年金に使用される率
- ・予定一時金選択率 : 0.0% (全員が年金を全部選択する前提)

- ### 3. 人員構成
- 上記計算基礎率に基づく定常人口() (従業員数 2,000 人)
年金者が存在しない定常人口を想定

補正結果と実際の計算結果との乖離（退職給付債務）

（ 2 . 0 % ）

補正幅 （ % ）	補正計算の基礎 とした割引率（ % ）		計算結果 （ 千円 ）	線形補間 方式（ 千円 ）	乖離率 （ % ）	対数補間 方式（ 千円 ）	乖離率 （ % ）
0.2	1.9	2.1	3,990,571	3,992,086	0.038	3,990,874	0.008
0.4	1.8	2.2	3,990,571	3,996,633	0.152	3,991,783	0.030
0.6	1.7	2.3	3,990,571	4,004,223	0.342	3,993,301	0.068
0.8	1.6	2.4	3,990,571	4,014,856	0.609	3,995,418	0.121
1.0	1.5	2.5	3,990,571	4,028,566	0.952	3,998,154	0.190
1.2	1.4	2.6	3,990,571	4,045,363	1.373	4,001,495	0.274
1.4	1.3	2.7	3,990,571	4,065,272	1.872	4,005,443	0.373
1.6	1.2	2.8	3,990,571	4,088,330	2.450	4,010,006	0.487
1.8	1.1	2.9	3,990,571	4,114,576	3.107	4,015,189	0.617
2.0	1.0	3.0	3,990,571	4,144,047	3.846	4,020,986	0.762
2.2	0.9	3.1	3,990,571	4,176,786	4.666	4,027,400	0.923
2.4	0.8	3.2	3,990,571	4,212,850	5.570	4,034,438	1.099
2.6	0.7	3.3	3,990,571	4,252,298	6.559	4,042,106	1.291
2.8	0.6	3.4	3,990,571	4,295,190	7.633	4,050,402	1.499
3.0	0.5	3.5	3,990,571	4,341,595	8.796	4,059,330	1.723

（ 3 . 0 % ）

補正幅 （ % ）	補正計算の基礎 とした割引率（ % ）		計算結果 （ 千円 ）	線形補間 方式（ 千円 ）	乖離率 （ % ）	対数補間 方式（ 千円 ）	乖離率 （ % ）
0.2	2.9	3.1	3,160,981	3,162,036	0.033	3,161,203	0.007
0.4	2.8	3.2	3,160,981	3,165,193	0.133	3,161,860	0.028
0.6	2.7	3.3	3,160,981	3,170,471	0.300	3,162,966	0.063
0.8	2.6	3.4	3,160,981	3,177,870	0.534	3,164,515	0.112
1.0	2.5	3.5	3,160,981	3,187,396	0.836	3,166,501	0.175
1.2	2.4	3.6	3,160,981	3,199,066	1.205	3,168,932	0.252
1.4	2.3	3.7	3,160,981	3,212,903	1.643	3,171,811	0.343
1.6	2.2	3.8	3,160,981	3,228,918	2.149	3,175,134	0.448
1.8	2.1	3.9	3,160,981	3,247,141	2.726	3,178,908	0.567
2.0	2.0	4.0	3,160,981	3,267,592	3.373	3,183,127	0.701
2.2	1.9	4.1	3,160,981	3,290,303	4.091	3,187,798	0.848
2.4	1.8	4.2	3,160,981	3,315,311	4.882	3,192,925	1.011
2.6	1.7	4.3	3,160,981	3,342,645	5.747	3,198,503	1.187
2.8	1.6	4.4	3,160,981	3,372,351	6.687	3,204,542	1.378
3.0	1.5	4.5	3,160,981	3,404,470	7.703	3,211,042	1.584

別表3 内分補正と外分補正の補正精度の比較

評価する企業の給付設計・計算基礎率・人員構成等により、補正精度は異なる。以下では参考のため、ある計算基礎率と人員構成を想定したうえで、2つの給付設計例に関する精度を示している。具体的な事例では必ずしも設例に示す精度とならないことに留意を要する。

【設例1】退職一時金制度（内容は別表2の設例1と同じ）

補正結果と実際の計算結果との乖離（退職給付債務）

割引率2.0%と2.5%の計算結果を使用して補正

割引率（%）	計算結果 （千円）	線形補間 方式（千円）	乖離率（%）	対数補間 方式（千円）	乖離率（%）
1.5	2,669,968	2,657,908	▲ 0.452	2,665,607	▲ 0.163
1.6	2,640,591	2,631,976	▲ 0.326	2,637,496	▲ 0.117
1.7	2,611,743	2,606,044	▲ 0.218	2,609,708	▲ 0.078
1.8	2,583,410	2,580,111	▲ 0.128	2,582,240	▲ 0.045
1.9	2,555,581	2,554,179	▲ 0.055	2,555,087	▲ 0.019
2.0	2,528,246	2,528,246	0.000	2,528,246	0.000
2.1	2,501,393	2,502,314	0.037	2,501,713	0.013
2.2	2,475,009	2,476,381	0.055	2,475,484	0.019
2.3	2,449,090	2,450,449	0.055	2,449,556	0.019
2.4	2,423,611	2,424,516	0.037	2,423,923	0.013
2.5	2,398,584	2,398,584	0.000	2,398,584	0.000
2.6	2,373,984	2,372,652	▲ 0.056	2,373,534	▲ 0.019
2.7	2,349,800	2,346,719	▲ 0.131	2,348,769	▲ 0.044
2.8	2,326,033	2,320,787	▲ 0.226	2,324,287	▲ 0.075
2.9	2,302,673	2,294,854	▲ 0.340	2,300,083	▲ 0.112
3.0	2,279,700	2,268,922	▲ 0.473	2,276,155	▲ 0.155

割引率2.0%と3.0%の計算結果を使用して補正

割引率（%）	計算結果 （千円）	線形補間 方式（千円）	乖離率（%）	対数補間 方式（千円）	乖離率（%）
1.0	2,825,203	2,776,793	▲ 1.714	2,806,751	▲ 0.653
1.2	2,761,384	2,727,084	▲ 1.242	2,748,471	▲ 0.468
1.4	2,699,883	2,677,374	▲ 0.834	2,691,512	▲ 0.310
1.6	2,640,591	2,627,665	▲ 0.490	2,635,843	▲ 0.180
1.8	2,583,410	2,577,956	▲ 0.211	2,581,431	▲ 0.077
2.0	2,528,246	2,528,246	0.000	2,528,246	0.000
2.2	2,475,009	2,478,537	0.143	2,476,258	0.050
2.4	2,423,611	2,428,828	0.215	2,425,437	0.075
2.6	2,373,984	2,379,118	0.216	2,375,755	0.075
2.8	2,326,033	2,329,409	0.145	2,327,185	0.050
3.0	2,279,700	2,279,700	0.000	2,279,700	0.000
3.2	2,234,906	2,229,990	▲ 0.220	2,233,272	▲ 0.073
3.4	2,191,596	2,180,281	▲ 0.516	2,187,877	▲ 0.170
3.6	2,149,699	2,130,572	▲ 0.890	2,143,490	▲ 0.289
3.8	2,109,157	2,080,862	▲ 1.342	2,100,087	▲ 0.430
4.0	2,069,919	2,031,153	▲ 1.873	2,057,643	▲ 0.593

【設例2】企業年金制度（内容は別表2の設例2と同じ）

補正結果と実際の計算結果との乖離（退職給付債務）

割引率 2.0%と 2.5%の計算結果を使用して補正

割引率（%）	計算結果 （千円）	線形補間 方式（千円）	乖離率（%）	対数補間 方式（千円）	乖離率（%）
1.5	4,512,965	4,436,973	▲ 1.684	4,495,820	▲ 0.380
1.6	4,401,698	4,347,693	▲ 1.227	4,389,689	▲ 0.273
1.7	4,293,954	4,258,412	▲ 0.828	4,286,164	▲ 0.181
1.8	4,189,602	4,169,132	▲ 0.489	4,185,179	▲ 0.106
1.9	4,088,511	4,079,851	▲ 0.212	4,086,669	▲ 0.045
2.0	3,990,571	3,990,571	0.000	3,990,571	0.000
2.1	3,895,661	3,901,290	0.145	3,896,823	0.030
2.2	3,803,664	3,812,010	0.219	3,805,366	0.045
2.3	3,714,491	3,722,729	0.222	3,716,142	0.044
2.4	3,628,014	3,633,449	0.150	3,629,095	0.030
2.5	3,544,168	3,544,168	0.000	3,544,168	0.000
2.6	3,462,837	3,454,887	▲ 0.230	3,461,309	▲ 0.044
2.7	3,383,932	3,365,607	▲ 0.542	3,380,464	▲ 0.102
2.8	3,307,378	3,276,326	▲ 0.939	3,301,584	▲ 0.175
2.9	3,233,094	3,187,046	▲ 1.424	3,224,619	▲ 0.262
3.0	3,160,981	3,097,765	▲ 2.000	3,149,519	▲ 0.363

割引率 2.0%と 3.0%の計算結果を使用して補正

割引率（%）	計算結果 （千円）	線形補間 方式（千円）	乖離率（%）	対数補間 方式（千円）	乖離率（%）
1.0	5,127,113	4,820,161	▲ 5.987	5,049,465	▲ 1.514
1.2	4,869,283	4,654,243	▲ 4.416	4,816,400	▲ 1.086
1.4	4,627,888	4,488,325	▲ 3.016	4,594,522	▲ 0.721
1.6	4,401,698	4,322,407	▲ 1.801	4,383,272	▲ 0.419
1.8	4,189,602	4,156,489	▲ 0.790	4,182,122	▲ 0.179
2.0	3,990,571	3,990,571	0.000	3,990,571	0.000
2.2	3,803,664	3,824,653	0.552	3,808,143	0.118
2.4	3,628,014	3,658,735	0.847	3,634,387	0.176
2.6	3,462,837	3,492,817	0.866	3,468,875	0.174
2.8	3,307,378	3,326,899	0.590	3,311,202	0.116
3.0	3,160,981	3,160,981	0.000	3,160,981	0.000
3.2	3,023,009	2,995,063	▲ 0.924	3,017,847	▲ 0.171
3.4	2,892,902	2,829,145	▲ 2.204	2,881,452	▲ 0.396
3.6	2,770,118	2,663,227	▲ 3.859	2,751,469	▲ 0.673
3.8	2,654,171	2,497,309	▲ 5.910	2,627,582	▲ 1.002
4.0	2,544,613	2,331,391	▲ 8.379	2,509,497	▲ 1.380